

# 各検討会・ワーキンググループの開催状況等について

<p><b>新たな社会的養育の在り方に関する検討会</b> 〔 座 長：奥山 眞紀子 座長代理：松本 伊智朗 〕</p>	<p><b>児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会</b> 〔 座 長：吉田 恒雄 〕</p>	<p><b>子ども家庭福祉人材の専門性確保WG</b> 〔 座 長：山縣 文治 座長代理：西澤 哲 〕</p>	<p><b>市区町村の支援業務のあり方に関する検討WG</b> 〔 座 長：松本 伊智朗 座長代理：井上 登生 〕</p>
<p><b>平成28年</b></p> <p><b>第1回：7月29日（金）</b> ・検討会の開催について ・意見交換</p> <p><b>第2回：9月16日（金）</b> ・各検討会・WGの開催状況 ・法改正後の進捗状況 ・関係団体ヒアリング</p> <p><b>第3回：10月7日（金）</b> ・各検討会・WGの開催状況 ・法改正後の進捗状況 ・個別の論点についての議論 ・関係団体等ヒアリング</p> <p><b>第4回：10月21日（金）</b> ・各検討会・WGの開催状況 ・個別の論点についての議論 ・関係団体等ヒアリング</p> <p><b>第5回：11月18日（金）</b> ・各検討会・WGの開催状況 ・法改正後の進捗状況 ・個別の論点についての議論</p> <p><b>第6回：11月30日（水）</b> ・関係団体等ヒアリング(追加) ・各検討会・WGの開催状況 ・個別の論点についての議論</p> <p><b>第7回：12月28日（水）</b> ・各検討会・WGの開催状況 ・法改正後の進捗状況 ・個別の論点についての議論</p> 	<p><b>第1回：7月25日（月）</b> ・検討会の開催について ・意見交換</p> <p><b>第2回：8月31日（水）</b> ・第1回検討会におけるご指摘事項等について ・児童相談所への調査項目（案）について ・関係団体、有識者ヒアリング</p> <p><b>第3回：9月26日（月）</b> ・論点ごとの議論</p> <p><b>第4回：10月14日（金）</b> ・調査結果に基づく争点整理 ・論点ごとの議論</p> <p><b>第5回：10月31日（月）</b> ・論点ごとの議論</p> <p><b>第6回：11月14日（月）</b> ・論点ごとの議論</p> <p><b>第7回：11月28日（月）</b> ・論点ごとの議論</p> <p><b>第8回：12月12日（月）</b> ・児童虐待対応における司法関与の在り方について（これまでの議論の整理）（案）</p> <p><b>第9回：12月26日（月）</b> ・特別養子縁組に関する議論 ・関係者ヒアリング</p> 	<p><b>第1回：7月29日（金）</b> ・WGの開催について ・意見交換</p> <p><b>第2回：9月2日（金）</b> ・児童福祉司スーパーバイザー研修、児童福祉司任用後研修、児童福祉司任用前講習会の到達目標等について</p> <p><b>第3回：10月7日（金）</b> ・研修カリキュラム（たたき台）等について （児童福祉司任用後研修、児童福祉司任用前講習会） ・到達目標等について （児童福祉司スーパーバイザー研修、要対協調整機関専門職研修）</p> <p><b>第4回：12月9日（金）</b> ・研修カリキュラム（案）等について（要対協調整機関専門職研修） ・児童福祉司等の義務研修等の骨子案について ・共通アセスメントツールについて</p> <p><b>12月～</b> 告示・通知等の作成作業</p> 	<p><b>第1回：8月8日（月）</b> ・WGの開催について ・意見交換</p> <p><b>第2回：9月16日（金）</b> ・今後の進め方のイメージ共有 ・論点整理の確認 ・支援拠点の機能のあり方</p> <p><b>第3回：10月21日（金）</b> ・運営指針（たたき台）について ・意見交換</p> <p><b>第4回：11月30日（水）</b> ・運営指針（素案）について ・ガイドライン検討事項骨子(案)等について ・共通アセスメントツールについて</p> <p><b>第5回：12月21日（水）</b> ・運営指針（案）のとりまとめ ・ガイドライン検討事項（案）について ・共通アセスメントツールについて</p> 

新たな社会的養育の  
在り方に関する検討会

〔 座 長：奥山 眞紀子  
座長代理：松本 伊智朗 〕

児童虐待対応における司法関与及び特  
別養子縁組制度の利用促進の  
在り方に関する検討会

〔 座 長：吉田 恒雄 〕

子ども家庭福祉人材の  
専門性確保WG

〔 座 長：山縣 文治  
座長代理：西澤 哲 〕

市区町村の支援業務の  
あり方に関する検討WG

〔 座 長：松本 伊智朗  
座長代理：井上 登生 〕

平成29年

第8回：1月13日（金）

- ・在宅支援に関する議論

第9回：2月1日（水）

- ・在宅支援に関する議論
- ・児童家庭支援センターに関する議論

第10回：2月24日（金）

- ・在宅支援に関する議論
- ・自立支援に関する議論

第10回：1月16日（月）

- ・特別養子縁組に関する議論
- ・関係者ヒアリング

第11回：1月30日（月）

- ・特別養子縁組に関する議論
- ・関係者ヒアリング

第12回：2月13日（月）

- ・関係者ヒアリング
- ・特別養子縁組に関する議論

第13回：2月28日（火）

- ・特別養子縁組に関する議論

第5回：2月1日（水）

- ・児童相談所の体制強化について

第6回：3月14日（火）

- ・児童相談所の体制強化について

第6回：2月2日（木）

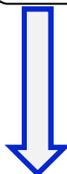
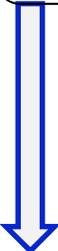
- ・ガイドライン（素案）のたたき台（案）について

第7回：3月1日（水）（予定）

- ・ガイドライン（素案）について

3月下旬（予定）

- ・ガイドライン（案）のとりまとめ



平成28年2月1日「第9回新たな社会的養育の在り方に関する検討会」資料7から構成員の意見を反映

## 改正児童福祉法第三条の二の解釈に基づく社会的養護（狭義）（案）

2017.2.24 奥山 眞紀子

### 改正児童福祉法第三条の二

ただし・・・児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない

#### I. 上記の解釈について

国連総会で2009年12月に採択決議された代替的養育の指針をも踏まえ、上記改正条文に関して、どのように解釈すべきかを提示することが求められている。「家庭における養育環境と同様の養育環境」とは字義的には family-like care と誤解される可能性はあるが、家庭で養育できない子どもがまず養育されるべき環境は family based care であり、そのように解釈すべきである。それに伴い、「できる限り良好な家庭的環境」は family-like care および residential care に当たると考えるべきである。~~以下は日本の現状をも踏まえた子どもの権利を守る代替的養育環境に関する提言である。~~なお、改正児童福祉法第三条の二において、「家庭における養育環境と同様の養育環境」もしくは、「できる限り良好な家庭的環境」でなければならない養育環境には一時保護などの短期的な養育環境から、~~養子縁組までの~~長期的な養育環境までが含まれる。

#### 1. 「家庭における養育環境と同様の養育環境」

##### 1) 特に重視されるべき養育に関する機能

「家庭における養育環境と同様の養育環境」は、家庭での養育が困難な子どもが対象であり、単に、虐待やネグレクトのない良好な生活基盤というだけではなく、逆境体験や離別・喪失の傷つきを回復する生活基盤となる必要がある。以下はそのために必要な養育の機能である。

- ①心身ともに安全が確保され、安心して生活できる機能
- ②継続的で特定な人間関係によって「心の安全基地」として機能する
- ③共有される生活基盤を提供する機能
- ④発育および心身の発達が保障される機能
- ⑤社会化の基盤としての機能
- ⑥病んだ時の心身の癒しと回復の場としての機能
- ⑨子どものトラウマ体験や分離・喪失体験からの回復の場となる機能

- ⑩新たなアタッチメント対象としての関係性を構築する機能
- ⑪発達が促されて、生活課題の修復が意図的に行われる場となる機能

## 2) 当該養育環境とみなされる要件

上記の機能を果たすことのできる養育環境としては、以下の要件が考えられる。ただし、当該養育環境として適切であると判断するのは総合的判断であり、以下は参考として考えるべき要件項目である。

- ①一貫かつ継続した、養育能力のある、密な関係性を形成して子育てできる特定の養育者の存在
- ②子どもの安全が守られる「家」という物理的環境の提供
- ③特定の養育者との生活基盤の共有
- ④同居者との生活の共有、ただし、同居者は比較的固定されており、安定した同居者となっていることが必要
- ⑤生活の柔軟性：有機的で臨機応変な変化のできる営み  
例：子どもの病気に柔軟に対応できるなど
- ⑥子どものニーズに敏感でそれに合った適切なケアを提供できる
- ⑦社会的に受け入れられる価値を共有し、かつ子どもの自律や選択が尊重される
- ⑧地域社会に存在して、子どもも養育者も地域社会に参加している
- ⑨子どもの権利を守る場になっている
- ⑩子どものトラウマや関係性の問題に対するある程度の知識と対応方法を獲得しており、必要に応じて専門家の助言を求めたり受け入れたりできる
- ⑪子どもの状況に応じて適切な家庭教育を行える

## 2. 「家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合」

上記の「家庭における養育環境と同様の養育環境」で養育することが適当でない場合に関しては、以下のような場合である。

- ①家庭環境では養育が困難となる問題を持つ子ども  
例：それまでの育ちの中で他者への不信や家庭への怒りが強くて、最大限の努力を行っても、一人の養育者が抱えきれず、子どもが他者や自分を傷つける危険がある場合など。
- ②家庭内でのトラウマ体験や里親不調を経験した子どもで、子ども本人が家庭環境に抵抗拒否感が強いく、「できるだけ良好な家庭的環境」を選択する場合  
例：面前 DV 体験などで家庭そのものに強い拒否感を持つ場合、里親不調を複数回経験した子どもの場合などで、里親等の家庭養育に強い不安をもっているため、その回復に一時的に「できるだけ良好な家庭的環境」としての専門性が有効であると考えられる場合

\*当面は以下の条件も考慮する

③適当な「家庭環境と同様の養育環境」が提供できない場合

ただし、その場合は一時的~~(概ね3年以内)~~とし、できるだけ早期に「家庭における養育環境と同様の養育環境に移行させること。「一時的」の期間に関しては、乳幼児の場合は原則としてすること。日～週単位であり、長くとも数か月以内には「家庭における養育環境と同様の養育環境」に移行すべきであり、就学後の子どももできるだけ早く移行させることが必要であり、どんなに長くとも3年を超えないようにすべきである。

3. 「できる限り良好な家庭的環境」

上記2. の条件の子どもに提供する環境は「家庭における養育環境と同様の養育環境」では与えることのできない機能を有する環境であり、その子どもの状況によって与えるべき環境は異なる。従って、ここではその機能に関しての原則を提示する。

1) 特に重視されるべき養育の機能

- ①「家庭における養育環境と同様の養育環境」と同じ機能を有すること。
- ②「家庭における養育環境と同様の養育環境」では不利益が生じる子どもへの適切なケアの機能があること。そのケアは、子どもの個別のニーズに応ずるもので、他者への信頼感や自尊感情の回復を含めた子どもの逆境体験による影響からの回復につながり、「家庭における養育環境と同様の養育環境」での生活を可能にする方向性のものである必要がある。

2) 当該養育環境とみなされる要件

- ①生活の単位は、原則として家庭に近い規模であること。具体的には~~現状では、最大で地域小規模施設の子どもの数と必要な養育者がいる規模~~最多でも子どもの数は6人までとし、子どものニーズに応じて養育できる専門性を持った養育者が、少なくとも24時間を通じて子どものいる時間は複数で対応できる単位であること。
- ②子どもの最善の利益のために満たせない要件~~(地域に存在等)~~を除き、「家庭における養育環境と同様の養育環境」の要件を満たすこと。
- ③集団規則などによらない個々の子どものニーズに合った丁寧なケアの提供が行えること。
- ④養育者は複数となってもそのケアの在り方は一貫しており、養育者の頻回な変更がおこなわれないこと。
- ⑤子どもの権利が保障されていること。
- ⑥そのケアによって家庭同様の養育環境での養育が可能になれば、家庭同様の養育環境に移行するものであり、この環境からの社会的自立は例外的であること。

⑦ただし、年長児等でこの環境からの社会的自立がやむを得ない場合は適切な自立支援~~およびアフタケア~~が行えること。

### 3) 養育以外に必要な機能

「できる限り良好な家庭的環境」においては、ソーシャルワーク組織として子どもと家庭を支援する~~機能として~~、以下の機能も求められる。なお、そのためには、グループを媒体としてソーシャルワークを展開する実践の場としての機能を持つための個別化の視点、人材育成とソーシャルワークスーパービジョンのシステム化が必要となる。

- ①福祉専門職間および他の専門職と協働して子どもと家庭を支援する機能
- ②実家庭への復帰や家庭と同様の養育環境に移行する場合の移行期のケアや家庭へのケアおよび社会的養護からの自立へのケアの提供
- ③市町村と連携した在宅支援機能や通所機能

## II. 社会的養護の体制改革

### 1. 「家庭における養育環境と同様の養育環境」

現在の体制では以下の養育環境が該当すると考えられる。

- (1) 特別養子縁組家庭
- (2) 普通養子縁組家庭
- (3) 親族里親家庭
- (4) 里親・専門里親家庭
- (5) 以下のファミリーホーム…すべて里親登録を原則とする
  - ①里親型ファミリーホーム
  - ②独立自営型ファミリーホーム
  - ③法人型ファミリーホームで本体施設がないか、あっても離れた地域で夫婦が同居して営んでいる場合で、人事異動は想定されていない場合

現状では、これらの養育環境で養育できる子どもの数が限られており、原則として当該環境で子どもが養育されることが困難である。里親や養子縁組家庭の開発が急務である。

### 2. 「できる限り良好な家庭的環境」

#### 1) 要件を満たす体制

現状の社会的養護の中で、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である上記の環境以外は、「できる限り良好な家庭的環境」の要件を満たす体制である。従って、全ての児童福祉施設が上記の要件を満たす体制になることが必要である。

## 2) 体制移行のロードマップ

しかしながら、現在の体制をあるべき体制にするためには一定の時間がかかる。そのロードマップを社会的養育全体の問題として提示する必要がある。

### Ⅲ. 一時保護所~~所~~に関して

### Ⅳ. その他、本検討会で行うべきこと

1. 「家庭における養育環境と同様の養育環境」を基礎とすることの意識の徹底
2. 養親、里親になる（登録される）基準（適格性の判断）の作成
3. 養子縁組推進方法の提示
  - ① 養育費の問題等について検討
  - ② 支援について
4. 「里親」の名称変更
5. 里親、養親の開拓および支援（包括的里親支援事業）の構築
6. 社会的養護を職業とする里親・ファミリーホームの創設の検討
  - ① 職業里親：夫婦とも専業の里親
  - ② 独立自営型ファミリーホームで夫婦が専業養育者
  - ③ 法人型ファミリーホームで夫婦が専業養育者⇒これらの専業養育者は高度専門里親とみなして、一定期間の里親等の経験と特別な研修を受けることも考えられる
7. 障害を持った子どもも、家庭での養育が困難な場合は「家庭の養育環境と同様の養育環境」で養育がなされることを重視した提言とする
8. 社会的養護を含めた社会的養育のあるべき全体図を実現するためのロードマップを提示する
9. 子どものニーズに応じたケアとそれによる施設類型の基準を再検討する
10. 社会的養護全体（里親、養親、施設）の養育においては、子どもの発達支援、特に、トラウマやアタッチメントの問題を持った子どもへのケア、実家族の喪失に配慮したケア、子どもの自分史や家族観(家族への認知・感情等)の整理含むケアが必要であり、それが可能となる研修のあり方を提示する

以上

# 社会的養育全体の目標図

## 市区町村子ども家庭支援拠点

母子保健

子育て世代包括支援センター

全家庭支援(養子縁組・里親を含む)

ニーズのアセスメントと支援計画

### 在宅での子ども家庭支援

- ・相談、家事援助
- ・ひろば等の利用
- ・保育園等の家庭との協働養育
- ・ショートステイ
- ・産前産後親子ホーム
- ・療育施設 等

要対協  
調整機関

関係機関

在宅措置・通所措置(指導委託)

### 児童相談所

一時保護・一時保護委託

子どものニーズ評価

包括的里親養育事業

永続的  
養子縁組

一時的  
家庭と同様  
里親  
家庭的  
施設

代替養育(分離ケア)

### 社会的養護

自立支援・アフタケア

## 検討事項

- ・市区町村の基盤の強化方法
- ・支援拠点のあり方
- ・コミュニティソーシャルワークのあり方(ニーズの把握と支援)
- ・在宅措置のあり方
- ・通所(治療的デイケア等)の場の開発
- ・妊娠期からの支援の構築(内密出産の制度の検討を含む)
- ・産前産後親子ホームの構築(社会的養護の一部の活用)
- ・児童家庭支援センターの役割
- ・親子分離中の家庭支援のあり方
- ・家庭復帰後の家庭支援のあり方

- ・継続性を担保するソーシャルワーク
- ・一時保護の機能の提示
- ・権利を保障した一時保護の場の要件
- ・「家庭と同様の養育環境」「できるだけ良好な養育環境」「その要件」の整理
- ・アドボケート制度の構築
- ・包括的里親養育事業ガイドライン提示
- ・第三者評価基準の見直し、里親評価
- ・施設の機能およびあり方の総合的検討
- ・人材育成方法の提言
- ・継続的養育を意識したケアのあり方提言
- ・家庭復帰支援のあり方

- ・地域子ども家庭支援での自立支援のあり方
- ・社会的養護の自立支援・アフタケアガイドライン提示
- ・継続的支援の制度構築を提言

社会的養育の目標図を達成するためのプロセスを提言

## 「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」 成果として提示すべき事項（案）

～「社会的養護の課題と将来像」から「新たな社会的養育の構築」に向けて～

奥山 眞紀子

「社会的養護の課題と将来像」は、2011年6月施設の人員に関する児童福祉施設最低基準の見直しが行われたことを受けて、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会委員の中で、里親および各施設種別の代表者と当事者団体の代表者で「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」を立ち上げて検討され、作成された。

その際、2009年12月に国連総会にて採択決議された「児童の代替的養護に関する指針」に関しては、その精神や内容が十分に議論されないまま、それまでの委員会で議論されてきた「家庭的」養護と国連指針の「家庭」養護（family-based care）および「家庭的」養護（family-like care）の整合性を表層的に示したのみであった。

その結果、多くの問題点が生じている。その一部を以下に挙げる。

- 1) 社会的養護が「家庭で養育できない子どもの養育」という狭い観点で語られており、全ての子どもの養育に関する社会（国連指針では国）の責任という観点が不明確である。
- 2) 国連指針で述べられている子どもが家庭で育つ権利に関しての原則が不明確である。
- 3) 「社会的養護の将来像」としながらも、既存のシステムの側から見ており、子どもを中心として、在宅を含めた社会的養護のあるべき将来像全体を提示していない。
- 5) 養育の永続性に関する議論が希薄で、養子縁組に関する記載がほとんどない。
- 6) 小規模化・地域化は児童養護施設のみに適応され、他の施設に適応されていない。
- 7) 国連指針が排除を求める大型や大舎施設が残る形での方向性の提示となっている。
- 8) ファミリーホームをすべて里親として「家庭」（family-based care）とした一方で、その理念とは乖離する危険のある制度が構築されているが、それに関する言及がない。
- 9) 社会的養護にとって最も重要な児童相談所が行うソーシャルワークに関しては全く議論されていない。
- 10) 地域の子ども家庭に対する養育支援に関しては、社会的養護が支援するという立場でのみ語られ、地域での養育支援は議論されていない。
- 11) 社会的養育のあるべき全体像とそこに至るプロセスが提示されていない。

本検討会では、今回の児童福祉法の改正に基づき、子どもが家庭で育つ権利を基本にしつつ、社会がその養育の一端を担うことが不可欠なことを踏まえ、分離ケアとしての社会的養護のみの観点からではなく、全ての家庭を対象にした社会的養育という観点でその在り方と実現の方向性を提示することとした。なお、その際に最も重要としたのは子どもからの視点である。

以下は、本検討会で最終的に提示すべき項目案である。

1. 法改正とその実装に関する評価
2. 社会的養育全体像とその達成プロセスへの提言
  - 1) 子どもを中心として、「継続性」「永続性」を考えた社会的養育全体の図を作成する(図1)
  - 2) それぞれのケアの在り方およびケアの形態が変化するときの移行期のケアの在り方を提言
  - 3) その実現へのプロセスを提言する
3. 社会的養育の基準(物理的基準からのケアの質の基準へ)
  - 1) 代替養育(分離ケア)・一時保護所に関する基準
    - (1) 最低基準項目の改定案の提示
    - (2) 第三者評価基準及び評価の在り方に関する提言
  - 2) 保育園等の協働養育についての養育の質の基準に対する提言
  - 3) 家庭養育に関しての支援とその基準
  - 4) 子どもの声を聞く、アドボケート制度の構築
4. 家庭への支援(市町村WGの成果を検討して提言)
  - 1) 子ども家庭のニーズに応じた在宅支援サービスのあり方
  - 2) 子ども家庭支援拠点のあり方に関する検討
  - 3) 通所措置(治療的デイケア)に向けての提言
  - 3) 児童家庭支援センターの改革(再定義?)の提言
  - 4) 特定妊婦のケアの在り方への提言(含:内密出産制度)
5. 児童相談所に関する改革(人材育成WGの成果を検討して提言)
  - 1) 永続的家庭という育ちの場の保障を見据えたソーシャルワークへの提言
  - 2) それを可能にする人材育成、専門性の向上、資格化の可能性への提言
  - 3) 機能分化や通告窓口の一本化を含めた児童相談所の役割のあり方に関する提言
  - 4) 政令市・中核市・特別区の児童相談所の在り方への提言
  - 5) 子どもの権利保障のための児童福祉審議会の児童相談所の対応に関する審査
6. 社会的養護(インケア)
  - 1) 代替的養育(分離ケア)
    - (1) 改正児童福祉法第3条の2の定義

「家庭と同様の養育環境」「それが適当でない場合」「できるだけ良好な家庭的環境」

- (2) それに基づく社会的養護の在り方への提言
- (3) 子どもの意見表明権の保障、アドボケート制度の構築
- (4) 包括的里親養育事業 (fostering agency) のガイドライン
- (5) 里親制度：里親名称変更の提言・職業里親に関する検討・母子里親 等
- (6) 「継続性」「永続性」を担保するソーシャルワークへの提言
- (7) 産前産後母子ホームのあり方の提言
- (9) 養子縁組制度に対する提言（養子縁組後支援を含む）
- (10) 分離ケアを担う人材の研修方法に関する提言

## 2) 在宅での養育ケア

- (1) 在宅でのインケアとは
- (2) 27条1項2号の措置とその委託（在宅措置）
- (3) 通所措置

## 3) 全体として

- (1) 社会的養育全体像に基づく施設の在り方の提言
- (2) アドミッションケア、インケア、リービングケアに関する提言

## 7. 一時保護（委託を含む）

- 1) 一時保護を行う場に関する提言  
一時保護所も代替的養育の指針にのっとり
- 2) 一時保護時の養育及びケアに対する提言（ケアの変更時の支援を含む）

## 8. アフター・ケア

自立保障の在り方に関する提言とアフタケア・ガイドラインの作成

- 1) 自律・自立のための養育のあり方に関する提言
- 2) 継続的支援の保証
- 3) そのマネジメントを行う機関のありかた
- 4) 地域生活支援
- 5) 実家機能

平成28年9月16日「第2回新たな社会的養育の在り方に関する検討会」資料3から変更なし

## 新たな社会的養育の在り方に関する検討会の進め方と議論のポイント（未定稿）

### 1. 新たな子ども家庭福祉実現への進捗状況の把握と全体の俯瞰

ロードマップの提示とその進捗状況の把握

- ① 法改正事項それぞれの実現へのロードマップの作製
  - ⇒叩き台作成を事務局に依頼
  - ⇒それを議論して、必要に応じて修正
- ② それに基づき、毎回の検討会時点での進捗状況を確認
- ③ 「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」で議論されたが、積み残されている課題を含めて全体を俯瞰する

### 2. 新たな社会的養育の在り方を明確化し、その実現を図る

#### 1) 社会的養育の基準の明確化

物理的基準から養育の質の基準へ  
子どもの権利を基礎とした基準へ

#### 2) 社会的養育の構造

##### (1)家庭支援

改正児童福祉法第三条の二

国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。

議論すべき事項

- ① 家庭への養育支援のあり方
  - 子どものための支援であることが基本
  - 要支援家庭のアセスメント
  - 支援の在り方
  - 在宅措置の在り方
  - 社会的養護との連続性
  - 児童家庭支援センターや民間支援機関の在り方
- ② 保育園等の補完的養育
  - 保育園での養育の質の向上に向けて
- ③ ショートステイ等の短期的ケア
  - ショートステイの機能の明確化や利用形態のあり方
  - 全体の支援計画の中の組み込み方

## (2)社会的養護

### 改正児童福祉法第三条の二

ただし・・・児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない

### 議論すべき事項

- ① 「家庭環境と同様の養育環境」の明確化
  - 養子縁組、里親、里親ファミリーホーム
  - 里親類型の見直しや新設
- ② 包括的な里親養育事業（fostering agency）の在り方
- ③ 社会的養護としての位置づけによる「里親」の名称変更
- ④ 「家庭及び当該養育環境で養育することが適当でない場合」の条件を明確化
- ⑤ 「できる限り良好な家庭環境」の条件を明確化
- ⑥ 社会的養護における「継続性」（continuity）と永続性（permanency）の担保のあり方
  - ・「継続性」を重視したソーシャルワークの在り方
  - ・子どもの立場に立った継続性・永続性とその計画（permanency planning）
  - ・子どもへの説明、意見聴取、同意
  - ・子どもにとって必要不可欠な措置変更の条件の明確化とそれ以外の措置変更の防止
  - ・養育者との関係性の継続の重視
  - ・養育者の頻繁な変更の回避と不可欠な養育者変更時の子どもへのケア
  - ・個の記録の確保
  - ・ゲートキーパー的な役割を果たす部署や人材
- ⑦ 措置時、措置解除時等における移行期のケアのあり方
- ⑧ それらの原則を守る社会的養護体系の在り方
  - ・施設養護の専門性
  - ・施設類型の見直し ・施設養護の人員の配置基準
  - ・専門性による体系の再編成
  - ・ケアの個別化の必要性
- ⑨ 社会的養護提供時の家庭支援
- ⑩ その他必要な事項

### (3) 一時保護

- ①法改正によって明確になった機能の在り方
- ②一時保護での養育基準の提示、「一時保護所」の在り方、一時保護委託の在り方  
(物理的基準のみならず、養育の質の基準の明確化)
- ③第三者評価の在り方

### 3) 自律・自立保障

#### 議論すべき事項

#### (1) 継続的支援の保障 (対象年齢以上のものを含む)

- ① 措置をした自治体の責任の明確化と制度的枠組みの構築
- ② 自治体におけるケア・リーバー支援の担当部署の設置と専門職配置
- ③ 措置解除後の支援のあり方を含む自立支援計画の策定
- ④ 措置解除時の関係機関合同会議と支援計画の確認
- ⑤ 支援計画の実行における自治体と施設・里親の役割分担と連携
- ⑥ 措置解除後、一定年齢までの定期的な面談と相談機会の確保のあり方
- ⑦ 施設等の退所後の地域生活支援機能の強化と予算措置、人的配置
- ⑧ 自立援助ホームの成人後の利用の条件の再検討
- ⑨ 当事者の参画のあり方

#### (2) 自律・自立のための養育のあり方と進路保障

- ① 自律・自立の基盤としての養育者とのアタッチメントと信頼関係の形成
- ② 生活管理能力と「支援を求める力」の形成
- ③ 原家族との関係の整理と再構築のあり方
- ④ 親密圏での暴力(性暴力を含む)と加害・被害の回避に関する知識・態度の醸成
- ⑤ 高卒後の進学・修学機会の保障と経済的支援
- ⑥ 職業意識の形成、就労機会の確保
- ⑦ 社会保障、労働法規等、市民的権利の知識と活用能力の形成
- ⑧ ステップハウス等の整備と活用

#### (3) 地域生活の支援のあり方

- ① 措置解除後、一定年齢までの定期的な面談と相談機会の確保(再掲)
- ② 社会保障、医療サービス等、社会制度の利用の支援
- ③ 地域生活開始の初期費用の支給と日常生活能力の形成
- ④ 金銭管理の支援と債務問題の回避
- ⑤ 暴力被害(性暴力を含む)時の早期介入と対応のあり方
- ⑥ 法的支援の保障と弁護士費用等の確保

- ⑦ 職場定着の促進と離職時の生活支援
- ⑧ 家族形成、妊娠と出産（本人・パートナー）時の支援と他制度へのつなぎ
- ⑨ 当事者団体の形成の促進と活動の支援

3. 「社会的養護の課題と将来像」から「新たな社会的養育の構築」に向けて

- ・ 全ての子ども家庭（ポピュレーション）から社会的養護までを視野に入れた社会的養育の検討が必要
- ・ サービス提供側の視点からの「社会的養護の課題と将来像」から子ども側の視点からの「新たな社会的養育の構築」へ
- ・ 子どものニーズに沿った計画
- ・ 子どもを中心とした「新たな子ども家庭ソーシャルワーク」の確立

# 構成員提出資料

藤林構成員	1
相澤構成員	19
林構成員	45
井上構成員	51



# 藤林構成員提出資料

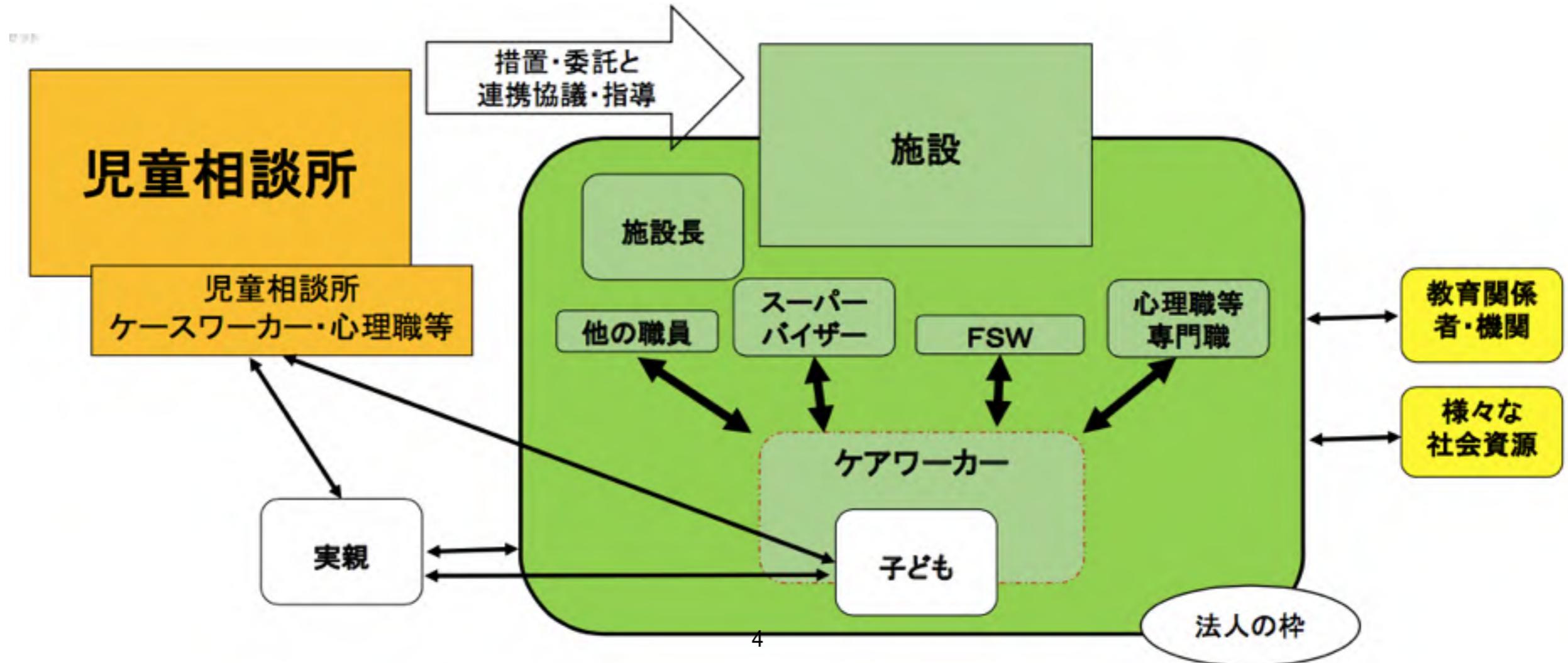


# 「家庭における養育環境と同様の養育環境」に必要な要件

1. 一貫かつ継続した、養育能力のある、適切な関係性を形成して子育てできる特定の養育者の存在
2. 子どもの安全が守られる「家」という物理的環境の提供
3. 特定の養育者との生活基盤の共有
4. 養育者や同居者との生活経験の共有、ただし、同居者は比較的固定されており、安定した同居者となっていることが必要
5. 生活の柔軟性 有機的で臨機応変な変化のできる営み
6. 子どものニーズに敏感でそれに合った適切なケアを提供できる
7. 社会的に受け入れられる価値を共有し、かつ子どもの自律や選択が尊重される
8. 地域社会に存在して、子どもも養育者も地域社会に参加している
9. 子どもの権利を守る場になっている
10. 子どものトラウマや関係性の問題に対するある程度の知識と対応方法を獲得しており、必要に応じて専門家の助言を求めたり受け入れたたりできる
11. 子どもの状況に応じて適切な家庭教育を行える

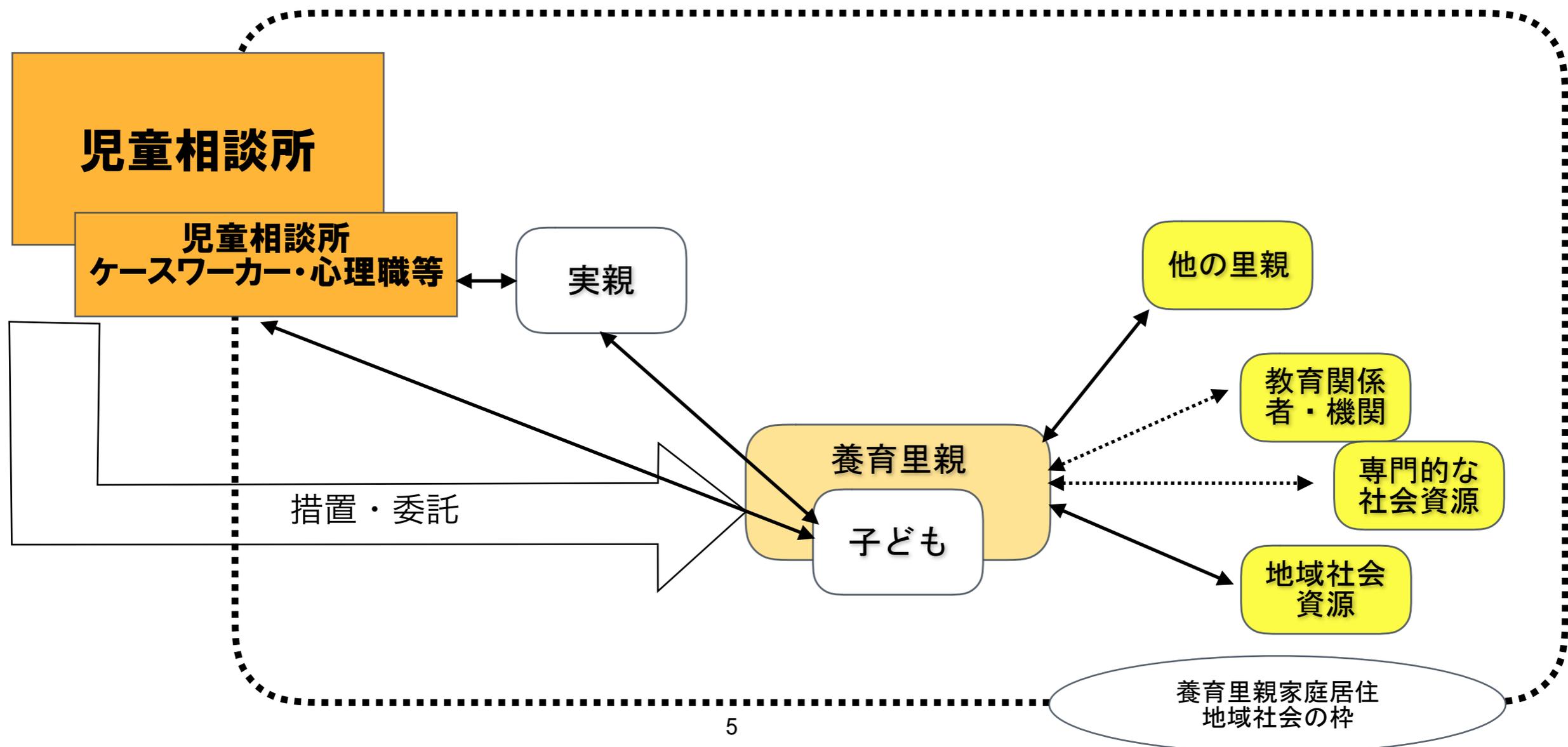
# 施設ケアにおいては

- ・ 自立支援計画とその時々のアセスメントに沿って、子どものニーズを敏感にキャッチし必要なケアを個々の職員が提供できるよう、施設の枠組みの中の様々な専門職、スーパーバイザー及びピアからの支援を組織的に提供。
- ・ 法人や施設の枠内の専門性だけで子どものニーズに応えることが難しい場合は、施設外の社会資源や関係機関を活用できるよう、他の施設職員がコーディネートしている。
- ・ 職員は、施設の養育チームに帰属感を持ち、安心な養育が可能



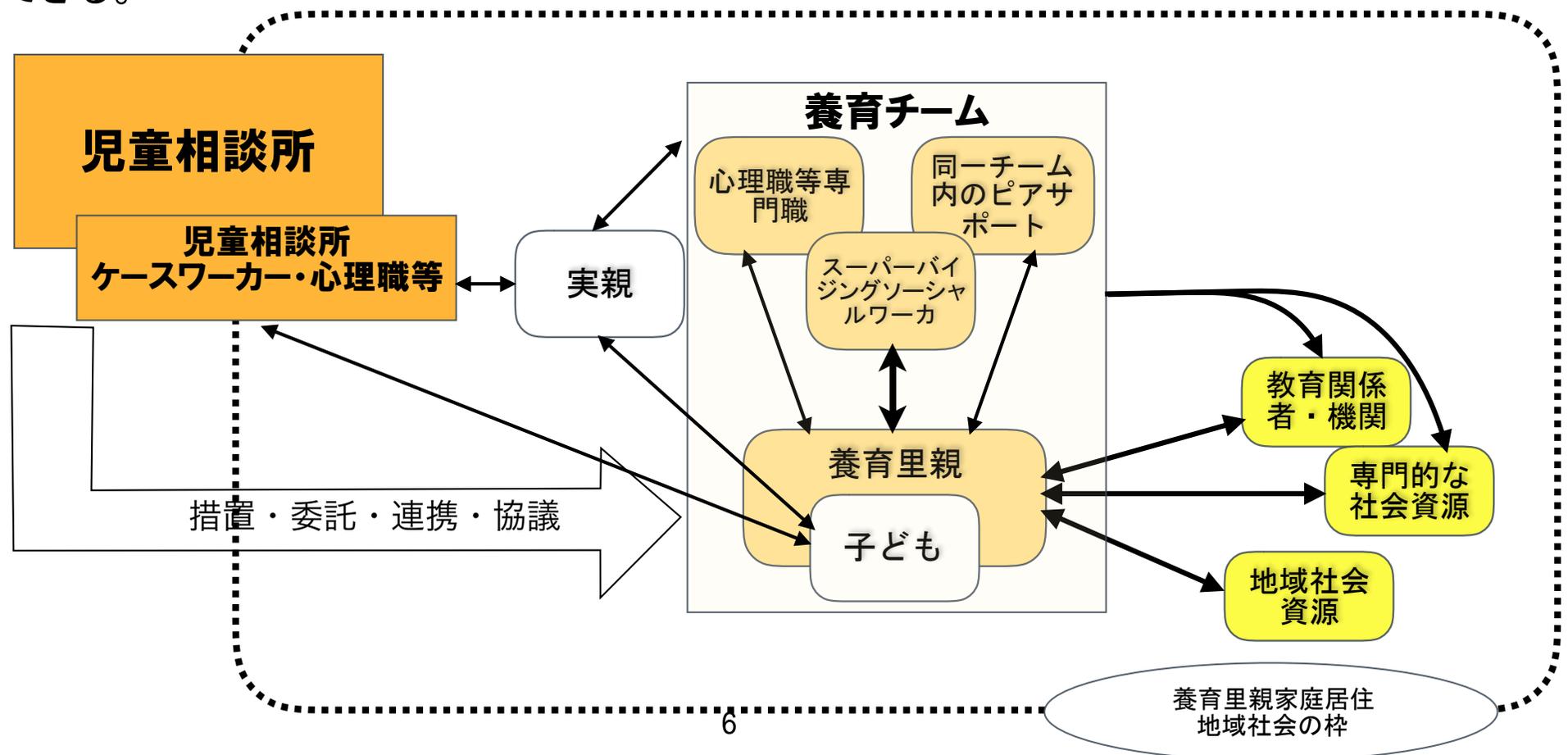
# 家庭養育（里親・FH）の現状

- ・ 個々の里親は、里親会に属する等ピアサポートは受けているが、スーパーバイズを受けたり、心理職等からのサポートを受ける機会は少ない
- ・ 家庭養護としての強みである、子どものニーズに応えるための地域社会資源の活用は、あまり意識されないことも多く、個々の努力に任されている。専門的な社会資源の活用についても、個々の努力や判断に任されていることが多い。



# 子どもを中心としたチーム養育

- ・ 養育里親が、養育者個人だけの判断で養育方針や社会資源を開拓・選択するのではなく、子どもを中心とした養育チームの一員として、アセスメントや自立支援計画に基づいて、スーパーバイズを受け、心理職からの助言、実親との関係性支援、地域の社会資源のコーディネートを受ける。
- ・ このことによって、子どもが地域社会から利益を得たり、養育者が地域社会から子どものニーズに応えるための資源等を獲得したりする家庭養護の強みをより機能させることができる。



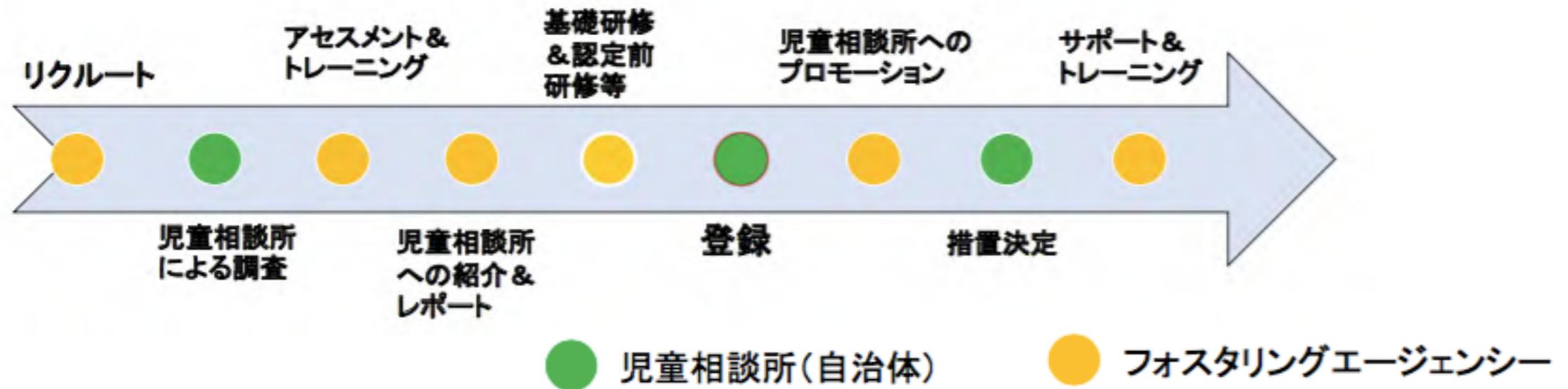
## チーム養育が成り立つ要件としての「帰属感」

- ・ チーム養育が可能となるためには、養育里親自身が、自分が「養育チームに属している」「養育チームが拠り所である」という明確な実感(帰属感)が不可欠である。
- ・ 職業倫理や業務命令及び管理職からの指導などが明確である法人の枠と比較して、児童相談所からの委託措置には養育上の指導権限が明確でなく、チームでの協働を、明確に意識してもらうために、強力な帰属感が必要。
- ・ 養育者が自他の役割を理解して社会的養護を担うためには、帰属先の組織には、明確な理念、専門性、一貫性、継続性が求められる。
- ・ 養育者が登録される前の候補者の段階(リクルート)からアセスメントやトレーニングによって、強み弱みを理解しているひとつの機関に対して、「養育チーム」としての帰属感を持ちやすい。
- ・ 帰属する養育チームの形態として、下記の3つが考えられる
  - ・ 児童相談所の里親専従係(課)
  - ・ フォスタリング・エージェンシー
  - ・ 児童相談所担当者と里親支援専門相談員等の混合チーム

## 里親養育チームの3形態

- ・ 児童相談所の里親専従係(課):  
児童相談所が養育チームの機能を担えるためには、スーパーバイザー(スーパーバイジングソーシャルワーク)の専門性と経験を持った、多数の職員が、長期間継続的に確保できることが条件。リクルート・トレーニングと支援の連続性があることはメリット。一方、行政職員の異動スパンを長くできるかどうかポイント
- ・ 児童相談所担当者と里親支援専門相談員等の混合チーム:  
混合チームにおいても、スーパーバイザー(スーパーバイジングソーシャルワーク)の専門性と経験を持った複数の職員が、長期間継続的に確保できることが条件。行政職員と異なり、専門性や経験を持った職員を長期間確保できる可能性がある。しかし、リクルート・トレーニングと支援の連続性が分断される危険性。行政と民間機関のパートナーシップも不可欠。
- ・ フォスタリング・エージェンシー:  
上記二つの長所を併せ持つ。要するに、スーパーバイザー(スーパーバイジングソーシャルワーク)の専門性と経験を持った、多数の職員が、長期間継続的に確保し、しかも、リクルート・トレーニングと支援の連続性を持つ。

# フォスタリングエージェンシー事業の大まかな流れ

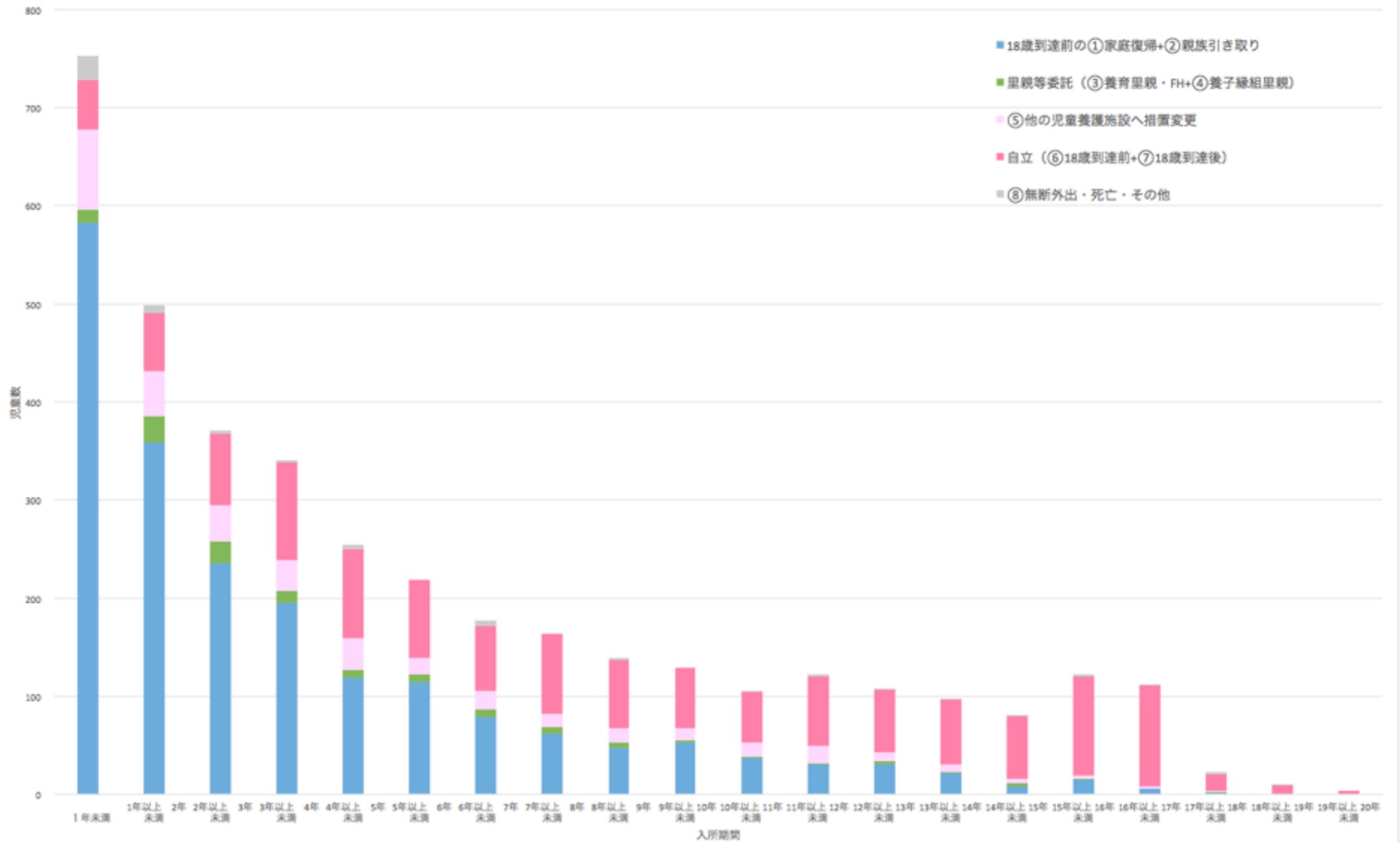


- ・ 積極的にリクルートすることにより、委託可能な 養育里親家庭数を増やす
- ・ アセスメントとトレーニングを同じ組織で一貫しておこなうことで、登録候補者家庭の強み弱みを把握することができる。同時に、その弱みに対するサポートについても計画することが可能になる。また、アセスメントとトレーニングのなかで、協働可能な候補者であるかどうかを確認できる。
- ・ 登録につながった養育里親家庭の強み弱みを把握できることで、児童相談所のケースワーカーに対して、その家庭のプロモーションをすることができる。
- ・ リクルートから委託後まで、同じ組織による一貫したサポートとトレーニングを提供することができ、チームによる養育が可能になる。

# フォスタリングエージェンシーの運営イメージ

- ・ 養育里親家庭が所属する養育機関として、社会的養護の一類型として捉え、**措置費(義務的経費)**により安定的に運営できることが必要
- ・ 施設のような定員制ではなく、規模(所属する養育里親家庭数、委託児童数)は流動的である。そのため、1か所あたり固定額の〇〇百万円といった設定ではなく、エージェンシーの規模と**前年度の成果評価をもとに、毎年度運営費を設定し契約**
- ・ なお、成果は、量的・質的両方の成果を含み、成果が予算額に反映されることで競争原理が働き、質が担保
  - 量的成果:** 委託児童数、養育里親家庭数)
  - 質的成果:** 養育の質、緊急ケースや高度専門性が必要なケースの多さ、不調の少なさ、子ども、里親、実親のアンケート結果等を第3者機関 (cf Ofsted) が評価
- ・ **固定費用:** 人件費(管理者、リクルート担当者、アセスメントワーカー、心理職、事務員) + 必要な経費(リクルート費用など)  
**流動的費用(委託児童数や養育里親家庭数に応じて変動):** 人件費(スーパーバイジングソーシャルワーカー(里親 \* 人に一人)、その他ユース担当サポーター等
- ・ 既存の施設や新規のNPOが実施する場合、積極的に取り組めるような運営費の仕組みに留意

児童養護施設退所児童の退所理由と入所期間（平成27年度） N=3,827



## 在宅支援サービスの対象となる者

- 児童養護施設調査から、4年を越えると家庭復帰が困難となり、18歳到達までの長期入所となる可能性が高くなる（福岡市調査では3年以上、伊藤嘉余子「児童養護施設におけるアフターケアの課題」でも3年以上。なお、伊藤論文によると、家庭復帰した児童のうち、3分の1は問題未解決であった）
- 児童福祉法3条の2家庭養育原則を実現するためには、
  1. 入所当初からの、長期施設入所にならないための計画と定期見直し
  2. 現在、長期間施設入所している子どもの家庭移行支援計画  
→家庭復帰、里親委託・養子縁組、自立生活に向けて
  3. 家庭復帰・家庭養育（里親等）への移行に際しては、十分な在宅支援サービスが必要
  4. 一方、在宅ケース（要保護児童等）に対しても、十分な在宅支援サービスが必要。在宅のまま発達・成長が保障されていないケースが少なくない。

# 要保護児童等に対する在宅支援サービスの問題

- 在宅支援サービス量・サービスメニューの不足

(例)ショートステイ先の不足解消、子育て支援ヘルプサービスの柔軟活用、親子入所サービスの創設、多様な通所相談支援・治療プログラム等



子ども家庭のニーズに応じた在宅支援サービスの質・量・メニュー・アクセシビリティの改善

- 在宅支援サービスが利用されない問題  
不十分なアセスメントやプラン  
児相措置と市町村支援の連携の問題  
保護者の利用拒否、継続困難、中断



ソーシャルワーク力の強化(児相、市町村)

「通所・在宅における指導措置」の活用

保護者への支援の枠付け

## 保護者への支援の枠付け

- 児童及び保護者に対する通所・在宅における指導措置  
「市町村を中心とした在宅支援を強化することとし、その一環として、児童相談所による指導措置について、市町村に委託して指導させることができることとする。これにより、在宅ケースについて、児童や保護者の置かれた状況に応じ、児童相談所の責任の下で、市町村による養育支援等を受けよう指導する措置を行うことが可能となる」
- 問題は、指導措置に基づく市町村からの支援を拒否、中断する保護者への支援の枠付けをどうするか？ 現状の指導措置(27条1項2号)の限界

(参考)司法関与検討会での提案(平成28年11月14日藤林・久保構成員提出)  
「27条1項2号の指導措置も行政処分であり、保護者の同意を要しないという意味では強制力を有すると言えなくもないが、(略)、これらの「強制力」は、これに反した場合における手当が何ら用意されていない。そのため、強制力があると言っているだけで、強制力を働かせることにより達成すべき目的(ここでは、子どもの権利保障)を達成することのできる実効性が担保されていない。

- 実効性を担保するための仕組みの創設・導入(司法関与を想定)

# 在宅支援サービスのアクセシビリティの改善

- 原則として、在宅支援サービスは、要保護児童だけが対象ではなく、要支援児童や一般世帯も使えるもの（サービス対象者を限定することで却ってアクセスが悪くなる）
- 一方で、要保護児童等が利用しやすく、継続できる仕組みの導入
  - 「通所・在宅における指導措置」を活用  
（参考：障害児の施設入所と同様に、契約と措置の使い分け）
  - 在宅支援サービスの中でも有料サービス（ショートステイ、ホームヘルプサービス、産後ケア等）に対する、利用料・負担金の扱いをどうするか？  
契約の場合：所得による軽減措置、措置の場合：負担金の扱い
- サービスが物理的に遠方にしかない、あるいは、近辺にあっても受け入れ枠がない → サービス量の拡大、サービス提供者の拡大
  - （例）ショートステイ枠の拡大 → 施設定員外に「ショートステイ枠」を設定  
ショートステイ里親の活用（フォスターリングエージェンシーの活用）
  - 児童心理治療施設・通所措置 → 児童家庭支援センター等に拡大

# 在宅支援サービスのメニューの多様化

## 1. 子育て支援ヘルプサービスの柔軟活用

- 授乳,沐浴,調理,清掃,買い物,保育所送迎、訪問型学習支援など家庭の多様なニーズに柔軟に対応できる訪問型サービス。
- 産後だけに限定しないヘルパー制度。あるいは、養育支援訪問事業のヘルパー制度化。

## 2. 身近なショートステイサービスの拡充

- ショートステイ里親,日帰りショートステイ、母子ショートステイ、ショートステイ送迎サービス、滞在・宿泊型ベビーシッター

## 3. 多様な通所相談支援・治療プログラム・デイケア(サービス)

- 児童家庭支援センターも含めた多様な実施主体。
- 支援実績(質と量)に見合った運営費
- 質の高い治療プログラム(PCIT.TF-CBT等)を提供する場合は通所措置費 (児童心理治療施設通所措置と同様、ただし、回数に応じた措置費)

# 在宅支援サービスのメニューの多様化

## 4. 親子措置、親子入所ホームの創設

- 特定妊婦等が使いやすい「産後ケア」

- 親子里親委託措置

イギリスのparent and child placements「子どもを育てるために特別なサポートが必要な親がいます。そこで、親子を里親家庭に委託措置することで、若い親たちは家庭的な環境の中で自然に養育方法を身につけることができ、子どもを養育するための自信を持たせることにもつながります。子どもが施設入所となって別々になるのではなく、共に過ごせる最良の方法です」

- ・ Assessment placements – assessing parenting ability over a 12 week period
- ・ Pre-birth placements – helping parents to prepare for the birth of their child
- ・ Parenting support placements – teaching and supporting the development of parenting skills

- 親子入所ホーム

オックスフォードシャーCounty 管内 2 施設(Thame and Eynsham Assessment Centre)の説明「1 施設あたりの定員は親子あわせて 12 名であり、平均 6 週間～最大数か月の入所により在宅復帰を支援しています。対象は、産後期～5 歳頃の子どものもつ若年母子が主ですが、12 歳まで入所可能です。ホーム職員が親子と寝食をともにし、関わりを助言しながら持続可能な愛着形成や養育スキル獲得を支援します。たとえば、おむつ交換を《助言なくできた/助言した》等のチェックリストを親と職員が確認しあいながらステップアップを目指します。精神不調のある親の休息を兼ねる意味合いもあり、職員が保育園や学校の送迎、親子各々の受診同行等も実施しながら、家庭養育可能か、必要な支援は何かなどをアセスメントしていきます」

- 新たなNPOの参画、既存の施設機能の転用や活用(親子宿泊訓練の長期プログラム化など)

# 参考文献

- 伊藤嘉余子「児童養護施設におけるアフターケアの課題：退所理由に焦点をあてて」大阪府立大学学術情報リポジトリ  
<http://repository.osakafu-u.ac.jp/dspace/bitstream/10466/14806/1/2015000157.pdf>
- 「平成28年度こども総合相談センター事業概要「施設入退所調査と英国研修に基づく家庭移行支援の試み」  
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/12986/1/28JIGYOUUGAIYOUU.pdf>
- Core Assets: Parent and Child Placements  
<http://www.coreassets.com/what-we-do/fostering/for-local-authorities/specialist-placements/parent-and-child/>

# 家庭支援の在り方

自分らしく健幸な共生共育をするための社会的環境づくり

= 子ども・家庭の生育環境づくりを中心にして =

相 澤 仁



# 国及び地方公共団体の責務である家庭支援（保護者支援）

## 家庭・家族形態に応じた包括ケア・支援の提供が必要

虐待、貧困、障害、疾病など社会的な養育・支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな生育を等しく保障することを目指す。

家庭・家族形態	提供する施策
単身世帯・夫婦世帯	青少年施策 又は 高齢者施策（障害者施策など）
ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）	子ども家庭施策 + ひとり親家庭施策
ステップファミリー	子ども家庭施策
二世代同居家族（妊婦を含む）	子ども家庭施策
三世代以上同居家族	子ども家庭施策 + 高齢者施策
二世代同居家族 + 別居要支援高齢者	子ども家庭施策 + 高齢者施策
障害者のいる家族	子ども家庭施策 + 障害者施策（+ 高齢者施策など）
その他子どものいる家族（貧困など）	子ども家庭施策 + α（生活困窮者自立支援施策など）

# 自分らしく健幸な共生共育をするための社会的環境づくり(その1)

## = 子ども・家庭の生育環境づくりを中心にして =

未定稿

	胎児期 (成人期)	乳児期 (成人期)	幼児期 (成人期)	学童期 (成人期)	思春期・ 青年期 (成人期)	障害児・慢性 疾病児 障害者	親になる準備 期 (壮年期)	老夫婦期 (老年期)
主な法律	児童福祉法 母子保健法 社会福祉法 民法 健康保険法 生活保護法 母体保護法 DV防止法 子ども・子育て支援法	児童福祉法 母子保健法 社会福祉法 民法 生活保護法 子ども・子育て支援法 児童手当法 児童扶養手当法 母子及び父子並びに寡婦福祉法 児童虐待防止法 DV防止法	児童福祉法 母子保健法 学校教育法 社会福祉法 民法 生活保護法 子ども・子育て支援法 児童手当法 児童扶養手当法 母子及び父子並びに寡婦福祉法 児童虐待防止法 DV防止法	児童福祉法 学校教育法 社会福祉法 民法 生活保護法 児童手当法 児童扶養手当法 母子及び父子並びに寡婦福祉法 児童虐待防止法 DV防止法 少年法 子ども・若者支援推進法	児童福祉法 学校教育法 社会福祉法 民法 生活保護法 母子及び父子並びに寡婦福祉法 児童虐待防止法 DV防止法 少年法 子ども・若者支援推進法 職業安定法	児童福祉法 母子保健法 障害者総合支援法 身体障害者福祉法 知的障害者福祉法 発達障害者支援法 精神保健福祉法 社会福祉法 民法 障害者虐待防止法 障害者差別解消法 児童虐待防止法 DV防止法 障害者優先調達推進法	社会福祉法 民法 生活保護法 子ども・若者支援推進法 職業安定法 DV防止法 公営住宅法	社会福祉法 民法 介護保険法 高齢者医療確保法 生活保護法 国民年金法 公営住宅法 バリアフリー法 高齢者虐待防止法 理学療法士及び作業療法士法等
主な相談 機関	市町村保健センター 保健所 子育て世代包括支援センター 医療機関 福祉事務所 児童相談所 女性センター 配偶者暴力相談支援センター 精神保健福祉センター	市町村保健センター 保健所 子育て世代包括支援センター 福祉事務所 児童家庭支援センター 児童発達支援センター 児童相談所 配偶者暴力相談支援センター	市町村保健センター 保健所 子育て世代包括支援センター 福祉事務所 児童家庭支援センター 児童発達支援センター 児童相談所	市町村(家庭児童相談室など) 教育相談機関 少年サポートセンター 福祉事務所 児童家庭支援センター 児童相談所 司法福祉相談機関	市町村(家庭児童相談室など) 青少年センター 教育相談機関 少年サポートセンター 福祉事務所 児童家庭支援センター 児童相談所 精神保健福祉センター 司法関係相談機関 職業安定所	市町村保健センター 保健所 福祉事務所 児童発達支援センター 児童相談所 身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所 精神保健福祉センター	青少年センター 消費生活センター 市町村保健センター 保健所 福祉事務所 精神保健福祉センター 職業安定所	地域包括支援センター 在宅介護支援センター 市町村保健センター 保健所 福祉事務所 年金事務所 社会福祉協議会 消費生活センター
主な相談 事業など	産前・産後サポート事業 妊娠SOS相談 家計相談支援事業・自立相談支援事業	利用者支援事業 地域子育て支援拠点事業 ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業 家計相談支援事業・自立相談支援事業	利用者支援事業 地域子育て支援拠点事業 母子家庭等就業・自立支援センター事業 家計相談支援事業・自立相談支援事業	利用者支援事業 母子家庭等就業・自立支援センター事業 家計相談支援事業・自立相談支援事業	母子家庭等就業・自立支援センター事業 家計相談支援事業・自立相談支援事業 地域若者サポートステーション事業 ひきこもり地域支援センター設置運営事業	障害者相談支援事業 障害者就業・生活支援センター 基幹相談支援センター等機能強化事業 地域生活支援事業(相談支援事業) 計画相談支援 地域相談支援 障害児相談支援 家計相談支援事業	家計相談支援事業・自立相談支援事業 地域若者サポートステーション事業 ひきこもり地域支援センター設置運営事業	福祉サービス総合支援事業 家計相談支援事業・自立相談支援事業 包括的支援事業 高齢者見守り相談窓口設置事業
← (市区町村における総合的子ども家庭支援拠点事業(24時間365日体制)) →								
主なネット ワークなど	要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会 少年サポートチーム	要保護児童対策地域協議会 子ども・若者支援推進協議会 少年サポートチーム	地域自立支援協議会 特別支援連携協議会	子ども・若者支援推進協議会	在宅医療連携拠点事業
← (多機関の協働による包括的支援体制構築事業) →								

# 自分らしく健幸な共生共育をするための社会的環境づくり(その2)

## = 子ども・家庭の生育環境づくりを中心にして =

	胎児期 (成人期)	乳児期 (成人期)	幼児期 (成人期)	学童期 (成人期)	思春期・ 青年期 (成人期)	障害児・慢性 疾病児 障害者	親になる準備 期 (壮年期)	老夫婦期 (老年期)
権利擁護	胎児の人権の制定	未成年後見制度	未成年後見制度	未成年後見制度	未成年後見制度	成年後見制度		成年後見制度 福祉サービス利用 援助事業
 (都道府県児童福祉審議会(権利擁護機能強化)の活用及びシステムの創設)								
生活基盤	生活保護 住居確保給付金 一時生活支援事業	生活保護 児童手当 児童扶養手当 実費徴収補足給付 事業 家計相談支援事業 (住居確保給付金) 一時生活支援事業	生活保護 児童手当 児童扶養手当 実費徴収補足給付 事業 家計相談支援事業 (住居確保給付金) 一時生活支援事業	生活保護 児童手当 児童扶養手当 実費徴収補足給付 事業 家計相談支援事業 (住居確保給付金) 一時生活支援事業	生活保護 実費徴収補足給付 事業 奨学金 家計相談支援事業 住居確保給付金 一時生活支援事業 就労準備支援事業	生活保護 特別児童扶養手当 障害児福祉手当 特別障害者手当 家計相談支援事業 住居確保給付金 一時生活支援事業 就労準備支援事業	生活保護 家計相談支援事業 住居確保給付金 一時生活支援事業 就労準備支援事業	生活保護 公的年金 家計相談支援事業 一時生活支援事業 生活福祉資金
予防 健全育成	妊婦健診 母子健康手帳 妊婦(胎児)家庭全 戸訪問事業 食育活動	乳児家庭全戸訪問 事業 食育活動 母親クラブ	乳幼児健康診査 食育活動 母親クラブ	学校保健(健康教育 など) 食育活動 児童館 児童遊園 母親クラブ	学校保健(健康教育 など) 食育活動 青少年教育施設 勤労青少年ホーム	地域活動支援セン ター 社会参加支援(レク リエーション活動等 支援) 食育活動	食育活動 青少年教育施設 勤労青少年ホーム	食育活動 介護予防・日常生 活支援総合事業(一 般介護予防事業) 社会参加
支援	妊娠検査・健診支援 事業 地域子育て支援拠 点事業	産後ケア事業 地域子育て支援拠 点事業 ファミリーサポートセ ンター事業 一時預かり事業 延長保育事業 病児保育事業	地域子育て支援拠 点事業 ファミリーサポートセ ンター事業 一時預かり事業 延長保育事業 病児保育事業	子どもの学習支援 事業	若年者のためのワ ンストップサービスセ ンター(ジョブカフェ) 公的職業訓練	児童発達支援 居宅介護 同行援護 行動援護	若年者のためのワ ンストップサービスセ ンター(ジョブカフェ) 公的職業訓練	介護予防 ケアマネ ジメント 介護予防・日常生 活支援総合事業(介 護予防・生活支援 サービス事業)
ハイリスク 支援	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業 子育て短期支援事 業 母子家庭等就業・自 立支援センター事業	養育支援訪問事業 子育て短期支援事 業 母子家庭等就業・自 立支援センター事業	養育支援訪問事業 子育て短期支援事 業 母子家庭等就業・自 立支援センター事業 子どもの学習支援 事業	養育支援訪問事業 母子家庭等就業・自 立支援センター事業 ひきこもり地域支援 センター設置運営事 業	医療型児童発達支 援 ショートステイ 未熟児養育医療	ひきこもり地域支援 センター設置運営事 業	介護予防 サービス 計画 介護予防サービス (介護予防訪問看 護・介護予防通所リ ハビリ・介護予防居 宅療養管理指導) 地域密着型介護予 防サービス(介護予 防小規模多機能型 居宅介護・介護予 防認知症対応型通 所介護)
在宅支援	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業 治療的保育事業 母子家庭等就業・自 立支援センター事業 家族療法事業	養育支援訪問事業 治療的保育事業 母子家庭等就業・自 立支援センター事業 家族療法事業	養育支援訪問事業 母子家庭等就業・自 立支援センター事業 家族療法事業	養育支援訪問事業 母子家庭等就業・自 立支援センター事業 ひきこもり地域支援 センター設置運営事 業 家族療法事業	重度障害者等包括 支援 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 自立支援医療 小児慢性特定疾病 医療費支給	ひきこもり地域支援 センター設置運営事 業	(同上)

# 自分らしく健幸な共生共育をするための社会的環境づくり(その3)

= 子ども・家庭の生育環境づくりを中心にして =

	胎児期 (成人期)	乳児期 (成人期)	幼児期 (成人期)	学童期 (成人期)	思春期・ 青年期 (成人期)	障害児・慢性 疾病児 障害者	親になる準備 期 (壮年期)	老夫婦期 (老年期)
補完	産前産後母子支援 事業	産前産後母子支援 事業	幼稚園	小学校 放課後児童クラブ	中学校・高等学校	特別支援学級・学校 放課後等デイサービ ス	大学等	居宅サービス計画 居宅サービス(訪問 介護・訪問看護・通 所介護・短期入所 など)
介護		保育所・保育事業 (家庭的保育・小規 模保育・事業所内保 育・居宅訪問型保 育)	保育所・保育事業 (家庭的保育・小規 模保育・事業所内保 育・居宅訪問型保 育)			保育所等訪問支援 (児童養護施設等も 対象)		地域密着型サービ ス(定期巡回・随時 対応型訪問介護看 護・小規模多機能 型居宅介護・夜間 対応型訪問介護・ 認知症対応型共同 生活介護など)
一時保護		一時保護里親	一時保護里親	(一時保護所最低基準及び第三者評価基準策定)				
保護・代替	特別養子縁組 職業里親 地域小規 模母子ホーム 里親・ファミリーホ ム制度 包括的里親支援事 業 助産施設	特別養子縁組 職業里親 地域小規 模母子ホーム 里親・ファミリーホ ム制度 包括的里親支援事 業 母子生活支援施設 乳児院	特別養子縁組 職業里親 地域小規 模母子ホーム 里親・ファミリーホ ム制度 包括的里親支援事 業 母子生活支援施設 児童養護施設	特別養子縁組 職業里親 地域小規 模母子ホーム 里親・ファミリーホ ム制度 包括的里親支援事 業 母子生活支援施設 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設	特別養子縁組 職業里親 地域小規 模母子ホーム 里親・ファミリーホ ム制度 包括的里親支援事 業 母子生活支援施設 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 自立援助ホーム 大学進学等自立生 活支援事業	特別養子縁組 職業里親 地域小規 模母子ホーム 里親・ファミリーホ ム制度 包括的里親支援事 業 福祉型障害児入所 施設 医療型障害児入所 施設 共同生活援助(グ ループホーム)		特別養護老人ホー ム 介護老人保健施設 介護療養型医療施 設
		(総合的移行定着支援事業(アドミッションケア～アフターケア/ライフサイクル))						
人材確保・ 育成		子ども家庭相談機関職員(児童福祉司・スーパーバイザー・要対協調整機関担当職員など)研修システム						
		社会的養護関係職員(児童指導員・ファミリーソーシャルワーカー・心理療法担当職員など)研修システム						
統計・デー タベース		子ども家庭相談情報整備事業(子ども家庭相談データベース&社会的養護関係情報データベース)						

赤字:創設 緑字:改革・改正 青字:推進・拡充・強化 下線:障害者のみ

# これからの包括ケア・支援システムのあり方

## 個人単位から家族単位への包括ケア支援施策へ

- 出生前の妊娠期から高齢者の終末期まで全住民を対象にした包括ケア・支援システムの検討が必要。
- 子ども・障害者・高齢者などすべての住民を対象にした包括ケア・支援システムの検討が必要。(新しい時代に対応した福祉の提供ビジョン)
- 例えば家族内で障害者や高齢者のケアや介護している場合、その家族に子どもがいれば子育て支援は必要であり、家族を単位にした家庭内の構造的課題として総合的に対応することが必要。
- これまでの個人単位や各分野(保健・医療・福祉・心理・教育・労働など)単位でのケア・支援システムでは効果が期待できない。



- これからは、個人から世帯・家族を単位にした多機関(多分野)連携による総合的なチームによる包括ケア・支援システムが必要。
  - \* 家族全体が継続的にケア・支援を得られるシステムの構築
  - \* 家族内エンパワーメント・ホメオスタシスなどを高めることのできる事業の拡充

# 家族のライフステージ別の包括ケア・支援システム(案)

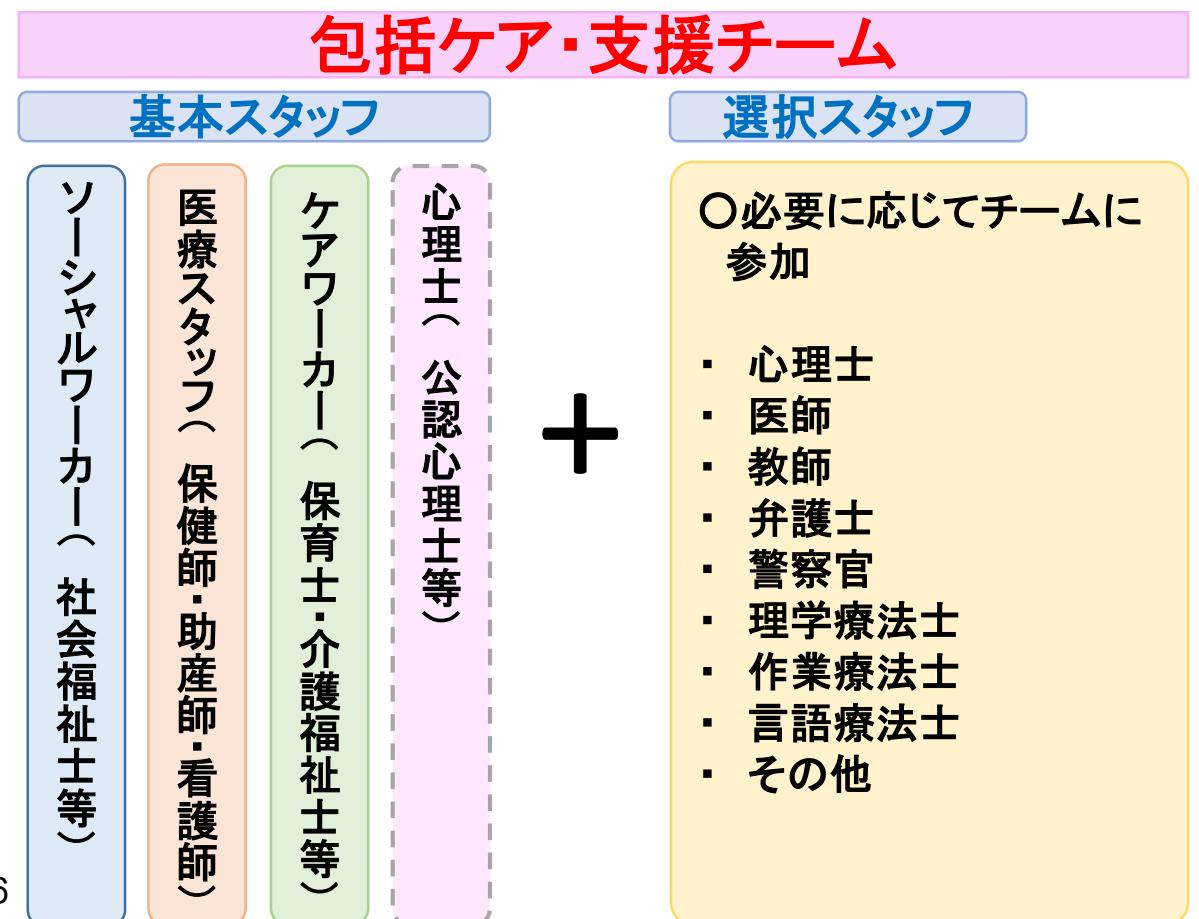
=胎児期から老年期まで、家族のライフステージに合わせた包括支援システムの構築=

## ◎家族を対象にしたチームによる**継続的・連続的**な包括ケア・支援システム

- 家族アセスメントや家族支援プラン策定など、ケースマネジメントを行うための組織づくり(チームづくり)及び人材育成・確保の必要性
- 市町村の相談機関には、児童虐待などの家族の構造的問題に迅速かつ適切に対応できる基本スタッフをチームとして配置し、その家族に対して継続的連続的な包括的なソーシャルワークを展開することが必要。
- チーム内の基本スタッフを必ず1名は残すように異動させることによって、家族への支援は、切れ目のない継続的なソーシャルワークが可能になる。

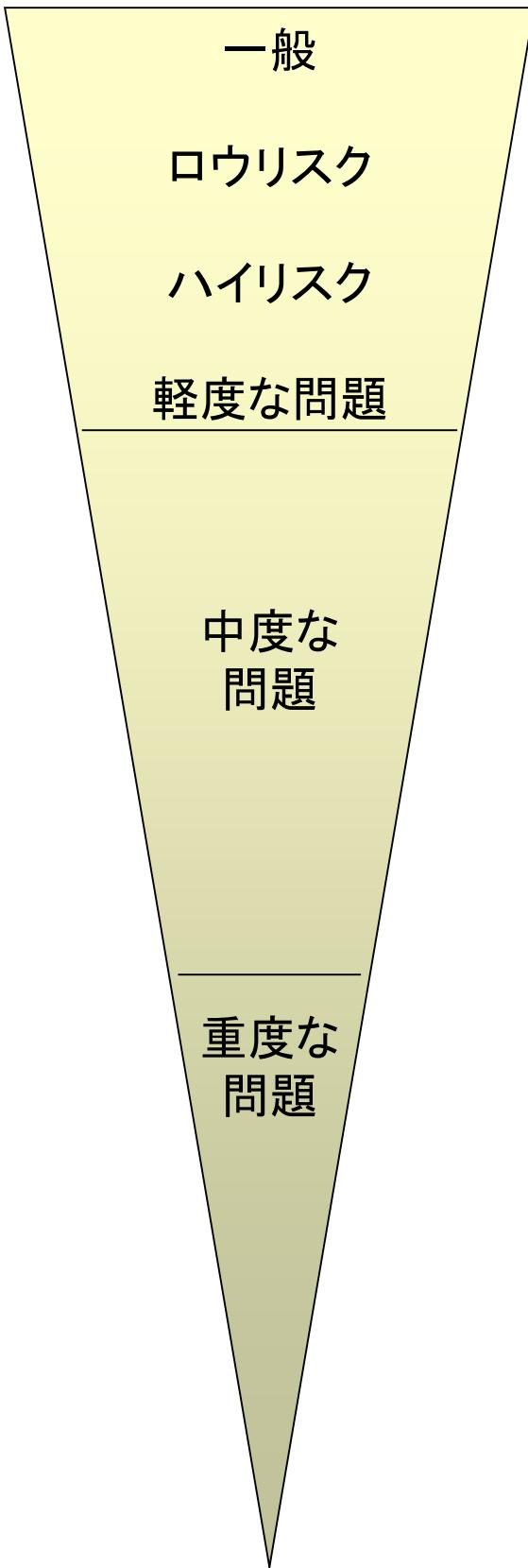
### ■家族・子どものライフステージ

- ・ 妊娠・周産期(成人期)【胎児期】
- ・ 養育期(成人期)【乳幼児期】
- ・ 養育・教育期(成人期)【学童期】
- ・ 自立支援期(成人期)【思春・青年期】
- ・ 子独立期(壮年期)【親になる準備期】
- ・ 老夫婦期(老年期)〔孫〕



# これからの子ども家庭相談体制について(案)

住 民 (子ども・家庭)



市区町村圏域

中間圏域

都道府県圏域

## 一体的に担う支援拠点の整備

市区町村

(子ども家庭支援拠点)

(福祉事務所(家庭児童相談室)、保健センター、子育て世代包括支援センター、教育相談所等)

一義的な相談全般

実情の把握

情報の提供

相談への対応

調査及び支援(指導)

関係機関との連絡調整

在宅での包括的なケア・支援の提供

(母子保健・子育て支援・保育事業などの有効活用)

送致  
(協働)  
(連携)

児童福祉施設(児童家庭支援センター・児童発達支援センター)、福祉事務所など

要保護児童  
対策地域  
協議会

都道府県

専門的な知識・技術を必要とする相談

包括的里親支援機関  
(包括的里親支援事業)

児童相談所

児童自立支援施設  
(児童家庭支援センター機能)  
非行相談

保健所  
精神保健福祉センター

児童虐待相談を中心に

広域的・専門的対応

知的障害者更生相談所  
身体障害者更生相談所  
発達障害者支援センター

医療機関等関係機関

家庭裁判所

# 市区町村の実情に応じた子ども家庭支援拠点の整備(案)

子ども減少地域での整備

地域の实情に応じた機能強化

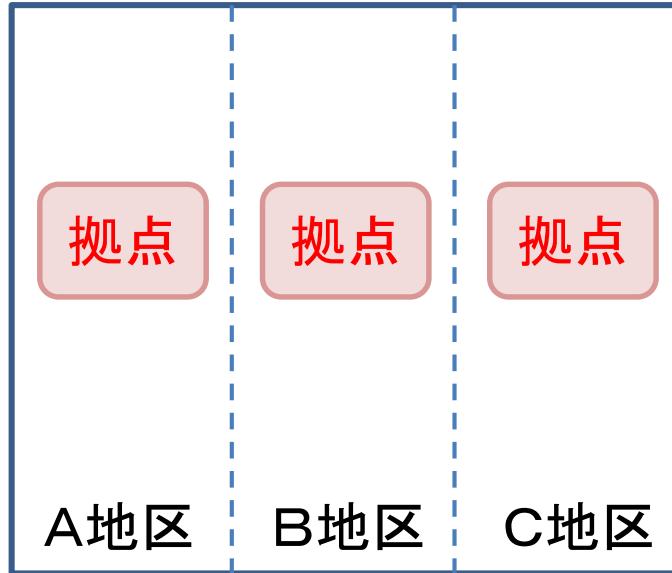
都市部での整備

子ども家庭支援拠点の主な重点機能	子ども人口が少なく、単独で設置する必要の低い町村部は他の地方公共団体と共同して設置。	子どもが減少する中で、他の分野と協同した包括支援システムを構築することが必要。	子ども家庭支援を包括的に行う機能を付与した子ども家庭福祉・保健機関を整備することが必要。(複数設置可)
<p><b>① 児童家庭支援センター的機能・ワンストップ相談支援機能</b> 24時間365日相談支援機能及び分かりやすいワンストップの窓口機能などをもった総合的な相談支援体制を整備する。</p>	<p>複数の自治体内にある児童家庭支援センターなどの相談支援機関に委託して子ども家庭福祉・保健の提供を行う。</p>	<p>子どもが減少しても、他の分野と協同しつつ、包括支援ができる機関を活用して、子ども家庭福祉・保健の提供を行う。</p>	<p>子ども家庭支援を包括的に行う機能を付与できる子ども家庭福祉・保健機関を活用して、支援を行う。(社会福祉法人に業務の一部委託)</p>
<p><b>② 一般の子ども家庭相談支援～子ども虐待事例の在宅支援</b> 全家庭を対象にしたポピュレーションアプローチからハイリスクアプローチ及び在宅支援までのケースに対応する。</p>	<p>子どもとその家庭及び妊産婦等に関する相談全般(一般子育て相談から児童虐待等に関する相談まで)</p>	<p>子どもとその家庭及び妊産婦等に関する相談を行いつつ、家族を単位にして障害者・高齢者を含め包括支援を行う。</p>	<p>子どもとその家庭及び妊産婦等に関する相談について一般の相談と虐待対応セッションとを分けて対応する。</p>
<p><b>③ 要保護児童対策調整機関</b> 専門職員を配置して、ケースの進行管理、関係機関の調整を行う。</p>	<p>専門職員を配置し、広域での要保護児童対策協議会の調整機関として機能する。</p>	<p>専門職員を配置し、要保護児童対策協議会のみならず他の協議会の調整機関としても機能することもありうる。</p>	<p>専門職員を配置し、要保護児童対策協議会のみ調整機関として機能する。</p>
<p><b>④ 人的資源(ソーシャルワーカー・保健師など)の配置</b> 子ども家庭支援拠点が適切に機能するための専門職種の配置を行う。(最低限2名は(うち常勤1名)配置し、人口・相談件数によって加算)</p>	<p>自治体間で協議の上、専門職種を配置する。</p>	<p>各専門職種を配置するが、常勤職員を複数配置するなど最低配置人員基準を超えている場合には、他の分野も兼任することもできる。</p>	<p>子ども家庭分野を専任できる専門職種の配置を行う。</p>

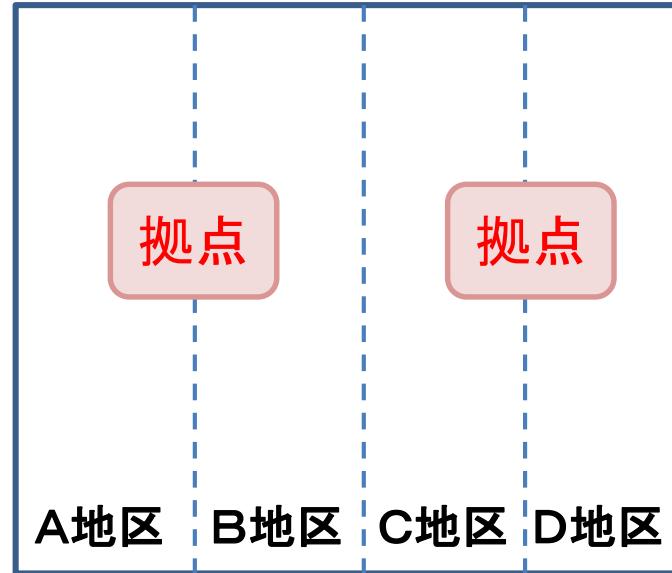
# 市区町村の実情に応じた子ども家庭支援拠点の整備(案)

## 大規模・中規模市区町村の場合

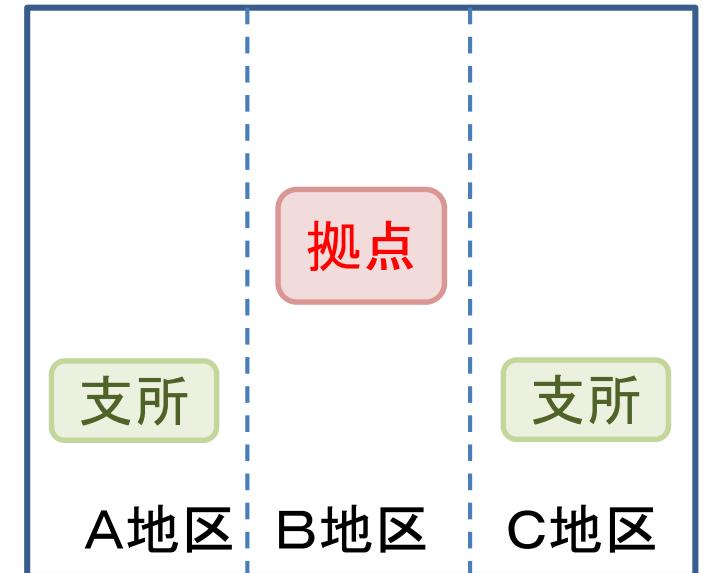
各地区に拠点を設置



複数地区ごとに拠点を設置



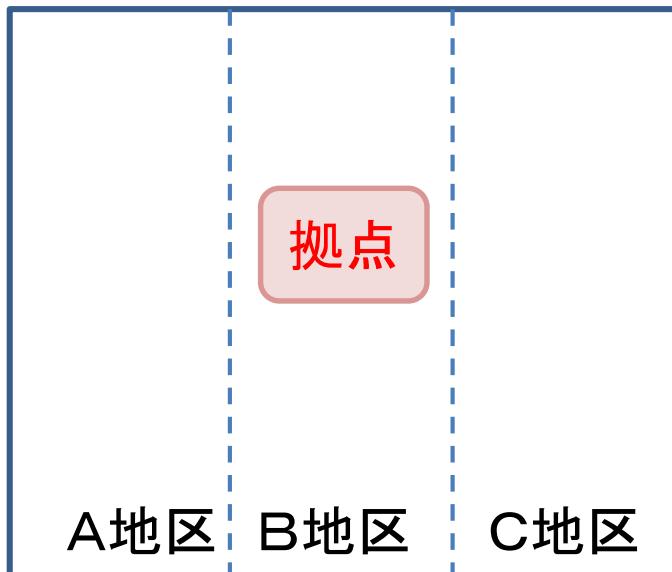
各地区に拠点・支所を設置



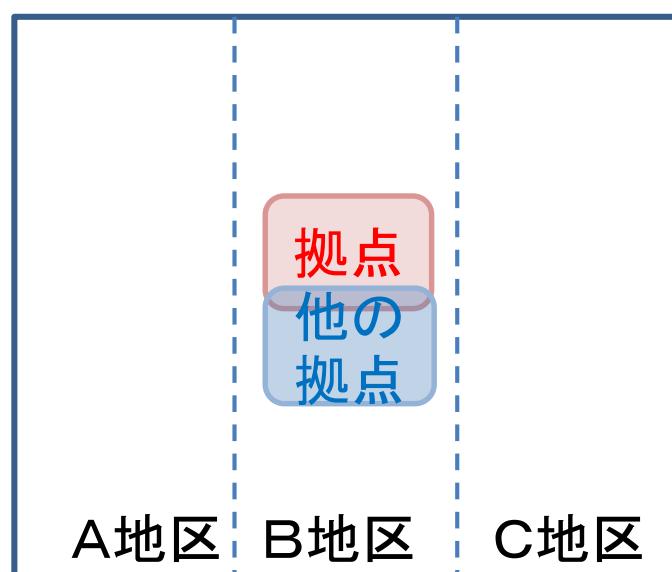
※ 支所は子育て世代包括支援センターなどを活用

## 小規模市区町村の場合

市全域に拠点を設置

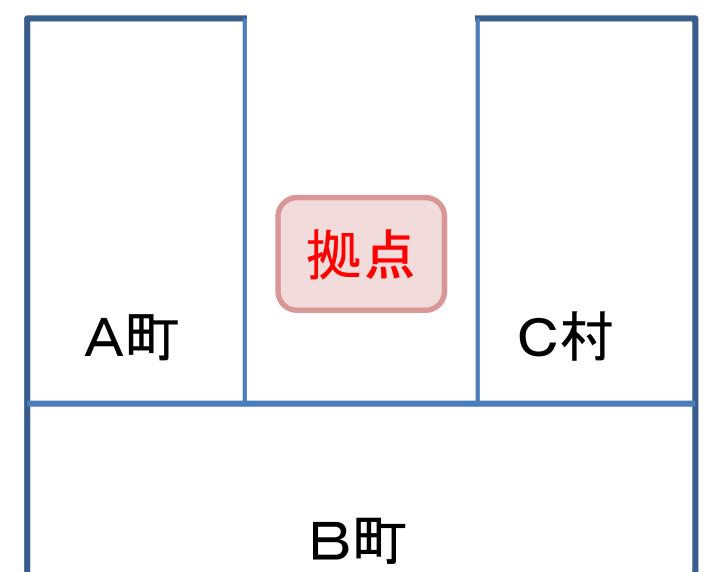


市町村全域に他の分野と協同する拠点を設置



※ 他の拠点は地域包括支援センターなど

他の自治体と共同して拠点を設置



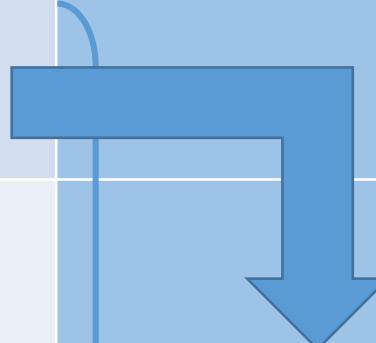
※ 拠点は都道府県福祉事務所  
児童家庭支援センターなどに委託

# 市区町村における家庭内等虐待暴力防止対策について(案)

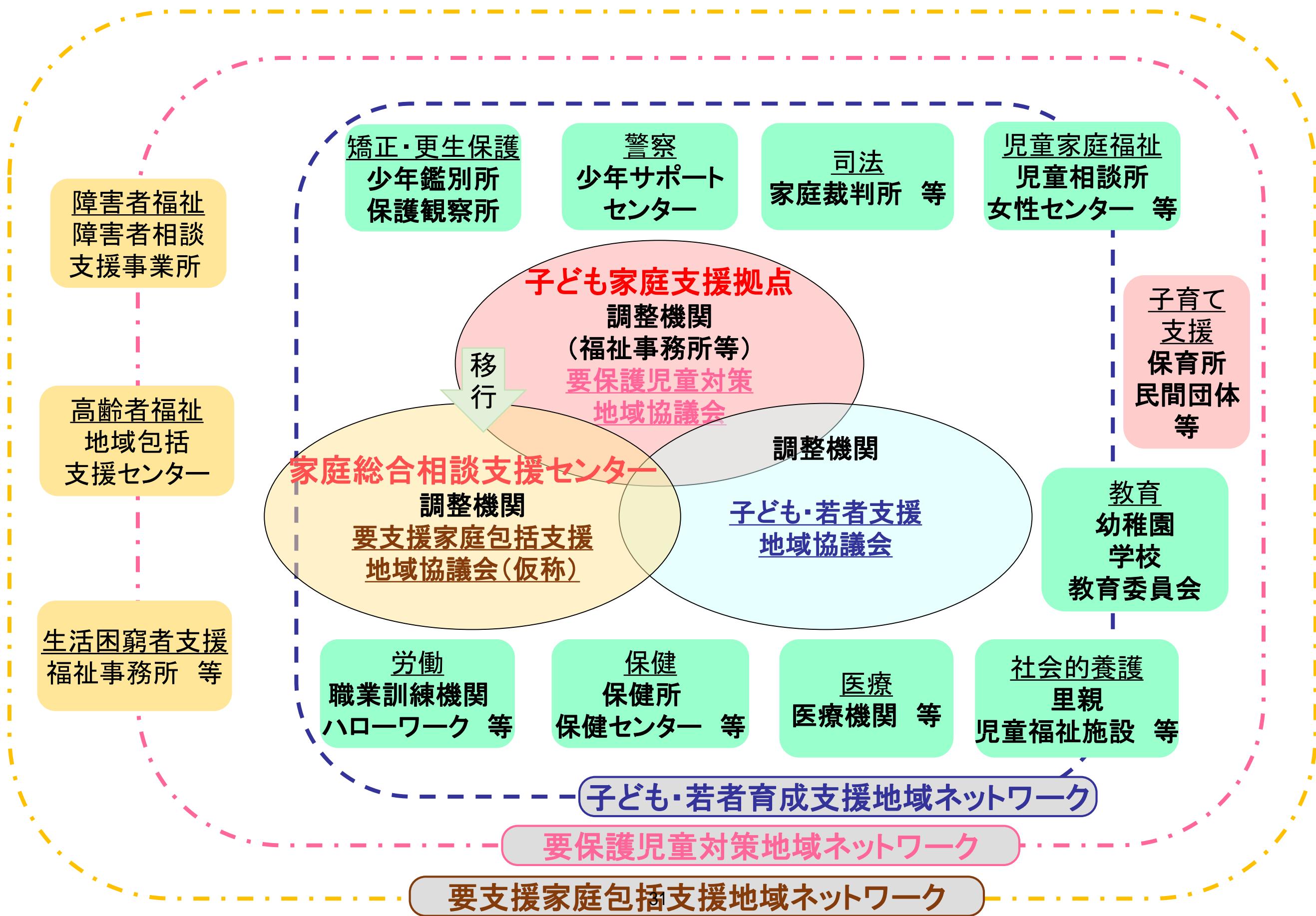
児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待、DVなど、特定の対象者や分野ごとに相談支援体制が整備されてきた。障害者・高齢者虐待の目撃もDV同様に児童虐待と定義すべきではないのか、相談支援の対象である家庭が複合的な課題を抱えている場合、対象者・分野別での対応では十分とは言えず、さらに深刻化する場合もある。

こうした課題に対応するためには、的確なアセスメントに基づき、様々な相談支援施策やサービスを早期に一体的・総合的かつ個別的に継続して提供することが重要である。

このため、地域における包括的な相談支援ネットワークや相談支援機関を設置し、対応することが必要。

虐待防止制度	市町村相談対応機関	ネットワーク	ステップ1	ステップ2
児童虐待防止制度	子ども家庭支援拠点	要保護児童対策地域協議会	 <p>要支援家庭包括支援(家庭内等虐待暴力防止対策)地域協議会(仮称)の設置</p> <p>地域の包括的な相談支援ネットワークの設置</p>	 <p>子ども家庭支援拠点など</p> <p>家庭総合相談支援センター(仮称)の設置</p> <p>ワンストップ・中核的な相談支援機関の設置</p>
障害者虐待防止制度	障害者虐待防止センター			
高齢者虐待防止制度	地域包括支援センター 高齢者虐待防止センター	高齢者虐待防止ネットワーク		
DV防止制度	(配偶者暴力相談支援センター)			

# 要支援家庭包括支援のための地域ネットワークシステム(案)(市町村)



# 福祉サービスを総合的に提供する際の各制度の基準の適用例 (地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドラインより)

高齢者、障害者、児童等の各制度を組み合わせる福祉サービスを総合的に提供する際の、人員の兼務、設備の共用ができる事項について、高齢者、障害者、児童等に対する福祉サービスを組み合わせる提供する場合の例を用いて示した。

## 【通いのサービスや居場所を提供するサービスを組み合わせる例】

例① 通所介護(高齢者等) + 生活介護(障害者) + 放課後等デイサービス(障害児)

例② 通所介護(高齢者等) + 生活介護(障害者) + 小規模保育事業(B型)(児童)

例③ 通所介護(高齢者等) + 生活介護(障害者) + 地域子育て支援拠点事業(児童) + 利用者支援事業(基本型)(児童)

例④ 小規模多機能型居宅介護(高齢者等) + 生活介護(障害者) + 一時預かり事業(児童)

## 【訓練や就労支援を行うサービスを組み合わせる例】

例⑤ 認知症対応型通所介護(高齢者等) + 就労継続支援 B 型(障害者) + 放課後児童健全育成事業(児童) + 就労訓練事業(生活困窮者)

## 【泊まりのサービスを組み合わせる例】

例⑥ 通所介護(高齢者等) + 生活介護(障害者) + 就労継続支援 B 型(障害者) + 短期入所生活介護(高齢者等) + 短期入所(障害者) + 保育所(児童)

例⑦ 認知症対応型共同生活介護(高齢者等) + 共同生活援助(障害者)

# 障害者施策や高齢者施策などの有効活用や共同事業の創設(案)

○障害者施策の活用:社会的養護のもとで生活している障害のある児童は増加している。

## ① 障害者福祉サービスの有効活用(18歳以上)

自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助(グループホーム)、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助(創設)、就労定着支援(創設)など



## 【今後の方向性】

対象の拡充:里親・児童養護施設等入所児童(18歳以上)も可とする。

○高齢者施策の活用と子ども家庭施策の共同事業

① 介護予防事業として、高齢者の子育て支援員としての活用(子育て支援の担い手のとしての社会参加)

② 介護予防事業(高齢者)+地域子育て支援拠点事業(児童)

③ 単身高齢者と学生・母子家庭との共同生活事業

学生や母子家庭が単身高齢者の住宅をシェアハウス(無・低家賃)として利用し、学生・母子家庭の生活・自立支援及び高齢者の見守り支援などを行う事業。

## ○労働施策との共同事業

青少年施策は不十分であり、充実強化が必要である。

勤労青少年福祉法に位置づけられている全国に約300カ所ある勤労青少年ホームなどを活用して、一定の条件を満たした施設を選定して整備を行い、以下のような機能をもった総合的な青少年(15歳～30歳程度)の自立を支援する青少年自立支援センター(仮称)を都道府県に数カ所(青少年人口に応じて)設置する。

里親・施設を退所した年長児童など個々の青少年の状況に応じた支援を展開する。

機能：相談機能、生活支援機能、就労支援機能、レクリエーション機能、一時保護・短期宿泊機能、コーディネート機能など

# 札幌市円山勤労青少年ホームの転用事例

## ～関係機関等との緊密な連携と、充実したインフラを活用した若者のキャリア形成支援について～



### I 旧札幌市円山勤労青少年ホーム（若者支援総合センター）の概要

- 設立：昭和44年（平成22年4月から若者支援総合センターに転用）
- 設置主体：札幌市
- 運営方針：若者支援指針（（財）札幌市青少年女性活動協会）
- 所在地：札幌市中央区南2条西24丁目（地下鉄東区線「二十回駅」徒歩7分）
- 施設の概要：1階部分：事務所、休憩室、カウンセリングルーム  
2階部分：集客室、調理室、音楽室、美術室、カウンセリングルーム
- 運営体制：職員1名、定年退職者1名、青少年指導員9名
- 平成21年実績：登録者数647人、開館、予約等延べ利用者数5,191人

## II 取組みの特徴

### 1 新たな若者支援体制の構築

- 勤労青少年ホームの老朽化、若者が抱える現代的な課題に対応するため、平成21年4月に「札幌市若者支援基本構想」を策定、本構想に基づく施策を進めるにあたっての「若者向け施設設置の考え方」を整理。  
これに基づき平成22年4月に、円山勤労青少年ホームを「若者支援総合センター」として転用。
- 「若者支援総合センター」は、ハローワーク、精神保健福祉センターなどの専門機関と相互に連携を取りながら、「さっぽろ若者支援ネットワーク」の中核的機関として、若者の社会的自立を総合的に支援。
- 「若者総合支援センター」内に設置されている「さっぽろ若者サポートステーション」の運営団体である（財）札幌市青少年女性活動協会が、「子ども若者育成支援推進法」に基づき、平成22年9月から開催されている地域協議会の指定支援機関及び事務局（調整機関）としても機能。

### 2 関係機関との連携等、若者のキャリア支援体制の整備

- ショップ・カフェにサボステ相談ブースを設けての相談（月2回程度）、定時制高校へのスタッフ派遣に加え、教育委員会の依頼に基づく学校関係者への講演、就労体験先開拓などを目的に地元事業所への積極的な働きかけ等、関係各種機関と密接に連携している体制を築いている。
- ヨガ、調理、創作活動などのコミュニケーショントレーニングや、自信回復に効果の高い各種プログラムを実施することのできるインフラ施設があり、こうしたプログラムをより実効性の高い取組にするため、参加者の状態を担当者からキャリア・コンサルタント等の相談員に伝達し、常に情報の共有化を図っている。
- 月に2回、精神科医の訪問相談があり、障害や病気などが疑われる者に対しても相談しやすい環境整備を図っている。

### 3 訪問支援、学校への復帰等の能動的支援

- 学校における出張相談などを行っているほか、進路未決定のまま卒業した者や早期離職をした者について学校を介して来所につなげている。
- 財団法人札幌市青少年女性活動協会が指定管理者として運営している児童館を活用し、大学生の学習ボランティアや教員OBなどに学習指導、教材の提供などに協力してもらうことで、学び直しの場を提供することができる仕組みを構築している。

### 課題として認識されている点

- 各種関係機関とは成り向で情報しあうことが重要であるが、本人の意識が得られず、医療機関や精神保健福祉センター等へは誘導しにくい状況。そのため、親密に結びつくことが難しい精神疾患や障害が疑われるにも関わらず、必要な支援が受けられないケースがある。
- 連携先の学校を通じて進路未決定者や早期離職者の情報を得ているが、卒業生へ対応するにはより早期からの連携関係構築が重要。また、マンパワーが足りず特定の学校とのつきあいが深い状況。より幅広い教育機関への普及、連携が課題。
- 産協団体から、トレーニングの場としての会社を紹介されても、なかなか費用にまで掛結びつかない。

# 【参考】

## (2) 勤労青少年ホーム等の多様な観点からの活用促進

- 勤労青少年ホームの利用実績等は、平成16年度から平成21年度までの5年間で、延べ利用者数は約115万人減少し、平成21年度は279万人となっている。施設数も84箇所減少し、同年度末で395箇所（地方公共団体が類似施設として位置付けている施設を含めると約450箇所）となっており、勤労青少年数の減少、若者の余暇活動の変化等に伴い、長期的に見ても減少傾向にある。
- また、利用者の年齢別の傾向を見ると、平成16年度と比べ、平成21年度では20歳台後半層が約45%の減、逆に30歳以上の者の利用が約40%の増となるなど、全体として利用者の年齢層が上がっていることがうかがえる。
- 平成20年度には、国の補助により設置された施設の財産処分手続きが簡素化され、これに伴い、勤労青少年ホームの用途の変更、取り壊し等の案件も増加しており、今後とも施設数の減少が見込まれる。
- こうした中、設置・運営主体である地方公共団体と、関係者の連携・協力のもと、勤労青少年ホームに本来期待される余暇活動等の活性化に取り組み、地域の若者の交流・人材定着に寄与している事例や、勤労青少年のキャリア形成という観点から、専門的な相談、各種支援プログラムの充実に取り組むなど、勤労青少年ホームの役割を拡大し、活性化を図っている事例も見られる。
- これらの事例も踏まえ、勤労青少年ホーム等の設置・運営主体である地方公共団体を始め、関係者の創意工夫の下、クラブ活動や各種講座等の余暇活動に加え、ボランティア活動や伝統行事への参加の場を提供し、同世代・異世代間、地域間の幅広い交流を促すなど、勤労青少年の福祉向上の基盤として確立されることが望まれる。
- さらに、勤労青少年のキャリア形成支援の充実に向け、キャリア・コンサルティング等の相談機能を強化するほか、ニート等の若者も対象に含め、職業的自立の実現に向け、グループワーク方式を取り入れた各種支援プログラムを展開する事業を施設内外で展開するなど、活性化を図ることも重要である。
- 地方公共団体は、こうした観点を中心に、自らの目標設定、創意工夫により、地域の実情に即した、勤労青少年ホーム等の役割を明確化し、これに応じて具体的な機能の充実を図るとともに、関係者の参画により基盤を整備していく立場にある。
- このため、地域の若者を取り巻く現状・課題を分析の上、勤労青少年ホーム等の資源の特性を踏まえ、利用者である勤労青少年自身の提案も積極的に取り入れ、キャリア形成支援の観点も含めた勤労青少年ホーム等の具体的な活性化方策を確立する必要がある。
- また、各勤労青少年ホーム等が、こうした自らの具体的な支援機能はもとより、地域の社会的活動から仕事に関することまで、勤労青少年を始めとする若者のキャリア形成や社会参加に関する様々な情報を幅広く分かりやすく提供する、いわば情報発信基地としての役割を備えるなど、若者の総合的な支援の拠点として発展していくことが期待される。
- なお、その際、各勤労青少年ホーム等の特徴・役割を反映した愛称等を、住民、利用者からの公募等により定め、広報に活用することも一考の価値がある。

# 里親支援のあり方

# 家庭養護支援体制の拡充（児童相談所）

## ① 専任職員の配置

里親委託の推進及び里親・委託された子どもの支援の充実のためには、複数の専任職員を児童相談所に配置する体制が確保されるべきである。

## ② 専任職員の継続勤務年数の長期化

里親担当職員の専門性を高め維持するためには、職員の異動周期を長くして、経験を蓄積できるようにすべきである。

## ③ 里親応援ミーティングの実施

子どもを里親に新規に措置する際に、関係機関・関係者（委託児童担当児童福祉司、担当児童心理司、里親委託等推進員、里親支援担当職員（児童家庭支援センター職員など）、児童福祉関係部署の市町村職員、里親支援専門相談員、保健師、保育所、学校、地区里親会、必要に応じて里親など）による里親応援ミーティングを開催して、養育計画書（里親版、里子版）、訪問・面接計画書などを作成、チーム養育であることを確認し、委託前後における里親養育への支援を実施する。なお、場合によっては実親が参加するミーティングを開催したり、ファミリーグループカンファレンスなども実施すること。

## ④ 二つの措置の活用

乳児院から里親委託の一定期間の複数養育（二つの措置）や里親委託中の保育所利用、障がい児サービスの複数養育など二つの措置の活用を広める。乳児院や児童養護施設から里親委託に移行する段階では、双方の入所措置と委託措置を重ね合わせて移行期支援ができるように、二つの措置をかけられるようにすべきである。

また、里親委託中の保育所利用や障がい児サービスの活用について、積極的な利用を可能とすべきである。

## ⑤ レスパイト事業の拡充

レスパイト事業における受け入れ対象を親戚・友人等にまで拡大する。

## ⑥ 委託児童健診の実施

乳幼児健診のように、委託された子どもに対しても定期的（委託された子どもの年齢、委託期間等により時期検討）に心理検査などを行い、子どもの里親家庭での適応、安定感を把握し支援の方向性の材料とする。

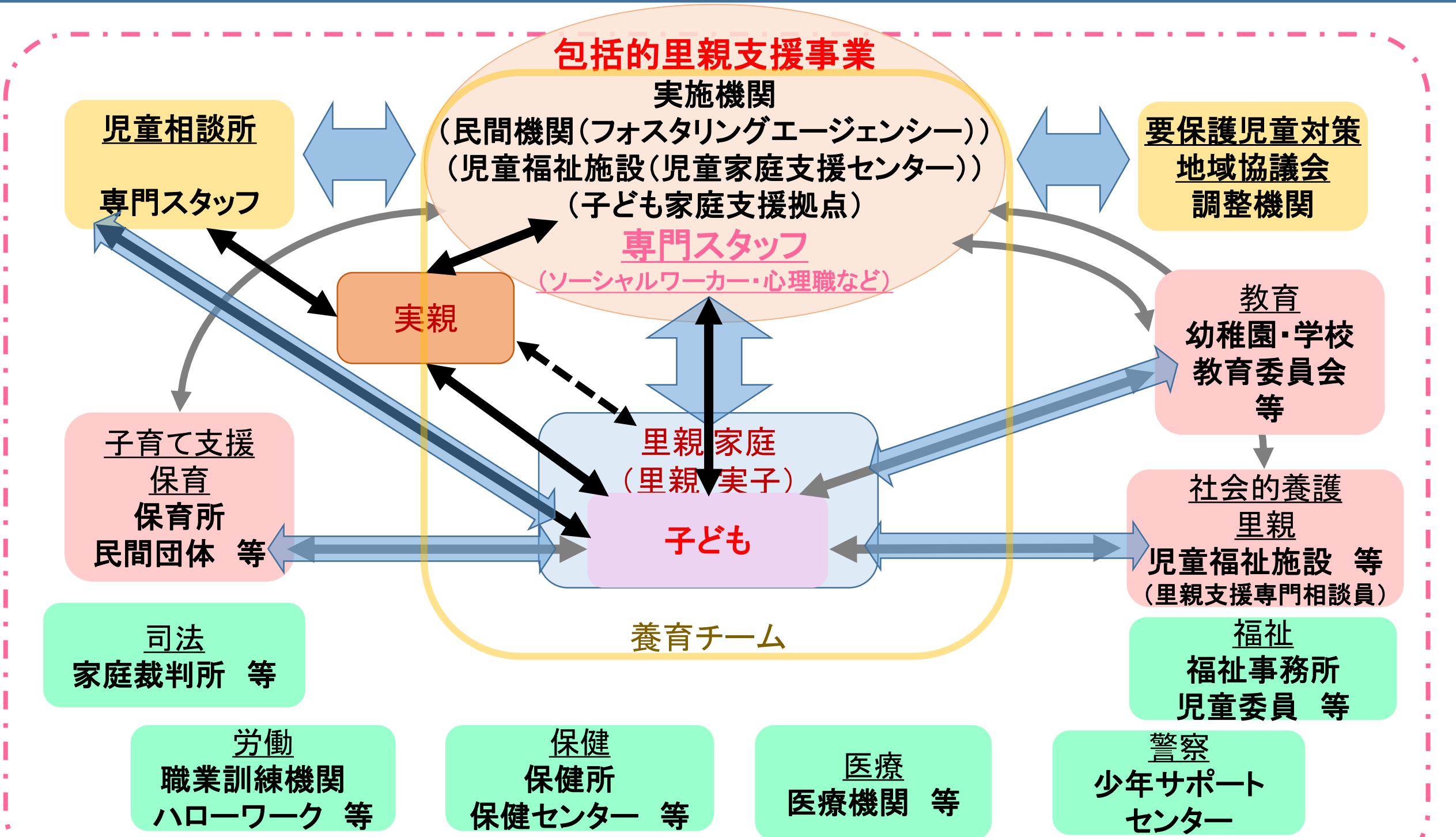
（「全国里親会中長期ビジョンに関する報告書」より）

# 包括的里親支援事業(案)

○子どもの最善の利益を中心に据えた里親ソーシャルワークのできる機関に、里親のリクルートから里親支援までをする事業を委託して行う。

委託機関: ①民間機関(フォスタリング・エージェンシー) ②児童福祉施設(児童家庭支援センター) ③市区町村子ども家庭支援拠点 など

事業内容: 里親開拓、里親研修、相談支援(24時間365日)、マッチング、移行支援、訪問支援、レスパイトケア、関係機関調整、里親間交流(里親サロン)、実親支援、アフターケア など ※ 里親支援機関事業からの移行





# 提出資料

相澤 仁

# 児童家庭支援センターの改革（多機能化）

児童福祉施設には標準装備及び多様化（NPO法人への委託推進）

## 現在の業務内容

- (1) 地域・家庭からの相談に応ずる事業
- (2) 市町村の求めに応ずる事業
- (3) 都道府県又は児童相談所からの受託による指導
- (4) 里親等への支援
- (5) 関係機関等との連携・連絡調整



## 将来の業務内容

- (1) 地域・家庭からの相談に応ずる事業  
**（家庭の包括支援）**
- (2) 市町村の求めに応ずる事業  
**（子ども家庭支援拠点）**
- (3) 都道府県又は児童相談所からの受託による指導
- (4) 里親等への支援 **（包括的里親支援事業）**
- (5) 関係機関等との連携・連絡調整
- （6）研修機能（専門的研修）**
- （7）社会的養護児童・家庭のフォローアップ**
- （8）社会的養護ケースのデータ収集（データベース化）** など

※ 児童家庭支援センターの第三者評価の実施

図2 スモールステップによる子ども家庭支援システム（案）

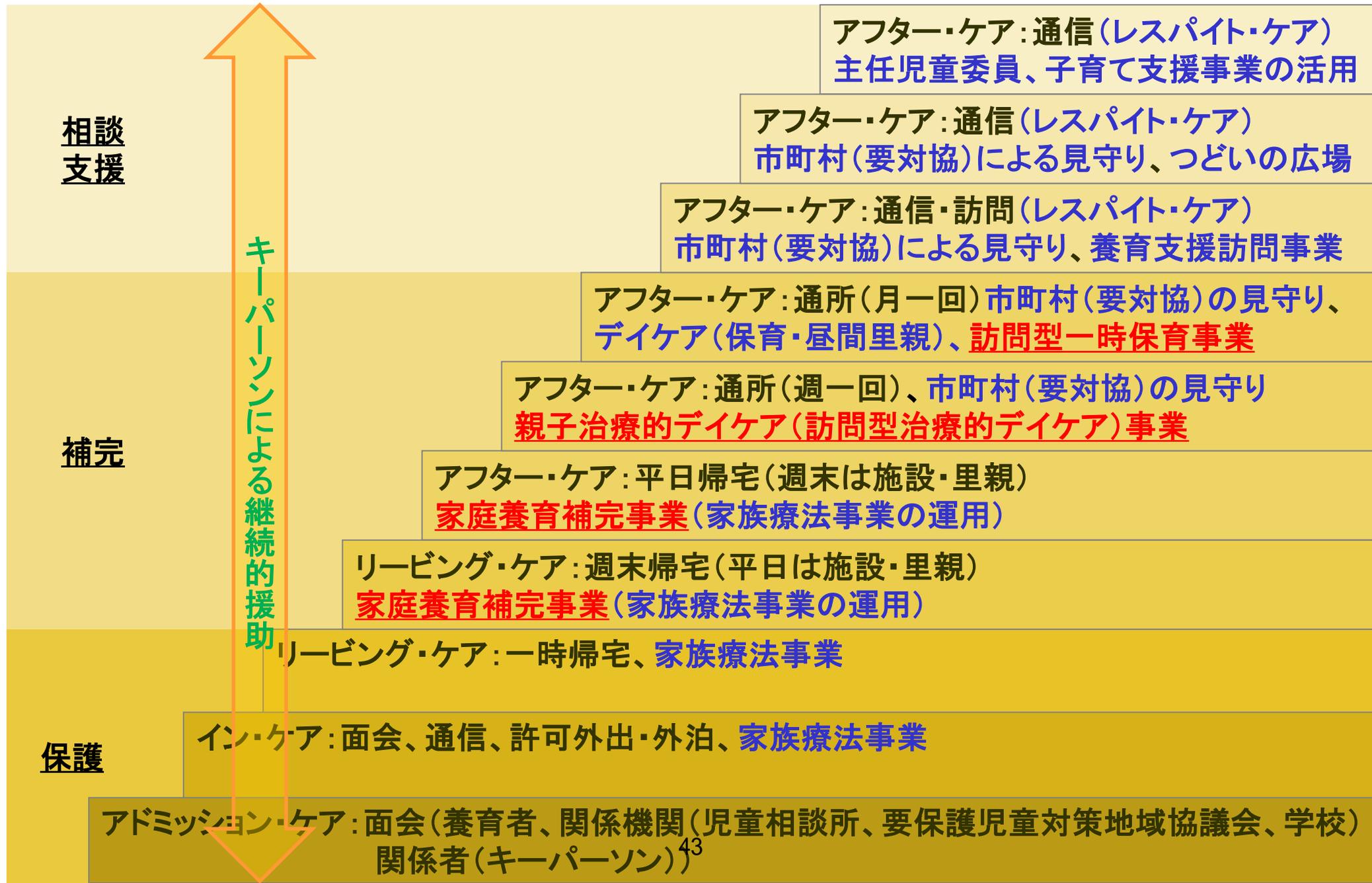
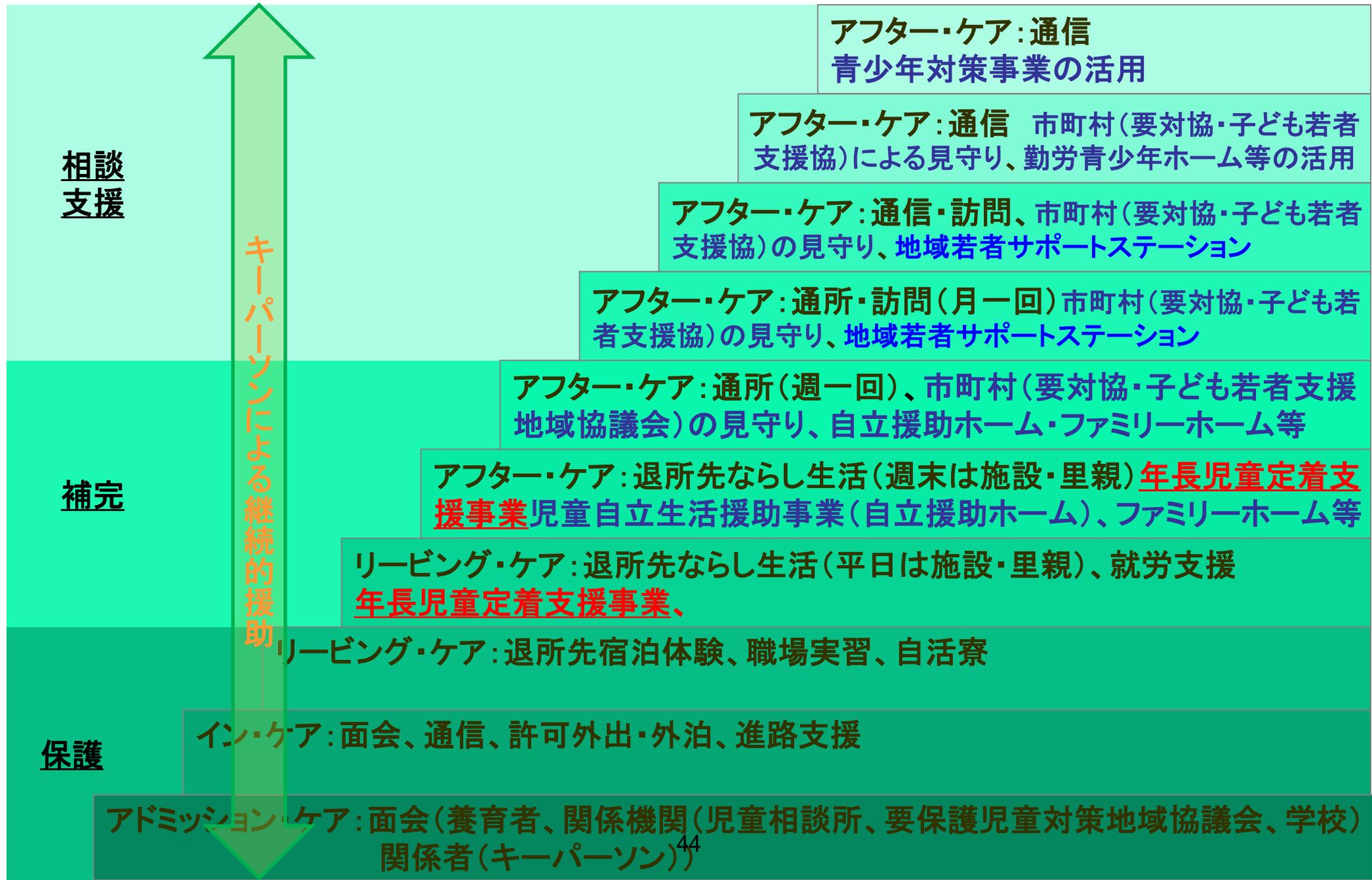


図3 スモールステップによる年長児童支援システム（案）



在宅支援に関するコメント (林 浩康)

本来家庭に求められる養育機能、居場所機能、生活支援機能等を、在宅家庭をベースとしつつ、補足外部化するという考え方に基づき、市町村において官民が連携・協働して支援を具体化する必要性に関する意識啓発、およびそうした理念の共有

**意義** これまで市町村では、保護者を支援して子どもの養育を保護者に委ねるという形で子育て支援が行われてきた傾向にある。それは「子どもの保護中心」から「養育支援中心に」、「保護者の第一義的責任」、「子ども家庭福祉」といったフレーズにより強化されてきた面がある。こうした状況のなかで子どもの保護が遅滞する実態も生じている。一方、貧困家庭の顕在化とともに、子どもへの直接的支援ニーズへの意識も高まっている。保護者支援や家庭支援の視点を尊重しつつ、あるべき家庭像に近付けさせるために保護者を支援するという考え方だけではなく、保護者や家庭が提供困難な養育機能、居場所機能、生活支援機能を社会が代わって補完・支援するという考え方が定着化することで、保護者支援だけではなく、子どもを中心に据えた支援サービスの具体化も促される。一時的、断続的、継続的に養育を支援するいわゆる多様な「社会的親（コミュニケーション・ペアレント）」や「疑似血縁関係」を社会的に整備・提供し、子どもの依存先を家庭以外に保障することも方策の一つといえる。

**課題** 市町村における財源負担、支援を具体的に担う人材等が課題となる。ここでは案2で言及するように、国や都道府県からの財政支援、あるいは市民参画型の実践などが考えられる。市民参画型の組織形成は、住民の共助の精神や行政の意識変革を促す側面がある。行政主体の実践がコミュニテイの弱体化をもたらしているという一面もある。

市民が当事者性をもって地域の養育課題を捉えることが重要であり、そうした意識の醸成も課題である。親の養育上の問題は、社会構造的課題から生み出される。子どもへの直接的な支援サービスは社会的エージェンツ（社会の代理）として子どもの養育に関与する。したがって市民は丸となってそうした支援に関心をもち、何らかの貢献をすべき存在である。子どもを中心に保護者、支援の担い手、市民を含めて協働して子どもへの対応のあり方を考えることや、支援の質の向上を図ることは社会的責務である。近年強調される「新たな公共」が意味するところは、英語の public と日本語の「公」の意味上の違いを明確化し、市民参画に基づいた「公」を再構築することである。社会的連帯を要する養育の営みを共有するための意識改革を促し、こうした養育理念を官民で共有することがまず重要である。

- ・市町村における在宅サービス体制の充実

**意義** 児童相談所が受理する虐待相談対応件数の9割以上が在宅ケースであり、したがってその実質的支援を担う市町村における在宅サービスの充実が重要となる。また親と子分離を要するか否かは、子どもの生活する市町村のサービス内容や充実度との関連で

決定せざるを得ない面もある。在宅サービスは保護者に焦点化した保護者支援サービスと子どもに焦点化した子ども支援サービスに分けられる。保護者への支援や家庭支援の視点は重要ではあるが、脆弱な生活基盤において保護者の養育状況の改善が困難な場合、子どもの時間感覚を尊重するという意味で、成長・発達する子どもの立場を考慮し、子どもへの直接的な支援サービスの提供を要する場合もある。保護者支援に関しては、子どもの育つ基盤である家庭に着目し、保護者を支援することで、子どもを間接的に支援するという考え方に基づいている。主に子育て支援はそうした考え方がとくに強いように思われる。しかしながら今後はそうした考え方に基づいた支援だけでなく、子どもの育ちを直接的に担うサービスの創造とその具体化がきわめて重要である。

要支援児童を抱える家庭との関係形成は子どもへのサービス、すなわち学習支援や食事提供などを介して親とつながる方が、親への直接的サービスより効果的であるという実践評価もある。子どもへの支援あるいは子どもの変化を通して親自身が変化することも実践の中で示唆されている。社会的養護への措置を予防する多様な子どもへの直接的支援が市町村には求められる。

また児童相談所が虐待通告への対応に時間と労力を要し、本来的な援助を適切に行うことが困難な状況について指摘されてきた。通告における振り分け体制を強化し、一定のケースについて確実に市町村で対応することが求められる。その際、アメリカにおける通告内容に応じて対応のあり方を差異化する区分別対応(Differential Response)という考え方が参考となる。

ワシントン州は 2013 年度から新たな区分別対応システムを導入している。急な対応を要しないと判断されたケースには、調査(Investigation)を行うソーシャルワーカーは関与しない。それに代え在宅サービス専門のソーシャルワーカーが家庭を訪問し、サービス提供に向け関与する。ワシントン州における区分別対応(Differential Response)モデルは Family Assessment Response (FAR) と呼ばれ、FAR により選別されたケースは SBC(Solution Based Casework)に基づいて対応がなされ、家族とソーシャルワーカーのパートナーシップという理念に基づき、援助が進行する。FAR の多くの対象ケースは緊急を要しないネグレクトケースである。具体的には家族など当事者が援助計画作成過程に参画するよう、専門職と家族、親族、友人といった人たちが一堂に集う会議(Family Team Decision Making=FTDM)が開催される。ここでは専門職と家族、親族、友人共に子どもの安全、家族のストレンダス、ニーズやリスクをアセスメントし、援助計画が作成される。

FAR は保護者がより適切なスキルを身に付けたり、養育課題の理解を促すようなサービス提供を行うことを目的とする。FAR に基づいて提供され、効果あるサービスとしての一定のエビデンスを有する在宅サービスのコストは州だけではなく、連邦政府によっても負担される。すなわち効果的な在宅サービスは親子分離を予防することで、財政的な削減を可能とするという認識に基づき、連邦政府によって認められた一定の効果

があるとされる在宅サービスに関して、連邦政府により財政的負担が行われる。

**課題** 在宅支援のあり方を社会的養護と連続性をもって議論を進めていくことに困難を伴うことがしばしばある。その困難な要因について管轄行政の相違があげられるが、その根底には社会的養護と市町村における在宅支援の連続性に対する認識の希薄さも存在する。またその背景には、財政負担問題も存在する。すなわち市町村によって在宅支援の充実が財政的負担を強める。在宅支援体制の強化は社会的養護人口の減少につながり、国および都道府県にとって財政的メリットが大きいことも考慮し、都道府県と市町村の財政的拮抗関係を解消するための試みとして、一定の支援や事業に関して国や都道府県の負担を求め、各々の責任・役割を明確化して、協働して事業を行うことを促す必要がある。先に述べたワシントン州の事例を参考とし、あらゆるサービスに対し一律に財政支援をするのではなく、地域性を考慮した市町村独自のサービスを開発・提案し、一定の評価に基づき、国、都道府県により財政的支援が行われるという仕組みである。

また在宅支援と社会的養護の連続性を考慮した場合、社会的養護の場で生活しながらも、週末実の家庭で生活したり、普段は家庭で生活しながらも、定期的に社会的養護の場で生活するといった養育を親子関係再構築の過程として段階的ではあるが、柔軟に認めている自治体も存在する。里親家庭で生活しながらも、場合によっては定期的に宿泊を伴った施設の活用が必要な場合も考えられる。そうした柔軟な制度的運用を含め、多様な子どもの養育支援モデルの構築が重要であり、そうした養育支援モデルを含めて社会的養護について検討する必要がある。子どもの治療的機能を担う施設との活用も考慮し、都道府県は二重措置なども認めつつ、在宅支援との連携を深め、在宅生活を可能とするとすることも考えられる。

・妊娠相談支援体制、特定妊婦支援体制の強化

**意義** 死亡事例等の検証報告（第12次報告）によると、子ども虐待による死亡事例等の検証報告（第12次報告、2016）によると、心中以外で虐待死した子どもの年齢は、0歳が27人（61.4%）と最も多く、特に0歳のうち月齢0か月が15人（55.6%）と高い割合を占めている。そうした者のなかには母子健康手帳の未発行・妊婦健診未受診が多い。すなわち医療機関とも母子保健関係機関ともつながれない妊婦に対する支援体制の強化を促すことは、虐待死を予防する上で重要なことである。

一方、心中事例のなかには、高齢出産で子どもの誕生を待ち望んでいた事例が含まれる。キャリアを積んだ高学歴の生みの親が不妊治療を経てようやく子どもを授かった事例のなかには、未熟児出産で出産と同時に母子分離されながらも、退院後親族の支援や保健師の訪問を受けながら特段問題なく養育しているように考えられる場合もある。今後ますますこうした事例は増加することが予測され、病院や親族とつながっているとすることで安心するのではなく、市町村職員による家庭訪問や入院中の関係形成や退院後の即座の家庭訪問などの配慮や支援が提供されることで、予防できる事例も存在する。

**課題** 支援機関とつながることが困難な妊婦との関係形成は大きな課題である。ドイツにおけるベビークラッペや身元秘匿出産制度が子どもの死亡数減少に貢献しているという見解も存在する。またつながったとしても、関係形成の維持が困難な場合もある。何か特定の方法で効果を期待するのではなく、さまざまな方策を検討する必要がある。2015年11月に全国妊娠SOSネットワーク連絡会議が設立されたが、妊娠相談支援体制の強化とその周知徹底は重要である。妊娠相談体制が強化されることで、生みの親の意思決定を中立的立場から支援することが可能となる。場合によっては自ら育てることを断念することも考えられ、妊娠相談機関と養子縁組機関（児童相談所・民間養子縁組機関）や医療機関との連携も重要である。また自ら育てることを決めた場合、市町村の母子保健、子ども家庭相談、精神保健福祉等関係担当課との連携や要対協の活用なども考えられる。

生みの親が自ら育てることを決めるか否かは市町村における支援体制に依存する面もある。実家による支援が望めない生みの親に対して、実家に代わって寄り添い支援することが可能な親子ホーム機能をもった拠点が必要である。また諸外国のように都道府県と連携し妊娠中から里親を活用することも考えられる。

生みの親が在学中である場合、学業の継続が困難となり、退学を強いられる事例が存在する。学業の継続に向けた特別な配慮や柔軟な対応が必要である。一方、先に述べたような心中事例にみられる事例に対しては、こうした母親特有の困難が存在する。そうした特有性を分析するとともに具体策を検討する必要がある。

・過度のケア役割を担うことを強いられる子ども（ヤングケアラー）への視点と支援の具体化

**意義** 依存期といえる子ども期に十分な依存が保障されず、むしろ家族に対し年齢不相応な気遣いやケア役割を担うことを強いられる子どもたち（ヤングケアラー）の存在について近年指摘されている。

ヤングケアラーは通常大人が負うと想定されるようなケア役割を引き受ける。担うケアの内容として、家事（買い物、料理、掃除、洗濯など）、一般的ケア（服薬管理、着替えや移動の介助など）、情緒面のサポート（家族員の感情への気遣いなど）、身辺ケア（入浴やトイレの介助など）、請求書の支払いや病院への付き添い、家計を支えるためのアルバイト、家族のための通訳（家族が聴覚障害の場合を含む）などがあげられる。とくに家族に何らかの障害や介助・介護を要する者がいる場合、こうしたケア役割が子どもに期待される子どもたちはケア役割を通して自己有用感を感じたり、家族関係の強さを実感したりすることもあるが、過剰なケア役割や気遣いを強いられ、十分に依存体験が保障されないことも考えられる。「ヤングケアラーの支援ページ (<http://youngearer.sakura.ne.jp/>)」では、子どもがケアを担い始めた時の年齢が低く、ケアが長期（2年以上）にわたったり、そのケア責任が子どもの年齢や成長の度合いに不釣り合いなものである時、子どもは自分の心身の

発達や人間関係、勉強、進路などにも影響を受けることがあるとされている。

こうしたことが実践者の間で共有されることで、潜在化していた子どもたちの生き辛さへの視点が強化される。子どもたちに依存の保障となる支援を提供することは、子どものレジリエンシーを促す上で重要なことである。

**課題** 子どもが自身の辛さを口に出せない傾向にあるなかで、社会や家族からの暗黙の期待を敏感に感じ、年齢不相応な役割期待に応じようとし、子どものニーズは潜在化することも考えられる。したがって要支援性の判断が困難な面が存在する。障がい児きょうだいや里親家庭の実子、外国からの移住者や親に何らかの障がいがある場合などさまざまな状況が想定される。場合によってはネグレクト家庭においてもそうした状況に追い込まれている子どもたちも存在する。辛さや困難さを言語化できる人との出会いや、支援体制をともに考えることのできる専門職を社会的に提供することが必要である。

- ・市町村による里親家庭支援

**意義** 社会的養護と子育て支援の溝を埋め、連続性をもった支援体制づくりの整備策として、市町村が社会的養護に関与することも考えられる。例えば里親家庭に子どもが委託される際、市町村職員も家庭に同行し、要対協ケースとしてその里親家庭を取り上げ、里親家庭の支援体制を検討している自治体が存在する。里親養育を応援するという意味で応援ミーティングと呼ばれている。こうした会議に里親も参画し、地域において支えられているという実感をもつことは、養育において大きな力となる。また里親登録前の家庭訪問調査の際、市町村職員が同行し関係性を形成し、養育に関する相談を市町村に行う事例も存在する。

**課題** 里親自身が公的養育の担い手であるという意識をもち、こうした開かれた養育に積極的に取り組む姿勢をもつ必要がある。とくに高齢の里親が育てづらい子どもに対応するには、地域の理解や協力が必要不可欠である。子どもは里親に限らず地域におけるさまざまな支援者と関係性をもち、気遣われ、支えられていることを実感することが自尊感情の回復のためには重要であり、そうした体制作りにより市町村が積極的に関与することが、地域住民の意識啓発を促し、里親推進においても有効なことといえる。



# 市区町村における在宅支援

新たな社会的養育の在り方に関する検討会

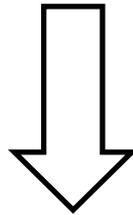
(第10回)

平成29年2月24日

井上登生

# 市区町村における在宅支援の流れ

ポピュレーション・アプローチとしての  
乳児全戸訪問事業・乳幼児健康診査等・学校教育における家庭訪問等を通しての  
「気になる子ども」・「気になる妊婦・養育者」への気づき



「気になる子ども」・「気になる妊婦・養育者」  
についての相談受理



子どもの安心・安全の確認、養育者への支援  
の視点にたった家族全体のアセスメント

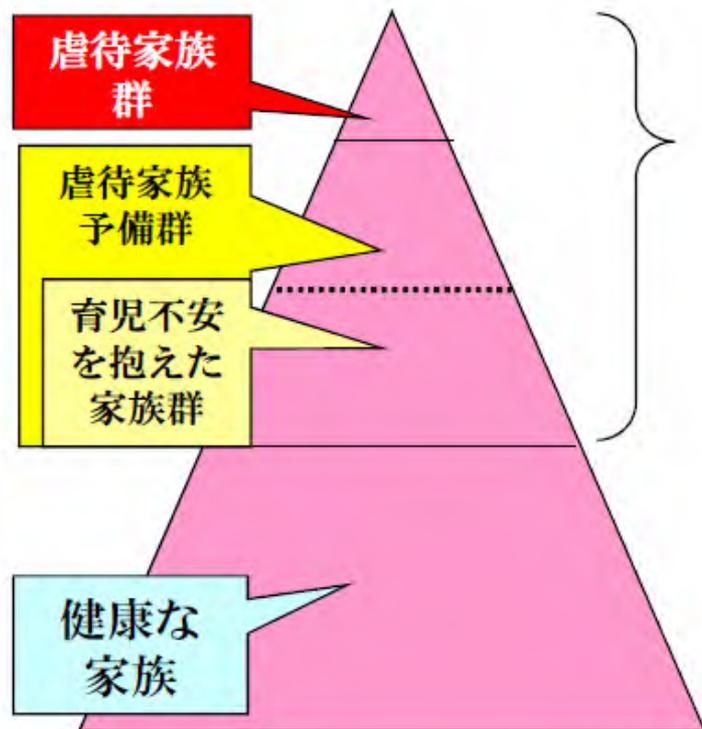
## 初期アセスメント



- ① **緊急度アセスメント**：「子どもの安全にかかわる危機」の有無の確認
- ② **リスクアセスメント**：「子どもの安全にかかわる危機が現時点では起こっていないが、近い将来起こる可能性があり、それが子どもに対して重大な危害を及ぼす可能性がある」の有無の確認
- ③ **ニーズアセスメント**：必要な支援の確認



要支援・要保護の段階（グレード）の決定



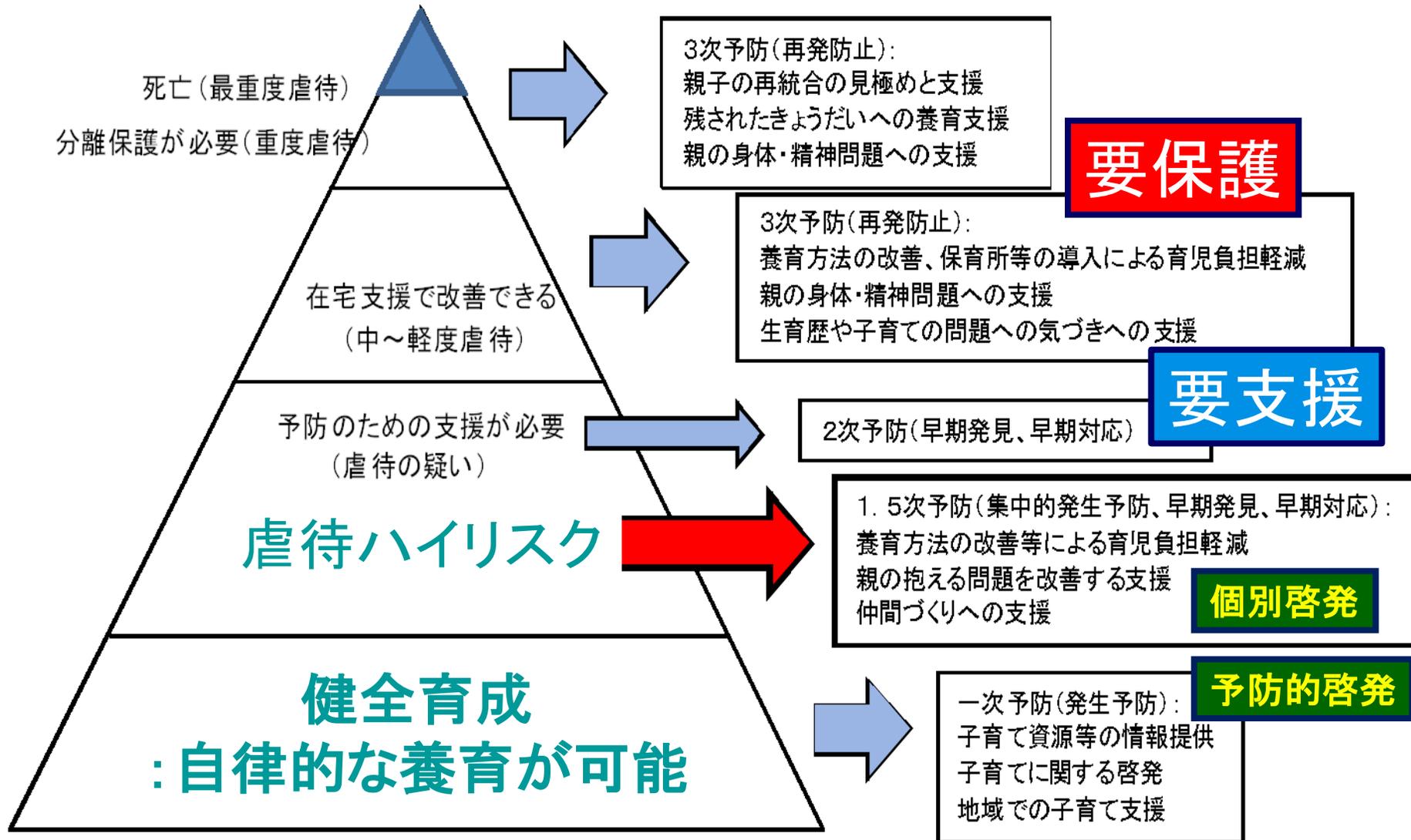
グループを「何でもあるいは何かしら」やればいいのではなく、ターゲットに見合ったグループ手法をとる必要がある。

虐待予防の視点から  
ハイリスクと判断された親支援は、  
**「指導ではなく支援」**

鷺山拓男（2006）子どもの虐待と母子・精神保健—虐待問題にとりくむ人のための「覚え書き」改訂版。萌文社。  
 中板育美（2008）児童虐待の発生予防・進行防止を目指す在宅養育支援のあり方に関する研究—「育児支援家庭訪問事業」および「親支援グループミーティング」を通して  
 鷺山拓男、遠藤厚子、山下洋子、他（2012）虐待予防は母子保健から—ハイリスク・アプローチとしての親支援グループ。日本子どもの虐待防止学会第18回学術集会高知りょうま大会。

中板育美：「ハイリスク親支援グループ」より引用

# 虐待のステージと虐待予防・支援



# 市区町村における在宅支援の課題

1. 要支援のあり方（アセスメント方法、どの部署が責任主体となるか）が、各地方自治体で不均一（できるだけ早急に整える必要あり）
2. 在宅支援のため市区町村が準備できるメニューが不均一（3年を目途に整える必要あり）
3. 国際的には、在宅支援メニューで効果があるのは、①家庭訪問と②ペアレント・トレーニングとなっているが、我が国の実情に合致したメニューとして、どのようなものが有効であるか、まだ検討中である  
ただ、保健師による妊娠期からの切れ目のない支援は、多くの自治体で有効と考えられている
4. 市区町村においては、相談内容を客観的にアセスメントするために、すでに公表されている児童虐待についての重症度を判定するツールは比較的良く利用されている  
しかしながら、市区町村でもっとも大事な、市区町村で子どもを育てていくことを支援するためのツールが少ない

# 「子どもが心配」のまとめ

## 本委員会で、「子どもが心配」のヒアリングを行った理由

- ① 市区町村が主となって行う社会的養育が必要な事例の大半は、ネグレクトおよびネグレクトにその他の虐待が合併した事例である。
- ② ネグレクトは、その評価、重症度分類、支援のあり方などを客観的に行うことが難しく、現時点での我が国の現状では、市区町村による考え方のばらつきが大きい。
- ③ Graded Care Profile（以下、GCP）は、特にネグレクトに焦点をあてた測定ツールであり、子どもの養育に困難感を持つ養育者とともに、何が、どのように、うまくいかないかを明確にしていきながら、養育者の気づきを進め、養育者と支援者が一体となって、様々な特徴を持った子どものケアのあり方を考えていくために重要なツールである。
- ④ 岡山県は、自験例を通しネグレクトの対応の困難性を痛感し、GCPの導入を9年前より始め、現場で日本語版GCPを利用する保健師やソーシャル・ワーカー等と試行錯誤しながら開発を進めている。  
子ども虐待予防の観点から「虐待と呼ばれる状態になる前からの子育て支援」を模索し続ける中で、岡山県の「子どもが心配」を基本としたアセスメント・ツールは、市区町村のポピュレーション・アプローチからみたツールとして、現場にとっても無理が少なく、かつ子ども虐待予防効果が期待されると考えたのでヒアリングを提案した。

## 文 献

- ① 「子どもが心配」チェックシート（パンフレット版）[平成22年度改訂]  
[http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/37642\\_1392777\\_misc.pdf](http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/37642_1392777_misc.pdf)
- ② 「子どもが心配」チェックシート（岡山版）[平成22年度改訂]  
[http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/37642\\_134724\\_misc.pdf](http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/37642_134724_misc.pdf)
- ③ 葉師寺真（2013）「子どもが心配」チェックシート（パンフレット版）の開発と活用。  
子どもの虹情報研修センター：11：99-110      file:///C:/Users/inoue/Downloads/2519768.pdf
- ④ Dr Leon Polnay and Dr O P Srivastava, Bedfordshire and Luton Community NHS Trust and Luton Borough Council.  
Graded Care Profile: A tool to measure: Neglect. Jan.2013.  
<http://www.devonsafeguardingchildren.org/documents/2014/11/graded-care-profile.pdf>  
：GCPの位置づけ、使い方、考え方の説明書
- ⑤ Trafford's Graded Care Profile.  
<http://www.traffordccg.nhs.uk/wp-content/uploads/2014/05/graded-care-profile-and-imagesTRAFFORDversion2Aug2010.doc>
- ⑥ The Graded Care Profile Pre-reading for Training – Hertfordshire : Understanding Neglect  
[http://www.hertfordshire.gov.uk/docs/doc/h/GCP\\_Understand\\_Neglect.doc](http://www.hertfordshire.gov.uk/docs/doc/h/GCP_Understand_Neglect.doc)

図-2 「子どもが心配」要支援モデル

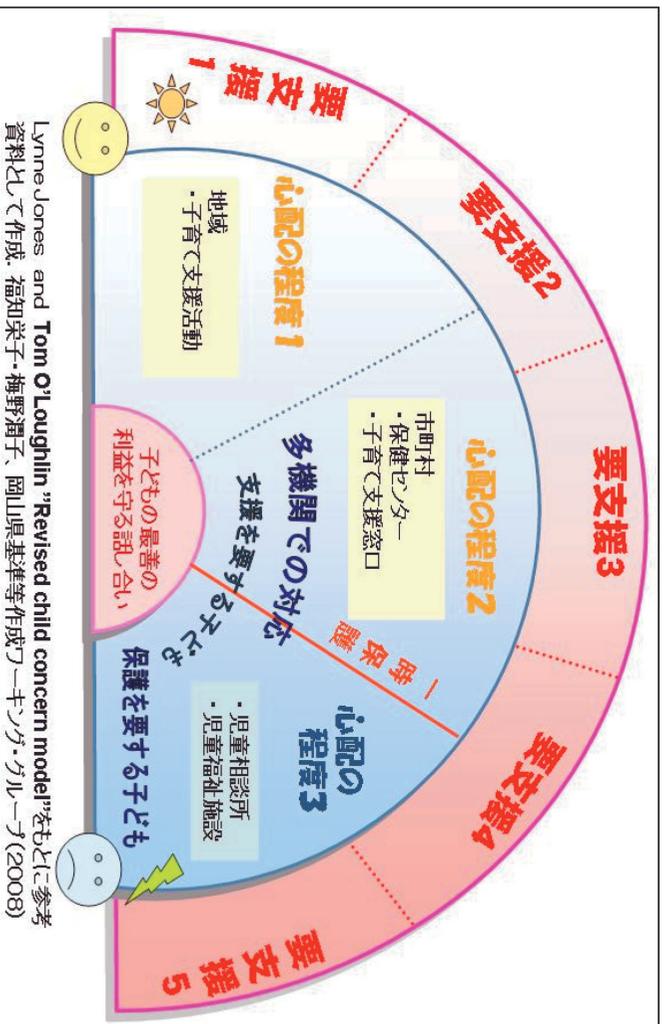


表-3 要支援レベルと、必要となる支援の目安

心配の程度3	要支援5	緊急介入により、職権一時保護等の法的対応が必要
心配の程度2	要支援4	当面、在宅で支援を行うが、親子分離や法的介入を視野に入れた支援が必要
心配の程度1	要支援3	在宅での支援を基調としながら一時的な施設利用等を考慮した支援が必要
	要支援2	在宅で地域ネットワークによる経過観察と育児支援等が必要
	要支援1	虐待の判断は難しいが、今後移行するおそれがあり、育児支援や地域の子育て支援活動等が必要

岡山県児童相談に係る基準等作成グループが作成(2008)

# 市区町村における在宅支援（支援段階と主な管轄課）

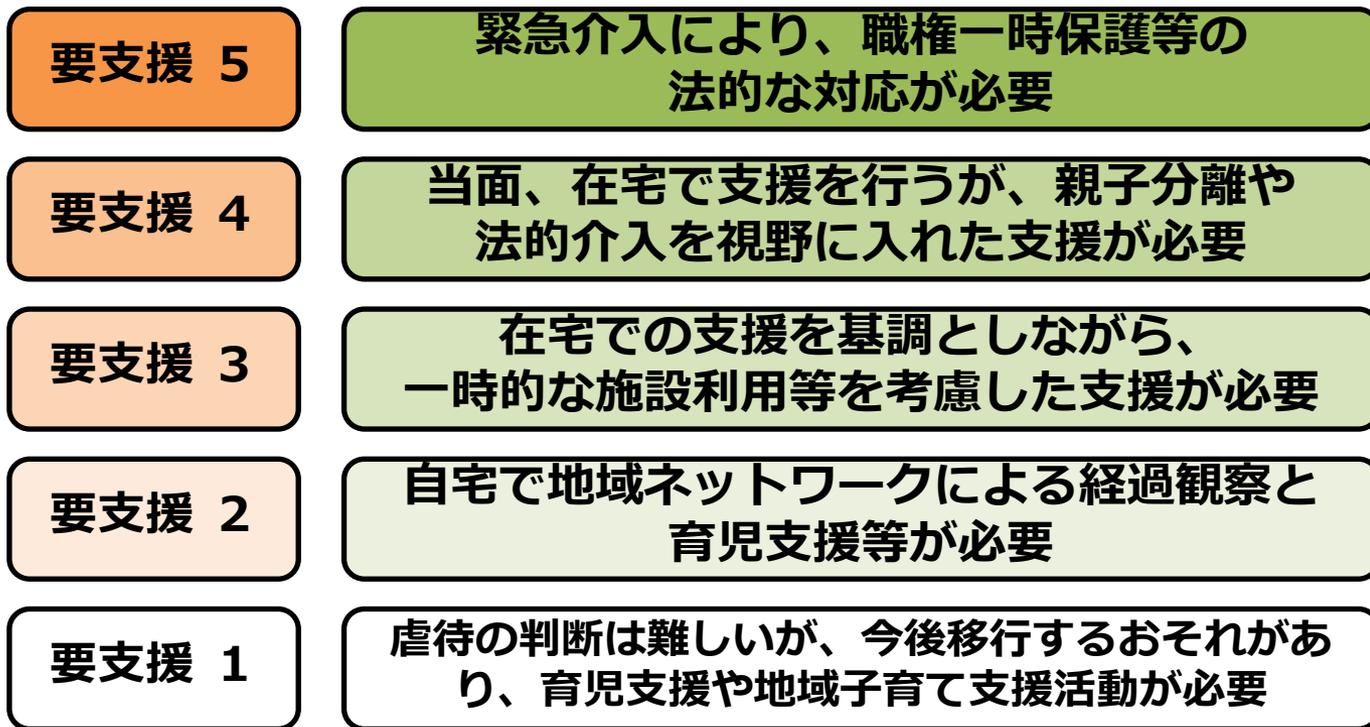
## 1. 市区町村子ども家庭支援における主な市区町村管轄課

- 1) 保健部局（母子保健主管課）
- 2) 児童福祉部局
  - ①子ども・子育て主管課
  - ②児童虐待防止主管課
  - ③障害福祉主管課
- 3) 教育委員会部局（学校教育主管課）

## 2. 要支援・要保護の段階（グレード）による市区町村管轄課

支援段階・管轄	主管轄	副
要支援 1	母子保健主管課あるいは学校教育主管課	
要支援 2	母子保健主管課あるいは学校教育主管課	児童福祉各主管課
要支援 3	児童福祉各主管課（主は児童虐待防止主管課）	母子保健or学校教育
要支援 4	児童福祉児童虐待防止主管課	児童相談所
要支援 5	児童相談所	児童虐待防止主管課

# 要支援段階と必要となる支援と管轄の目安（井上案）



**要保護**

市区町村  
要保護児童対策  
地域協議会

岡山県児童相談に係る基準等作成グループが作成（2008）  
\*「子どもが心配」チェックシート（岡山版）32ページより引用（左図）

支援段階・管轄	主管轄	副
要支援 1	母子保健主管課あるいは学校教育主管課	
要支援 2	母子保健主管課あるいは学校教育主管課	児童福祉各主管課
要支援 3	児童福祉各主管課（主は児童虐待防止主管課）	母子保健or学校教育
要支援 4	児童福祉児童虐待防止主管課	児童相談所
要支援 5	児童相談所	児童虐待防止主管課

# すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト

資料1

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題。児童虐待の相談対応件数は増加の一途。複雑・困難なケースも増加。

8月28日 ひとり親家庭・多子世帯等自立支援策及び児童虐待防止対策の「施策の方向性」をとりまとめ年末を目途に財源確保も含めた政策パッケージを策定

## すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト

### ひとり親家庭・多子世帯等自立支援プロジェクト

就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実

具体的には、ひとり親家庭が孤立せず支援につながる仕組みを整えつつ、生活、学び、仕事、住まいを支援するとともに、ひとり親家庭を社会全体で応援する仕組みを構築

#### 【主な内容】

自治体の窓口のワンストップ化の推進  
子どもの居場所づくりや学習支援の充実  
親の資格取得の支援の充実  
児童扶養手当の機能の充実 など

### 児童虐待防止対策強化プロジェクト

児童虐待について、発生予防から発生時の迅速・的確な対応、自立支援まで、一連の対策を更に強化。

#### 【主な内容】

子育て世代包括支援センターの全国展開  
児童相談所体制強化プラン（仮称）の策定  
里親委託等の家庭的養護の推進  
退所児童等のアフターケア など

施策を着実に実施するとともに、平成28年通常国会に児童扶養手当法改正案及び児童福祉法等改正法案の提出を目指す。

施策の実施に当たっては、官・民のパートナーシップを構築し民間の創意工夫を積極的に活用。

行政が未だ実施していない事業を民間投資によって行い、行政がその成果に対する対価を支払うといった手法等の先駆的な取組も幅広く参考。

# ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（課題と対応）

## 現状・課題

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向

これらの方の自立のためには、

- ・支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届けること
- ・複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った支援の実施
- ・ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施
- ・安定した就労による自立の実現が必要。

昭和63年から平成23年の25年間で  
母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍  
(母子世帯84.9万世帯 123.8万世帯、  
父子世帯17.3万世帯 22.3万世帯)

母子世帯の80.6%が就業しており、そのうち47.4%はパート、アルバイト等

母子世帯の平均年間就労収入(母自身の就労収入)は181万円、平均年間収入(母自身の収入)は223万円

## 対応

就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実。

支援につながる

◆ 自治体窓口のワンストップ化の推進

生活を応援

- ◆ 子どもの居場所づくり
- ◆ 児童扶養手当の機能の充実
- ◆ 養育費の確保支援
- ◆ 母子父子寡婦福祉資金の見直し
- ◆ 多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減

学びを応援

- ◆ 教育費負担の軽減
- ◆ 子供の学習支援の充実
- ◆ 学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

仕事を応援

- ◆ 就職に有利な資格の取得促進
- ◆ ひとり親家庭の親の就労支援
- ◆ ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進
- ◆ 非正規雇用労働者の育児休業取得促進

住まいを応援

◆ ひとり親家庭等に対する住居確保の支援

社会全体で応援

- ◆ 「子供の未来応援国民運動」の推進
- ◆ 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

児童扶養手当法改正法案の  
平成28年通常国会提出を目指す

# ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（全体像）

## 支援につながる

### 自治体窓口ワンストップ化の推進

ワンストップ相談体制整備  
窓口の愛称・ロゴマークの設定  
相談窓口への誘導強化  
携帯メールによる双方型支援  
集中相談体制の整備 等

## 生活を応援

### 1 子どもの居場所づくり

放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援等を行う居場所づくりの実施

### 2 児童扶養手当の機能の充実

第2子・第3子加算額を倍増

### 3 養育費の確保支援

地方自治体での弁護士による養育費相談  
離婚届書等の交付時に養育費の合意書ひな形も同時交付  
財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正の検討 等

### 4 母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し

利率の引き下げ

### 5 保育所等利用における負担軽減

年収約360万円未満の世帯の保育料負担軽減

## 学びを応援

### 1 教育費の負担軽減の推進

幼児教育無償化へ向けた取組の段階的推進  
高校生等奨学給付金事業の充実  
大学等奨学金事業の充実 等

### 2 子供の学習支援の充実

高等学校卒業認定試験合格事業の対象追加  
生活困窮世帯等の子供の学習支援の充実  
地域未来塾の拡充  
官民協働学習支援プラットフォームの構築 等

### 3 学校をプラットフォームとした子供やその家族が抱える問題への対応

SSWの配置拡充  
訪問型家庭教育支援の推進 等

## 社会全体で応援

### 1 子供の未来応援国民運動の推進

支援情報ポータルサイトの準備 等

### 2 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

「地域応援子供の未来応援交付金」創設

## 仕事を応援

### 1 就職に有利な資格の取得の促進

高等職業訓練促進給付金の充実  
高等職業訓練促進資金貸付事業創設  
自立支援教育訓練給付金の充実 等

### 2 ひとり親家庭の就労支援

出張ハローワークの実施  
マザーズハローワークでの支援  
企業への助成金の活用・拡充 等

### 3 ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進

求職者支援訓練における託児サービス支援付き訓練コース等の創設  
職業訓練におけるeラーニング  
ジョブ・カードを活用した雇用型訓練の推進 等

## 住まいを応援

### ひとり親家庭等に対する住居確保支援

公的賃貸住宅等における居住の安定の確保  
ひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用の促進  
生活困窮者に対する住居確保給付金の支給  
新たな生活場所を求めるひとり親家庭等に対する支援 等



# 市区町村在宅支援に役立つ資料

大阪府：市町村のための「市町村児童虐待防止と支援のあり方」の研究会

1. 『市町村児童虐待防止と支援のあり方の研究会』報告書（平成25年3月）  
<http://www.masse.or.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/17/jidougyakutaibousi.pdf>  
：大阪府の市区町村における児童虐待防止に向けた現状調査報告と「通告から支援へ」の提言、市区町村業務に役立つ資料が多く掲載されている
2. 「今後の児童家庭相談体制のあり方に関する研究会 報告書」について（平成18年4月28日）  
<http://www.crc-japan.net/contents/notice/pdf/arikata.pdf>
3. 大阪府健康医療部（医療・保健の現場における虐待予防）  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4098/00210616/zentai2.pdf>

千葉県家族関係支援調整プログラム調査研究委員会（平成18年度）

1. 家族関係支援調整プログラム調査研究委員会の取組状況について（平成18年6月6日）  
千葉県社会福祉審議会児童福祉専門分科会・社会的養護検討部会・家族関係支援調整プログラム調査研究委員会  
<https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/kenriyogo/toushin/documents/bukai18-1siryo6.pdf>
2. 家族関係支援プログラム(試案)～社会的養護が必要な子どもたちの健全な育ちのために～（平成19年3月）  
<https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/kenriyogo/toushin/documents/bukai18-2siryo4.pdf>
3. 家族関係支援の手引き～切れ目のない支援の実現に向けて～（平成20年3月）  
<https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/shingikai/documents/kazokusien.pdf>  
：家族関係支援を考える時に重要な視点を知ることができる。家族関係支援のためのアセスメントに必要な知識、アセスメントシート作成時の留意点など、現場に役立つ情報満載です
4. 千葉県子ども虐待対応マニュアル  
<https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/gyakutai/jidou/sankou/documents/honnpennsyoshikihenn.pdf>
5. 千葉県子ども虐待対応マニュアル別冊資料編  
<https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/gyakutai/jidou/sankou/documents/bessatsushiryohenn.pdf>

## 児 童 福 祉

1. 厚生労働省雇用均等・児童家庭局：要保護児童対策地域協議会設置・運営指針（平成22年3月改訂版）
2. 滋賀県健康福祉部子ども・青少年局：市町向けの子どもの虐待対応マニュアル～未然防止から早期発見・対応、保護 子どもの自立支援まで～（平成24年3月改訂版）  
<http://www.pref.shiga.lg.jp/e/kodomokatei/kosodatehomepage/child-abuse/files/honepen.pdf>  
：平成28年改正児童福祉法の理念にもっとも近い考え方で、整理されているマニュアル
3. 青森県：市町村と児童相談所の機関連携対応方針（平成25年7月改訂版）  
<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/kodomo/files/2013-0731-1837.pdf>
4. 在宅アセスメント研究会・加藤曜子：要保護児童対策地域協議会（市町村虐待防止ネットワーク）個別ケース検討会議のための在宅支援アセスメント指標マニュアル（平成26年3月改訂版）
5. 第1回市区町村の支援業務のあり方に関する検討WG（平成28年8月8日）追加資料 渡辺好恵構成委員提出資料  
：平成19年度厚生労働科学研究費補助金子ども家庭総合研究事業報告書『子ども虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究』－地域が中心となった虐待の在宅養育支援に関する研究報告書－：市区町村での子ども虐待在宅養育支援の手引き：要保護児童対策地域協議会を中心に据えて－在宅養育支援は、子どもと親の未来ために－
6. 市区町村の支援業務のあり方に関する検討WG 構成委員提出資料（資料4、5とも確認できます）

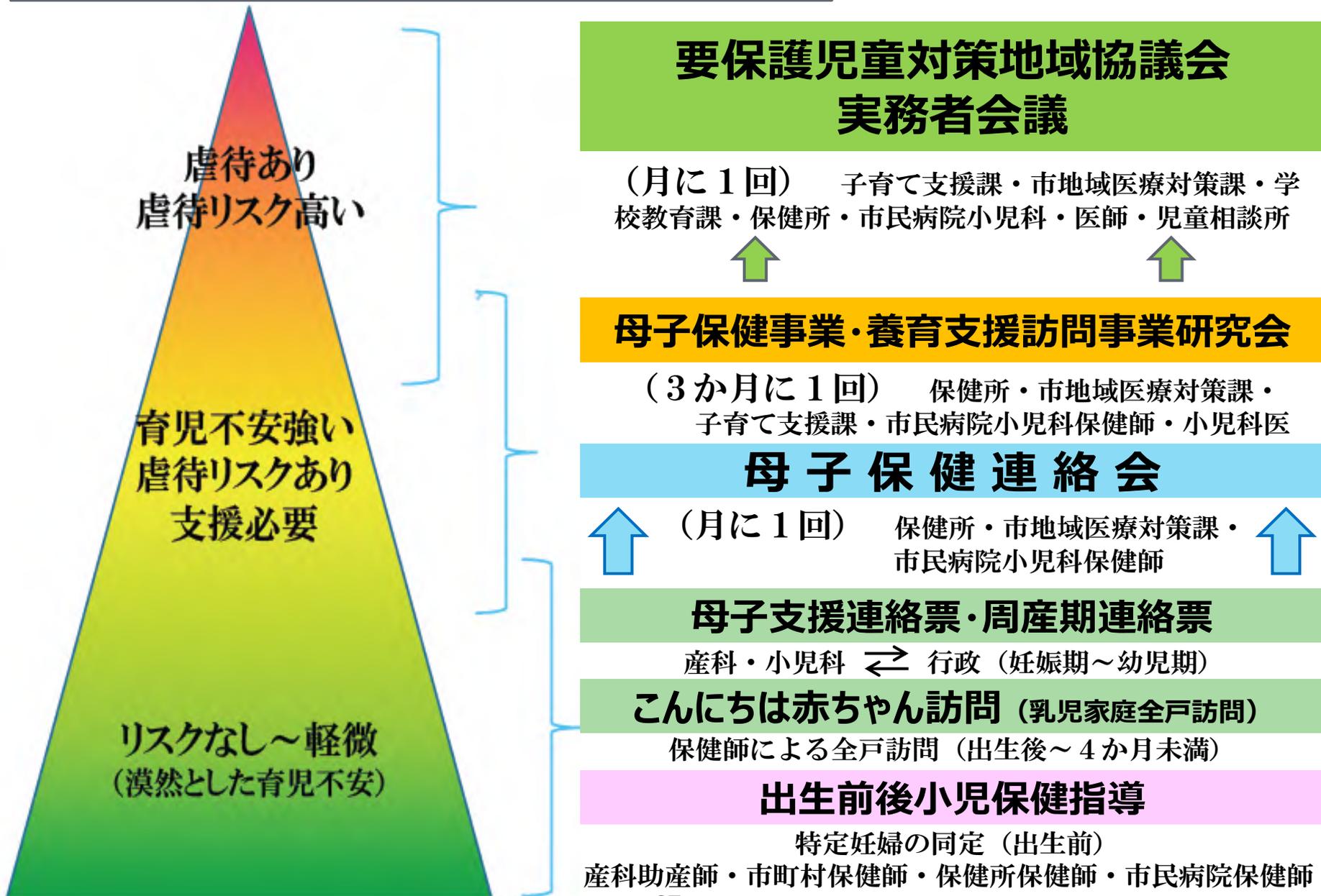
## 母 子 保 健

1. 奈良県医療政策部保健予防課：妊娠期からの母子保健活動マニュアル～乳児期早期の虐待予防に向けて～（平成25年8月）  
<http://www.pref.nara.jp/secure/106714/manual2013.pdf>
2. 東京都福祉保健局：要支援家庭の把握と支援のための母子保健事業のガイドライン  
[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/koho/youshien\\_guideline.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/koho/youshien_guideline.html)
3. 東京都福祉保健局：東京の母子保健（平成28年1月改訂版）  
[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/koho/tokyo\\_no\\_boshihoken.files/tokyonoboshihoken28.pdf](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/koho/tokyo_no_boshihoken.files/tokyonoboshihoken28.pdf)
4. 平成24年度厚生労働科学研究費補助金(成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業)：乳児家庭全戸訪問事業における訪問拒否等対応困難事例への対応の手引き：http://www.aiikunet.jp/wp-content/themes/aiikunet/pdf/kenkyu\_tebiki.pdf
5. 大阪府健康医療部保健医療室地域保健課母子・援護グループ：保健師のための子ども虐待予防のポイント(平成27年4月)  
[http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/boshi/hokensi\\_manual.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/boshi/hokensi_manual.html)
6. 平成13年度厚生科学研究補助金「子ども家庭総合研究事業」地域保健における子ども虐待の予防・早期発見・援助に係る研究報告書  
：子ども虐待予防のための保健師活動マニュアル～子どもに関わるすべての活動を虐待予防の視点に～<マニュアル版>  
<http://rhino.med.yamanashi.ac.jp/sukoyaka/pdf/gya&um.pdf>

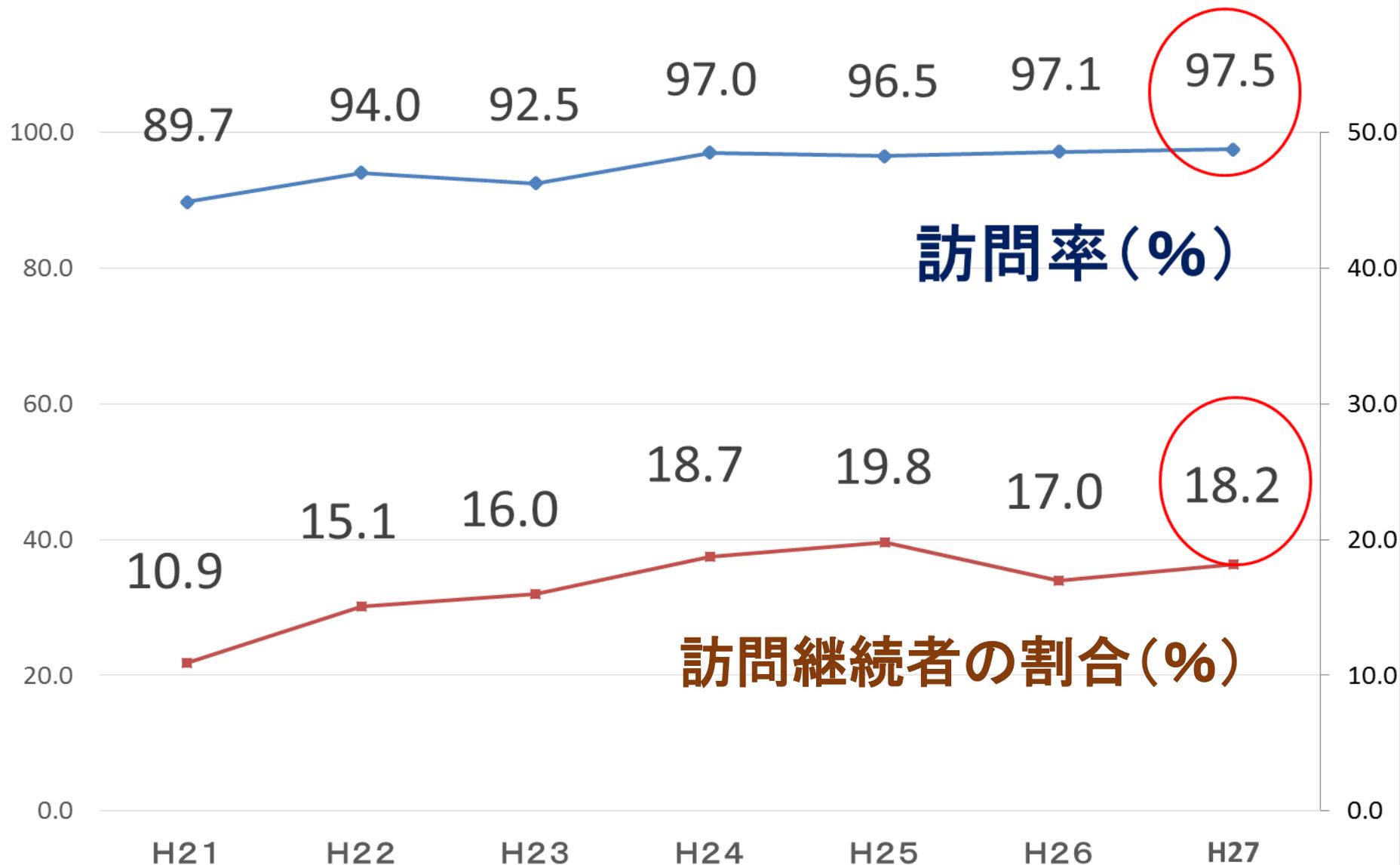
合併後の中津市:①+②+③+④+⑤



# 中津市 妊婦・母子支援の概念図



# 乳児家庭全戸訪問の訪問率と継続者割合



# 中津市の母子保健 ・育児支援システム

ヘルシースタートおおいた地域  
推進専門部会 年2回



市民病院保健師と  
の連絡会 月1回

産科と行政連絡会  
年2回

連絡票

ハイリスク妊  
婦や母子に関  
する情報提供

訪問指導  
結果報告

母子保健事業研究会・  
養育支援訪問事業検討会議  
年4回

要対協  
実務者会議  
月1回

情報の共有  
による連続  
性を持った  
支援

## 医療

産婦人科

中津市民  
病院  
(産科・小児科)

精神科

小児科

歯科医師会

薬剤師会

栄養士会

## 保健

地域医療対策課・  
支所

北部保健所

## 福祉

児童相談所

児童家庭支援  
センター「和」

障害福祉

・障がい児対策  
・親の精神保健対策

子育て支援課

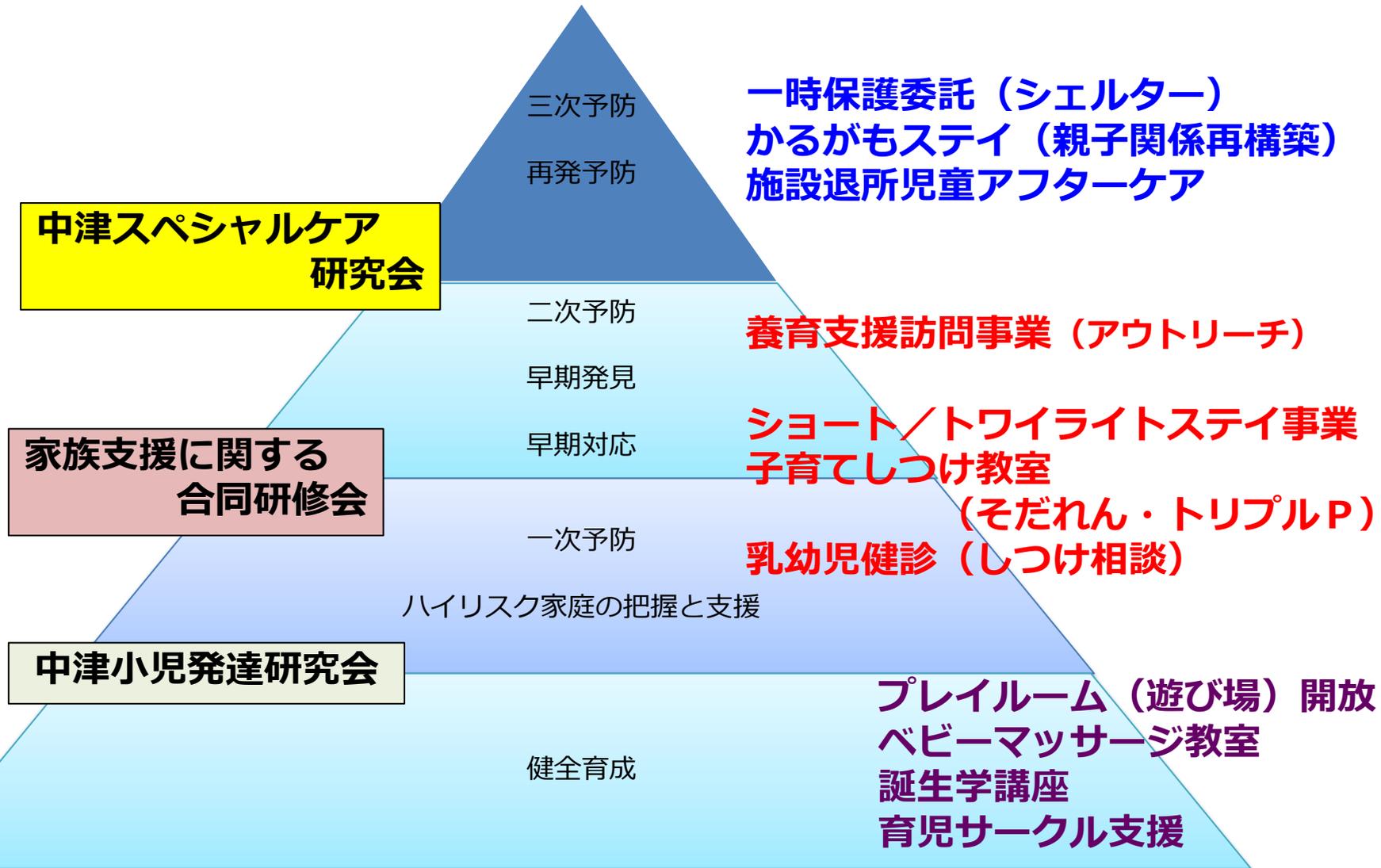
・要保護児童対策地域協議会  
・保育所  
・遊び場(子育て地域支援センター)

私立幼稚園・認可外保育所



# 「やわらぎ」の児童虐待予防

中津市要保護児童対策地域協議会



## 訪問型支援と拠点型支援の連携

- (例)・乳児家庭全戸訪問時に、拠点型支援を紹介  
 ・拠点型支援の中で、一定の支援が必要な家庭を訪問型支援につなぐ  
 ・訪問型支援の終結した家庭を拠点型支援につなぐ等

## 訪問型子育て支援事業(アウトリーチ)

要保護児童対策地域協議会  
 (子どもを守る地域ネットワーク)

養育支援訪問事業  
 (対象:要保護家庭)

家庭相談員

訪問指導(保健師)  
 (対象:要支援家庭)

ホームスタート  
 (家庭訪問型子育て支援)  
 (対象:気になる子育て家庭)

ハイリスク・アプローチ

## 拠点型子育て支援事業

(一般的支援:ポピュレーション・アプローチ)

地域子育て支援拠点  
 保育所  
 幼稚園  
 児童館  
 子育てサロン等

乳幼児健診

ヘルシースタートおおいた  
 (地域母子保健・育児支援システム)  
 ペリネイタルビジット事業  
 (妊娠28週～産後56日までの親子)

対象:全戸家庭

レッドゾーン  
 (重度の子育て困難家庭)

イエローゾーン  
 (軽度の子育て困難家庭)

グレーゾーン  
 (高ストレス家庭)

ホワイトゾーン  
 (一般家庭)

対象家庭

主任児童委員

養育班員  
 母子保健推進員

乳児家庭全戸訪問事業  
 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)

地域子育て支援拠点  
 (一般型、地域機能強化型)

対象:全戸家庭

大分県豊後高田市における支援体制

## 社会的養護における自立支援に関する資料

1	自立支援計画について	.....	P 1
2	進学、就職の状況について	.....	P 12
3	児童養護施設運営ハンドブック【抜粋】	.....	P 15
4	施設の人員配置の改善	.....	P 17
5	措置費における教育費及び自立支援関係経費の改善	.....	P 22
6	児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の概要	.....	P 24
7	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	.....	P 26
8	身元保証人確保対策事業について	.....	P 28
9	退所児童等アフターケア事業について	.....	P 29
10	18歳以降の措置延長制度について	.....	P 33
11	改正児童福祉法（18歳以上の者に対する支援の継続）	.....	P 34
12	社会的養護自立支援事業について	.....	P 36



## 参考条文（自立支援計画関係）

◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）  
（養育）

第二十三条 乳幼児における養育は、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。

2～3（略）

（自立支援計画の策定）

第二十四条の二 乳幼児の長は、第二十三条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の乳幼児について、乳幼児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（生活支援）

第二十九条 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。

（自立支援計画の策定）

第二十九条の二 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（養護）

第四十四条 児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健全な成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない。

（自立支援計画の策定）

第四十五条の二 児童養護施設の長は、第四十四条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

## 参考条文（自立支援計画関係）

（心理療法、生活指導及び家庭環境の調整）

第七十五条 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにして行わなければならない。

2（略）

（自立支援計画の策定）

第七十六条 情緒障害児短期治療施設の長は、前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整）

第八十四条 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、すべて児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的として行わなければならない。

2～3（略）

（自立支援計画の策定）

第八十四条の二 児童自立支援施設の長は、前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

◎里親が行う養育に関する最低基準（平成十四年九月五日厚生労働省令第百十六号）

（自立支援計画の遵守）

第十条 里親は、児童相談所長があらかじめ当該里親並びにその養育する委託児童及びその保護者の意見を聴いて当該委託児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該委託児童を養育しなければならない。

◎児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号） ※ファミリーホーム

第一条の二十四 養育者は、児童相談所長があらかじめ当該養育者並びにその養育する委託児童及びその保護者の意見を聴いて当該委託児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該委託児童を養育しなければならない。

●「児童養護施設等における入所者の自立支援計画について」  
(平成17年8月10日雇児福発第0810001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知) <抜粋>

近年、児童相談所や児童福祉施設等において、虐待など複雑かつ深刻化する子どもの問題に対応するために、子どもと家庭に対应的確なアセスメント及びこれに基づいた適切な自立支援計画の策定が求められている。このため、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。)を改正し、平成17年4月より、児童養護施設等の各施設長は、入所者に対して計画的な自立支援を行うため、個々の入所者に対する支援計画を策定しなければならないこととしたところである。この自立支援計画については、児童自立支援計画研究会により検討され、「子ども自立支援計画ガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)」として報告されたところである。これらを踏まえ、児童養護施設等における入所者の援助に係る計画について、下記の点に留意しつつ、自立支援計画を策定し、入所者の援助向上の観点から、その一層の活用を図りたい。

なお、児童相談所においても、施設入所ケースについて、ガイドラインで示された「子ども家庭総合評価票」を積極的に活用し、適切な総合診断を行い、施設職員等の関係者と十分に協議して援助指針を作成することとされているので留意願いたい。

おって、平成10年3月5日児家第9号厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知「児童養護施設等における入所者の自立支援計画について」及び平成16年5月27日雇児福発第0527001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知「乳児院における自立支援計画の策定について」は廃止する。

記

第1 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設に入所している子どもに係る自立支援計画について

児童福祉施設に入所中の子どもに対する指導については、担当職員のみならず施設長を始めとする職員が共同して、生活指導、職業指導、家庭環境調整等を行っているところである。これらの実施については、入所中はもとより退所後についても継続した対応が求められていることから、子どもの自立支援の視点に立った指導の充実や、子どもの通学する学校、児童相談所等関係機関との連携を図りつつ、個々の子どもの状況を十分に把握するとともに、情報を共有化するためのケース概要を基にケース検討会議等で十分に検討し、個別の子どもについて自立支援計画を策定し、これに基づいた支援を行われたい。

この自立支援計画は、子どもの施設入所時に策定する方法に加え、入所後数か月間は、児童相談所で作成した援助指針を自立支援計画として活用し、子どもを支援した後にその効果などについて評価・検討し、子ども本人、保護者、児童相談所及び関係機関の意見や協議などを踏まえ、策定することも可能である。このため、児童相談所が作成する援助指針は、子ども及び保護者の意向が十分に尊重され、施設と十分に協議されたものである必要がある。また、自立支援計画の策定後は、計画が適切に実施されているか否かについて十分把握するとともに、目標の達成状況などから支援効果について客観的な評価を

行い、アセスメントや計画(課題設定・目標設定・方法等)の妥当性などを検証し、必要に応じて自立支援計画等の見直しを行うことが重要である。再評価に際しては、ガイドラインで示された「子ども家庭総合評価票」等を活用しつつ、子どもや保護者、児童相談所など関係者と連携を図り、評価の妥当性や信頼性を確保することに留意する必要がある。また、子どものいわゆる問題行動や短所の指摘にとどまることのないよう留意し、それまでの間の援助が子どもの成長や発達に果たした役割を評価するとともに、援助に関しさらに改善の求められる部分を発見することに主眼を置くことが重要である。

なお、当該計画の書式については、標準的と考えられる書式を別添1として添付したので参考にされたい。

## 第2 母子生活支援施設の入所者に係る自立支援計画について

母子生活支援施設の入所者に対する支援については、担当職員のみならず施設長を初めとする職員が共同して、就労、家庭生活及び子どもの養育に関する相談及び助言等各援助領域を通じ、入所中はもとより退所後についても継続的な支援を行うことが必要であるとともに、母子家庭の自立支援の観点に立った支援の充実や、福祉事務所、母子自立支援員、児童家庭支援センター、母子福祉団体、公共職業安定所、子どもの通学する学校や児童相談所等関係機関との連携を推進する観点から、入所者個別の自立支援計画を策定されたい。

また、当該計画は、入所時に福祉事務所、母子自立支援員等と協議の上、母子自身の意見・意向を踏まえて策定し、以後は定期的に福祉事務所等関係機関と協議の上、再評価を行うこと。再評価に関しては、母子の問題や短所の指摘にとどまることのないよう留意し、それまでの間の援助が母親の自立及び子どもの成長や発達に果たした役割を評価するとともに、援助に関し、さらに改善の求められる部分を発見することに主眼を置くこと。なお、当該計画の書式については、従来から各施設において策定していた個別処遇計画に所要の修正をすることも足りるものであるが、標準的と考えられる書式を別添2として添付したので参考にされたい。

なお、最低基準においては、母子生活支援施設について、関係機関との連携に係る規定(第30条の2)により、母子生活支援施設の長は、福祉事務所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活の支援に当たらなければならないとされており、母子生活支援施設に入所措置を採った福祉事務所にあつては、自立支援計画の作成に関し施設から意見等を求められた場合には協力するよう努められたい。

(別添1)

自立支援計画票

施設名 フリカ 子ども氏名	作成者名 男 女	性 別	生年月日 作成年月 日	年 月 日 ( 歳)
保護者氏名	続柄		年 月 日	年 月 日
主たる問題				
本人の意向				
保護者の意向				
市町村・保育所・学校・職場などの意見				
児童相談所との協議内容				
【支援方針】				
第〇回 支援計画の策定及び評価 次期検討時期: 年 月				
【長期目標】				
支援上の課題	支援目	支援内容・方法	評価(内容・期日)	
【短期目標 (優先的・重点的課題)】				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日

【長期目標】				
家庭(養育者・家族)				
支援上の課題	支援目	支援内容・方法	評価(内容・期日)	
【短期目標 (優先的・重点的課題)】				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
【長期目標】				
地域(保育所・学校等)				
支援上の課題	支援目	支援内容・方法	評価(内容・期日)	
【短期目標】				年 月 日
				年 月 日
【長期目標】				
総 合				
支援上の課題	支援目	支援内容・方法	評価(内容・期日)	
【短期目標】				年 月 日
				年 月 日
【特記事項】				

(記載要領)

- 1 「本人の意向」及び「保護者の意向」には、本人や保護者がどのようなニーズを持ち、どのような支援・治療を望んでいるのかなどについて記入する。また、具体的な支援・治療ニーズ・内容・方法などについての要望がある場合には、その内容を記入すること。ただし、乳幼児の場合には「本人の意向」を省略することは差し支えないが、可能な限り聴取すること。  
なお、本人と保護者との意向が異なる場合には、それが明確となるよう記入する。
- 2 「支援方針」については、アセスメントの結果や総合診断及び施設における支援状況から明らかになった支援ニーズに基づき到達したいと考えている内容や方向性などについて記入する。  
※ 支援する側の視点で記入する。
- 3 ケースの状況によって異なるが、「長期目標」は概ね6ヶ月～2年程度で達成可能な目標を設定する。「短期目標」は概ね1～3ヶ月程度で達成したり進展するような目標を設定する。  
「長期目標」を達成するためにより具体的な目標として「短期目標」を設定する。
- 4 「支援上の課題」については、アセスメントの結果や総合診断から明らかになった優先的・重点的課題について、優先度の高いものから具体的に記入する。
- 5 「支援目標」については、「支援方針」の内容を踏まえ、「支援上の課題」に対する具体的な支援目標を記入する。
- 6 「支援内容・方法」については、支援目標を達成するための支援内容・方法について、回数や頻度などを含めできるだけ具体的に記入すること。
- 7 「評価」については、計画作成者(担当者)が中心になって、職員による行動観察、評価票をはじめとした客観的評価、子ども本人の自己評価などの資料に基づき、達成状況などについて、ケース検討会議などにおいて、関係職員と検討の上、行う。  
なお、子どもや保護者に計画書を必要に応じて開示することから、この欄の記入内容については、簡潔でわかりやすいこととし、別紙(例：月間評価票などのようなもの)にその詳細な内容について記載するなどの工夫を凝らすことも必要である。
- 8 特記事項欄には、通信・面会の制限状況や関係機関との連携状況など特記すべき事項について記入する。
- 9 必要な内容は、様式の枠にこだわらず、枠を広げるなど工夫して記入すること。  
※ 自立支援計画の見直しを行う場合には、その都度新たな用紙に策定すること。

(別添1の参考)

自立支援計画票(記入例)

施設名		○口○児童養護施設		作成者名		○年○月○日	
子ども氏名	性別	生年月日	○男○女	○年○月○日	○年○月○日	○年○月○日	○年○月○日
保護者氏名	連絡先	住所	○父○母	作成年月日	○年○月○日	○年○月○日	○年○月○日
主たる問題	被害経緯によるトラウマ・行動上の問題						
本人の意向	母が自分の間違いを認め、謝りたいといっているが、確かめてみてほしいという気持ちもある。早く家庭復帰を希望し、出身学校に通いたい。						
保護者の意向	母親としては、自分のこれまでで行ってきた言動に対し、不適切なものであったことを認識し、改善しようと考えており、息子に謝り、周囲の回復・改善を願っている。						
前町村・学校・保育所・施設	児童相談所との協議内容						
場などの意見	入所後の経過(3ヶ月間)を見ると、本児も施設生活に適應し始めており、自分の問題性についても認識し、改善しようとして取り組んでいる。母親も、見相の援助活動を通じて積極的に受け入れ取り組んでおり、少しずつではあるが改善が見られるため、通信などを活用しつつ親子関係の調整を図る。						
【長期方針】	本児の行動上の問題の改善及びトラウマからの回復を図ると共に、父親の養育参加などによる母親の養育ストレスを軽減しつつ養育方法について体得できるように指導を行い、その上で家族の再統合を図る。						
第○回 支援計画の策定及び評価 次期後回時期: △年 △月 △日							
【長期目標】 悩みなどの問題性の改善及びトラウマからの回復							
支援上の課題	課題	支援内容・方法	評価(内容・期日)				
被害経緯やいじめられ体験により、人間性に対する不自信や恐怖感が強い。	被害経緯やいじめられ体験を振り返り、人間性に対する不自信や恐怖感を軽減する。	定期的な職員と一対一で取り組み、作業などを通じて、関係性の構築を図る。心理療法における認知行動療法の修正。	年 月 日				
自己イメージが低く、コミュニケーションが苦手な状態が持続する。	自己イメージを高め、コミュニケーション能力を向上させる。	少年野球チームの主力選手として活動する場を設ける。問題の発生時に認知や感情の丁寧な振り返りを促す。	年 月 日				
自分がかつどのような状況になると、行動上の問題が発生するのか、その力動が十分に認識できていない。	自分がかつどのような状況になると、行動上の問題が発生するのか、その力動が十分に認識できていない。	グループ場面を活用し、声かけなど最上級生として他児への声かけなどに取り組みさせる。	年 月 日				

家庭(養育者・家族)		評価(内容・期日)	
支援上の課題	課題	支援内容・方法	評価(内容・期日)
【長期目標】 母親と本児との関係性の改善を図ると共に、父親、母親との協働による養育機能の再生・強化を図る。また、母親が本児との関係でどのような心理状態になり、それが虐待の開始及び悪化にどのような結びつきを有しているかを理解できるようにする。	母親と本児との関係性の改善を図ると共に、父親、母親との協働による養育機能の再生・強化を図る。また、母親が本児との関係でどのような心理状態になり、それが虐待の開始及び悪化にどのような結びつきを有しているかを理解できるようにする。	児童相談所における個人面談の実施(月2回程度)	年 月 日
【短期目標】 優先的課題	母親と本児との関係性の改善を図ると共に、父親、母親との協働による養育機能の再生・強化を図る。また、母親が本児との関係でどのような心理状態になり、それが虐待の開始及び悪化にどのような結びつきを有しているかを理解できるようにする。	これまで継続してきたペアレンティング教室への参加(隔週)	年 月 日
【長期目標】 地域からのフォローアップが得られる体制のもとでの家族再統合もしくは家族機能の改善	地域からのフォローアップが得られる体制のもとでの家族再統合もしくは家族機能の改善	児童相談所、学校、教育委員会、主任児童委員、訪問支援員、警察、民間団体、活動サークルなど	年 月 日
支援上の課題	課題	支援内容・方法	評価(内容・期日)
サークルなどへの参加が困難な状態にある。	サークルなどへの参加が困難な状態にある。	主任児童委員が主催しているスポーツサークルや学校のPTA、活動への参加による地域との関係づくり	年 月 日
【短期目標】 優先的課題	サークルなどへの参加が困難な状態にある。	山手学校の担任などと本人との関係性を維持、強化する。	年 月 日
【長期目標】 通信についてのフォローアップが得られる体制のもとでの家族再統合もしくは家族機能の改善			
支援上の課題	課題	支援内容・方法	評価(内容・期日)
母親と本児との関係性が悪化している。	母親と本児との関係性が悪化している。	種々の達成目標を設け、通信モニタリングしながら、その達成に向けた支援を行う。	年 月 日
【短期目標】 優先的課題	母親と本児との関係性が悪化している。	通信などを活用した本人と母親との関係性を図る。	年 月 日
【特記事項】 通信については開始する。面談については通信の状況をみつつ判断する。			

(別添2)

自立支援計画票 (母子生活支援施設)

措置番号	記入日	平成	年	月	日
フリスナ 母親の氏名	生年月日	昭・平	年	月	日 ( 歳 )
子どもの氏名	入所年月日	昭・平	年	月	日
	生年月日	続柄	子どもの状況		
	昭・平 年 月 日 ( 歳 )				
	昭・平 年 月 日 ( 歳 )				
	昭・平 年 月 日 ( 歳 )				
	昭・平 年 月 日 ( 歳 )				
	昭・平 年 月 日 ( 歳 )				
措置理由					
当面の課題					
中・長期的課題					
母親の意見					
子どもの意向					
母親・関係者意見	福祉事務所担当者の意見 (氏名 )				
	施設担当者の意見 (氏名 )				
	その他の意見 (氏名 )				

自立支援 目 標	再評価 の実施 予定日	年 月
各領域の具体的支援目標及び方法		
ア 施設内支援		
イ 家庭環境調整		
ウ その他		
再評価を行った時期		平成 年 月 日
再 評 価 欄		

(記載要領)

1 総括的事項

- ① 自立支援計画(母子生活支援施設)は、施設長、担当職員だけでなく、支援にあたる職員全体で合議の上策定することが望ましいこと。
- ② 策定に当たっては福祉事務所・母子相談員と十分協議するとともに、その他関係機関と所要の協議を行うこと。
- ③ 計画に基づいた実践の経過を記録し、定期的に再評価を行い、再評価に基づいて次期の計画を策定すること。

2 「子どもの状況」欄

就学及び就職の状況、心身の状態、特に抱える問題等について記載すること。

3 「措置理由」欄

措置権者が施設入所措置を採った理由を簡潔に記載すること。

4 「課題」欄

記入日時点で母子が抱えている課題を、当面解決すべきものと中・長期的な課題に分けて記載すること。

5 「母子・関係者意見」欄

- ① 「課題」欄に記載した事項に対する母子等の意向・意見を記載すること。
- ② 母子から聴取する際には、受容的、非審判的態度で接し、プライバシーに配慮するとともに、話しやすい環境を整えることが重要であること。
- ③ 子どもの意向聴取は、必要に応じ、母の同意を得た上、母とは別個に行うこと。
- ④ 母子からの聴取に協力が得られない場合は、その旨記載して空欄とすること。

6 「自立支援目標」欄

「課題」欄や「母子・関係者意見」欄を参考にして、次期計画までの間の母子の自立支援目標(一般)について記載すること。

7 「再評価の実施予定日」欄

次期、再評価を行う予定時期を記入すること。

8 「各領域の具体的支援目標及び方法」欄

「自立支援目標」を実現するための領域別具体的支援目標及び方法(関係機関との連携のあり方を含む)について記載すること。

9 「再評価」欄

再評価を行った際に、各領域の具体的支援目標についての達成状況を記入すること。

## 第Ⅱ部 各論

### 3. 自立支援計画、記録

#### (1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定

- ① 子どもの心身の状況や、生活状況等を正確に把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示する。
  - ・ 児童相談所との話し合いや関係書類、子ども本人との面接などで、子どもの心身の状況や生活状況、保護者の状況など家庭環境、学校での様子などを必要な情報を収集し、統一した様式に則って記録する。
  - ・ 把握した情報を総合的に分析・検討し、課題を具体的に明示する。
  - ・ アセスメントは、子どもの担当職員をはじめ、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行う。
- ② アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させる。
  - ・ 自立支援計画策定の責任者(基幹的職員等)を設置する。
  - ・ 児童相談所と援助方針等について打ち合わせ、自立支援計画に反映させる。
  - ・ また、策定した自立支援計画を児童相談所に提出し、共有する。
  - ・ 自立支援計画は、ケース会議で合議して策定する。
  - ・ 自立支援計画には、支援上の課題と、課題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定める。
  - ・ 支援目標は、子どもに理解できる目標として表現し、努力目標として子どもにも説明する。
  - ・ 策定された自立支援計画を、全職員で共有し、養育・支援は統一かつ統合されたものとする。
- ③ 自立支援計画について、定期的に実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施する。
  - ・ 自立支援計画の見直しは、子どもとともに生活を振り返り、子どもの意向を確認し、併せて保護者の意向を踏まえて、それらを反映させつつ、子どもの最善の利益を考慮して行う。
  - ・ 計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努めし、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築する。
  - ・ アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行う。

(2) 子どもの養育・支援に関する適切な記録

- ① 子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録する。
  - ・入所からアフターケアまでの養育・支援の実施状況を、家族及び関係機関とのやりとり等を含めて適切に記録する。
  - ・記録内容について職員間でばらつきが生じないよう工夫する。
- ② 子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行う。
  - ・記録の管理について個人情報保護と情報開示の観点から、研修を実施する。
  - ・守秘義務の遵守を職員に周知する。
- ③ 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行う。
  - ・施設における情報の流れを明確にし、情報の分別や必要な情報が的確に届く仕組みを整備する。
  - ・施設の特性に応じて、ネットワークシステム等を利用して、情報を共有する仕組みを作る。

# 進学、就職の状況

高校進学率は高くなったが、高校卒業後の進路は、一般に比べ進学率は低く、就職が多くなっている。

① 中学校卒業後の進路(平成26年度末に中学校を卒業した児童のうち、平成27年5月1日現在の進路)

	進学		就職		その他
	高校等	専修学校等			
児童養護施設児 (参考) 全中卒者	2,343人	45人	95.2%	45人	29人
	1,157千人	4千人	98.5%	4千人	9千人

② 高等学校等卒業後の進路(平成26年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成27年5月1日現在の進路)

	進学		就職		その他
	大学等	専修学校等			
児童養護施設児	200人	219人	11.1%	1,267人	114人
うち在籍児	52人	50人	17.7%	142人	49人
うち退所児	148人	169人	9.8%	1,125人	65人
(参考) 全高卒者	580千人	239千人	54.5%	189千人	56千人

③ 措置延長の状況(予定を含む)

4月1日から6か月未満	20歳に到達するまで	その他
127人	95人	71人

児童養護施設児は家庭福祉課調べ(「社会的養護の現況に関する調査」)。全中卒者・全高卒者は学校基本調査(平成27年5月1日現在)。

※ 「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※ 「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※ 「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

# 進学、就職の状況の推移（児童養護施設・里親）

① 中学校卒業後の進路（各年度末に中学校を卒業した児童のうち、翌年度5月1日現在の進路）

	平成22年度 (H23.5.1)		平成23年度 (H24.5.1)		平成24年度 (H25.5.1)		平成25年度 (H26.5.1)		平成26年度 (H27.5.1)		
	人数	割合									
児童養護施設児（単位：人）	進学										
	2,538人	100.0%	2,530人	100.0%	2,496人	100.0%	2,388人	100.0%	2,462人	100.0%	
	2,376人	93.6%	2,377人	94.0%	2,366人	94.8%	2,279人	95.4%	2,343人	95.2%	
	52人	2.1%	42人	1.7%	46人	1.8%	43人	1.8%	45人	1.8%	
就職	49人	1.9%	64人	2.5%	53人	2.1%	30人	1.3%	45人	1.8%	
	61人	2.4%	47人	1.9%	31人	1.2%	36人	1.5%	29人	1.2%	
<b>里親委託児（単位：人）</b>											
進学										310人	100.0%
241人	96.4%	253人	93.0%	268人	95.7%	262人	94.2%	297人	95.8%		
2人	0.8%	8人	2.9%	3人	1.1%	6人	2.2%	4人	1.3%		
就職										6人	1.9%
4人	1.6%	5人	1.8%	3人	1.1%	6人	2.2%	6人	1.9%		
その他										3人	1.0%
3人	1.2%	6人	2.2%	6人	2.1%	4人	1.4%	3人	1.0%		
<b>（参考）全中卒者（単位：千人）</b>											
進学										1,175千人	100.0%
1,228千人	100.0%	1,177千人	100.0%	1,185千人	100.0%	1,193千人	100.0%	1,157千人	98.5%		
1,203千人	98.0%	1,156千人	98.2%	1,166千人	98.4%	1,173千人	98.4%	1,157千人	98.5%		
5千人	0.4%	4千人	0.4%	5千人	0.4%	4千人	0.4%	4千人	0.3%		
5千人	0.4%	4千人	0.4%	4千人	0.3%	4千人	0.4%	4千人	0.3%		
その他										9千人	0.8%
14千人	1.2%	12千人	1.0%	11千人	0.9%	10千人	0.8%	9千人	0.8%		

家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）。全中卒者は学校基本調査。

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

# 進学、就職の状況の推移（児童養護施設・里親）

② 高等学校等卒業後の進路（各年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、翌年度5月1日現在の進路）

	平成22年度 (H23.5.1)		平成23年度 (H24.5.1)		平成24年度 (H25.5.1)		平成25年度 (H26.5.1)		平成26年度 (H27.5.1)	
	人数	割合								
児童養護施設児（単位：人）	1,600人	100.0%	1,543人	100.0%	1,626人	100.0%	1,721人	100.0%	1,800人	100.0%
進学	191人	11.9%	169人	11.0%	200人	12.3%	197人	11.4%	200人	11.1%
専修学校等	177人	11.1%	170人	11.0%	167人	10.3%	193人	11.2%	219人	12.2%
就職	1,112人	69.5%	1,087人	70.4%	1,135人	69.8%	1,221人	70.9%	1,267人	70.4%
その他	120人	7.5%	117人	7.6%	124人	7.6%	110人	6.4%	114人	6.3%
里親委託児（単位：人）	174人	100.0%	204人	100.0%	228人	100.0%	270人	100.0%	270人	100.0%
進学	45人	25.9%	41人	20.1%	46人	20.2%	63人	23.3%	74人	27.4%
専修学校等	25人	14.4%	40人	19.6%	56人	24.6%	54人	20.0%	59人	21.9%
就職	86人	49.4%	96人	47.1%	105人	46.1%	129人	47.8%	115人	42.6%
その他	18人	10.3%	27人	13.2%	21人	9.2%	24人	8.9%	22人	8.1%
(参考) 全高卒者（単位：千人）	1,069千人	100.0%	1,061千人	100.0%	1,088千人	100.0%	1,047千人	100.0%	1,064千人	100.0%
進学	581千人	54.3%	572千人	53.9%	579千人	53.2%	563千人	53.8%	580千人	54.5%
専修学校等	246千人	23.0%	245千人	23.1%	258千人	23.7%	242千人	23.1%	239千人	22.5%
就職	167千人	15.7%	172千人	16.2%	184千人	16.9%	183千人	17.4%	189千人	17.8%
その他	75千人	7.1%	72千人	6.8%	68千人	6.3%	60千人	5.7%	56千人	5.3%

家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）。全高卒者は学校基本調査。

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校・高等学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

# 児童養護施設運営ハンドブック【抜粋】

## (9) 学習・進学支援、就労支援

### 《運営指針の記述》

- ① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行う。
  - ・ 不適切な学習環境にいた子どもが多いことを踏まえて、その学力に応じて学習の機会を確保し、よりよき自己実現に向けて学習意欲を十分に引き出す。
  - ・ 公立・私立、全日制・定時制にかかわらず高校進学を保障する。また、障害を有する子どもについては特別支援学校高等部への進学を支援するなど、子どもの学習権を保障する。
- ② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援する。
  - ・ 進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供し、十分に話し合う。
  - ・ 高校卒業後の進学についてもでき得る限り支援する。
  - ・ 中卒児・高校中退児に対して、就労させながら施設入所を継続することで十分な社会経験を積めるよう支援する。
- ③ 職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組む。
  - ・ 事業主等と密接に連携するなど、職場実習の効果を高めるよう支援する。
  - ・ 子どもの希望に応じてアルバイト等就労体験を積めるよう支援する。

### 《運営指針の解説》

児童養護施設の子供達は概して学力が低い状況にあります。本来持っている能力を発揮できないまま低学力に甘んじている子も少なくありません。ですから、児童養護施設では子どもの潜在的可能性を引き出していけるように学習環境を整備していくことが求められます。

低学力の一因として考えられるのが、自己肯定感の低さです。自己肯定感の低い子どもは、自分の将来に希望を持ち目標を立てて努力していくエネルギーが不足しています。このエネルギーは、子どもの健全な成長を願う家族や職員の存在があって生まれ、落ち着いた生活環境の中で育まれていきます。

児童養護施設で学習支援を考えると、物理的な学習環境ばかりに注目するのではなく、過度の期待ではなく、その子とその子らしく力が発揮できる事を願いながらの関わりが大切であることを忘れてはなりません。

子どもにとっての「最善の利益」を考える時、職員は今の施設の置かれている環境から、どのような進路選択ができるか知っておく必要があります。また、子どもの希望に

耳を傾け、また、子どもの持っている可能性に目を向け、実際の能力を把握したうえで、どのような支援ができるか考えることが大切です。そのためには多くの情報を集め、子どもに寄り添いながら進路を決定していくことが求められます。

職場体験や実習は、子どもが仕事の内容を知る意味でも、また自分の適性を知る意味でも大切な機会となります。進路選択をする上で子どもは多くの職場を知っているわけではありません。また、その職種は知っていても、その仕事の見える部分しか知らないことも多いです。体験や実習は見えないところを知る機会となります。

アルバイトはお金を稼ぐ大変さを知る機会となります。実習やボランティアと違いそこには賃金が発生しますから、自ずと自分の行為（労働）に対する責任が発生します。自分の姿勢態度が問われます。また、遅刻、早退無断欠勤などをすれば、信頼を失いアルバイトの継続ができなくなります。アルバイトはそうした社会の仕組みやルールを実感する意味でも大切な機会となります。

#### コラム～高校生のアルバイト

高校生にとって携帯電話は必需品となっています。毎月の支払いを自分の責任とするために、アルバイトをすることがあります。アルバイトへの取組の中で、面接から採用、勤務態度、退職の仕方までをしっかりとできる子どもは、社会に出てからの仕事の定着、また、職場の信頼を失うことのないような転職が上手にできるようになりました。

# 施設の人員配置の改善

施設の人員配置については、被虐待児の増加などを踏まえ、これまで、加算職員の配置の充実に努めており、平成24年度には、基本的人員配置の引上げ等を行い、27年度予算においては、児童養護施設等の職員配置の改善（5.5:1→4:1等）を実施。

## ○児童養護施設の措置費の人員配置

- ・施設長1人
- ・家庭支援専門相談員 1人
- ・個別対応職員 1人
- ・小規模施設加算 1人(定員45人以下)
- ・栄養士 1人(定員41人以上)
- ・調理員等 4人(定員90人以上30人ごとに1人を加算)
- ・事務員 1人
- ・管理宿直専門員(非常勤、1人)
- ・医師1人(嘱託)

- ・児童指導員、保育士
- ・0・1歳児  
1.6:1(1.5:1、1.4:1、1.3:1)
- ・2歳児  
2:1
- ・年少児(3歳～)  
4:1(3.5:1、3:1)
- ・少年(就学～)  
5.5:1(5:1、4.5:1、4:1)
- ※( )内は加算にて対応。

- ・里親支援専門相談員加算 1人
- ・心理療法担当職員加算 1人
- ・看護師加算 1人
- ・職業指導員加算 1人
- ・小規模グループケア加算  
グループ数×(常勤1人+宿直管理等職員(非常勤)1人)

## ○措置費 (例) 定員45人(職員配置:5.5:1)の 児童養護施設の場合

- 事務費
- ・一般分保護単価 180,930円
  - ・里親支援、心理、基幹的職員加算を行った場合 21,600円
  - ・民間施設給与等改善費 8%～25%加算

- 事業費
- ・一般生活費 49,430円
  - ・その他(各種の教育費、支度費、医療費等)  
予算額1人平均24,700円

児童1人月額  
約28万円

※このほかに、小規模グループケア加算6グループ実施の施設の場合、更に、児童1人月額 約8万7千円加算

# 職業指導員の配置

## 1 趣旨

勤労の基礎的な能力及び態度を育て、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供、実習、講習等の支援により職業指導を行うとともに、就労及び自立を支援することを目的とする。

## 2 配置施設

職業指導員を配置する施設は、実習設備を設けて職業指導を行う児童養護施設又は児童自立支援施設とする。

## 3 職業指導員の業務内容

- (1) 児童の職業選択のための相談、助言、情報の提供等
- (2) 実習、講習等による職業指導
- (3) 入所児童の就職の支援
- (4) 退所児童のアフターケアとしての就労及び自立に関する相談援助

## 4 施設の指定等

職業指導員を配置して職業指導を行うおうとする施設は、都道府県知事等が定める期間内に都道府県知事等へ申請を行い、都道府県知事等が年度ごとに指定するものとする。

指定するに当たっては、あらかじめ別紙様式3により、毎年度、当局家庭福祉課に協議の上で行うこと。また、職業指導員の活動状況及び成果については、別紙様式4により、翌年度4月末日までに、当局家庭福祉課長まで報告すること。

1か所の施設について職業指導員の加算は1人分とすること。

なお、次に掲げる場合は配置することができない。

- (1) 指導のための準備を含めた職業指導に係る総活動時間が常勤職員として相応しくない場合(他の職種を兼務している等)
- (2) 指導が必要となる対象児童が少ない場合
- (3) 指導内容が学校教育における指導か塾等に通うことで得ることが一般的な場合(英会話、パソコンの資格取得、調理業務など)
- (4) 直接処遇職員を兼務し、勤務ローテーションに入っている場合

(出典)「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」  
(平成24年4月5日雇児発0405第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

# 職業指導員の配置状況及び職業指導の状況

## <配置状況>

家庭福祉課調べ：平成27年度家庭福祉施策関係事業実施状況（予定）調査

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
児童養護施設	10ヶ所	22ヶ所	41ヶ所
児童自立支援施設	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所
計	13ヶ所	25ヶ所	44ヶ所

## <職業指導の内容>

### ○進路指導・就労指導

就労面談・模擬面接、個別面接・集団面接の実施  
ハローワークからの講師派遣

### ○就労訓練（主に施設内）

土木作業  
農業作業  
工作実習

### ○職場実習等

職場見学、職業体験等の実施  
・ 職業訓練  
・ 部品組立等の職場体験実習  
・ 保育所、高齢施設等へのインターンシップ等  
・ 法人が運営する施設での実習体験

### ○職員による職場訪問

（児童の自習状況確認等）

### ○退所生のアフターケア

- ・ 退所児童の相談援助
- ・ 退所児童の家庭、職場訪問
- ・ 退所児童就職先への定期的訪問

### ○職場開拓

ハローワークとの連携  
商工会議所等の経済団体との協力

## ＜職業指導の具体例＞

### ○進路・就労指導

- ・仕事の種類や働くことの意義などの学習。
- ・求職活動に関する指導。
- ・ハローワークの活用方法など。(ハローワークの職員による講話を設ける等も含む。)
- ・就職試験における面接技法に関する学習。履歴書の書き方など。

### ○就労訓練(主に施設内の場合)

- ・施設内の農場での作業・環境整備等(集中して働くことなど、就労態度を学ぶ・働くことの意義を学ぶ等)

### ○職場開拓

- ・実習先の開拓。地元の商工会や社会資源等を活用して、職場実習先を開拓する。

### ○職場実習等

- ・開拓した実習先での児童の実習。
- ・実習先としては、製菓製造・部品工場・レストラン・コンビニなどがあげられる。

### ○職員による職場訪問

- ・担当職員が、児童の実習先への訪問を行う。
- ・児童の実習状況の確認
- ・実習先の方による講評の聞き取り
- ・実習先の雰囲気や環境の確認
- ・今後の実習先としての繋がりを保つための対応等の活動

### ○退所生のアフターケア

- ・退所生への聞き取りや相談を受ける活動。(児童には身近に相談できる大人等が多い)。
- ・職場訪問による、児童の状況確認等。
- ・家庭訪問による、児童の生活態度や給与の管理状況等の聞き取り。
- ・場合によっては、関係機関との連携も行う。

# 平成26年3月28日 第14回子ども・子育て支援新制度において「量的拡充」と「質の改善」について』(抄)

## 1. 量的拡充 (別紙) 「量的拡充」の詳細

項目	25年度 →29年度の量の拡充
(3) 社会的養護関係	121億円

## 4. 質の改善 (社会的養護関係)

項目のうち全額が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの  
 項目の一部が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの  
 内容欄の「※」は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における内容  
 所要額欄の「※」は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における所要額

項目	内容	平成25年度→29年度所要額	備考
社会的養護の充実	児童養護施設等の職員配置基準の改善(5.5:1→4:1等)	222億円程度	
	児童養護施設等にチーム責任者1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	19億円程度	
	児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施) ※平成27年度から15年かけて全施設で実施→平成27年度から5年かけて全施設で実施	21億円程度 (7億円程度)	
	児童養護施設に自立支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	24億円程度	
	児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設に心理療法担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	11億円程度	
	小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加(41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1/3ずつにする) ※増加率を見直し	84億円程度 (43億円程度)	・平成26年度予算 (小規模グループケア、地域小規模児童養護施設等のか所数の増 33億円)
	民間児童養護施設の職員給与等の改善(保育所と同様の+5%等) ※職員給与の改善 まずは+3% → +5%等	82億円程度 (43億円程度)	
	施設に入所等している大学進学者等に特別育成費及び自立生活支援支度費を支給	0.7億円程度	
	母子生活支援施設に保育設備を設けている場合に保育士の人員配置の引上げ	0.3億円程度	

## 措置費における教育及び自立支援関係経費の改善

- 平成21年度に幼稚園費、学習塾費、部活動費を新設するなど、教育費の充実に努めている。
- 平成24年度に資格取得等のための高校生の特別育成費の加算(55,000円)を新設するとともに、就職・大学進学等支度費の増額(特別基準を含めた場合216,510円→268,510円)を行った。
- 平成25年度には、特別育成費のうち就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費の支弁について義務教育終了児童のうち高等学校等に在学していないものも対象とした。
- 平成27年度予算においては、特別育成費に補習費、補習費特別保護単価を創設。

		支弁される額 (H28年度予算)
幼稚園費	実費	※平成21年度～
入進学支度費	小学校1年生: 40,600円(月額/1人) 中学校1年生: 47,400円(月額/1人)	
教育費	学用品費等	小学校: 2,170円(月額/1人) 中学校: 4,300円(月額/1人)
	教材代	実費
	通学費	実費
	学習塾費	実費(中学生を対象) ※平成21年度～
	部活動費	実費
特別育成費	公立高校: 22,910円(月額/1人)	
	私立高校: 33,910円(月額/1人)	
	高等学校第1学年の入学時特別加算: 61,030円(月額/1人)	
	資格取得等のための特別加算(高校3年生): 56,570円(月額/1人) ※平成24年度～ ※平成25年から義務教育終了児童のうち高等学校等に在学していないものも対象 補習費(学習塾費等):15,000円(月額/1人) 補習費特別保護単価(個別学習支援):25,000円(月額/1人)	
学校給食費	実費(小学生及び中学生を対象)	
見学旅行費	小学校6年生: 21,190円(月額/1人)	
	中学校3年生: 57,290円(月額/1人)	
	高等学校3年生: 111,290円(月額/1人)	
就職、大学進学等支度費	就職支度費・大学進学等自立生活支度費: 81,260円(1人1回) 特別基準(親の経済的援助が見込めない場合の加算): 194,930円	合計276,190円

## 児童養護施設等入所児童への学習支援の充実(平成27年度～)

### 事業の目的

子供の貧困対策の観点から、養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかった児童養護施設等入所児童に対し、標準的な学力を備えさせ、退所後の自立支援のため学習支援の充実を図る。

### 事業内容

- 小学生等(※)に対する学習支援  
学業に遅れがある小学生の児童養護施設等入所児童に対して、ボランティアが施設を訪問するなどして学習指導を行う。  
(学習指導費加算の対象に小学生等を追加。1人あたり月額@8千円)
- 高校生等(※)に対する学習支援  
学業に遅れのある高校生のある児童養護施設等入所児童が学習塾等を利用した場合にかかる月謝等に対する支援を行う。  
(特別育成費の項目として「補習費」を追加。1人あたり月額@15千円)
- 特別な配慮を必要とする児童養護施設等入所児(中学生及び高校生)に対する学習支援  
対人関係が難しい発達障害があるなど、個別(マンツーマン)の学習支援が必要な児童に対して学習支援を行う。  
(特別育成費の項目として新たに設ける「補習費」に加算分を追加。1人あたり月額@25千円)

※母子生活支援施設は、中学生も含む

### 対象施設等

児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親、ファミリーホーム、母子生活支援施設

# 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の概要

## 1. 事業内容

児童自立生活援助事業は、義務教育終了後、児童養護施設等を退所し、就職する児童等（20歳未満）からの申込みに対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援等を行う。

## 2. 法律上の根拠

児童福祉法第6条の3第1項

## 3. 実施主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

## 4. 運営主体（事業者）

地方公共団体及び社会福祉法人等であって、都道府県知事等が適当と認めた者

## 5. 補助根拠

児童福祉法第53条

※平成21年度から「児童入所施設措置費」に組み入れ

## 6. 補助率

1/2  
(国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2)

## 7. その他

1か所当たり単価：14,400千円（平成28年度予算）  
 単価の内訳（国と地方を合わせた額）  
 定員6人のホームのモデル  
 事務費月額保護単価約19万円  
 十一般生活保護単価月額約1万円  
 20万円×6人×12月＝14,400千円

※平成23年7月の実施要綱改正により、子どもシエルトナーについて、自立援助ホームの制度を適用。

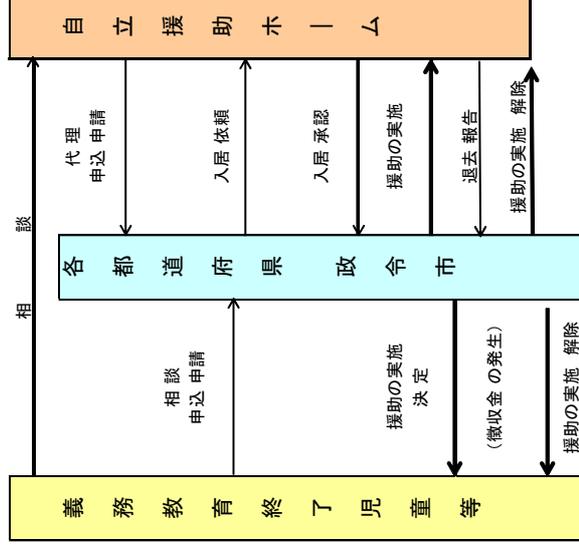
## 実績か所数の推移

	H23	H24	H25	H26	H27
か所数	82	99	113	118	123

※家庭福祉課調べ  
(各年度10月1日現在)

※少子化社会対策大綱(平成27年3月閣議決定)では、平成31年度までに190か所を目標としている。

## 自立援助ホーム利用の流れ (イメージ)



# 自立援助ホームの実施状況

## 1. ホーム数の推移

	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
か所数	8 2	9 9	1 1 3	1 1 8	1 2 3

※家庭福祉課調べ  
(各年度10月1日現在)

※少子化社会対策大綱(平成27年3月閣議決定)では、平成31年度末までに190か所を目標としている。

## 2. 定員及び在籍者数(入所率)

定員	在籍者数	入所率
8 2 6 人	4 8 6 人	5 8 . 8 %

※家庭福祉課調べ(平成27年10月1日現在)

## 3. 在籍者の年齢別数

1 5 歳	1 6 歳	1 7 歳	1 8 歳以上	計
1 1 人	7 4 人	1 0 3 人	1 8 8 人	3 7 6 人
( 2 . 9 %)	( 1 9 . 7 %)	( 2 7 . 4 %)	( 5 0 . 0 %)	( 1 0 0 . 0 %)

※平均年齢  
1 7 . 0 歳

※児童養護施設入所児童等調査(平成25年2月1日現在)

## 4. 就学状況別児童数

中学校	6 人	( 1 . 6 %)
公立高校	6 2 人	( 1 6 . 5 %)
私立高校	2 6 人	( 6 . 9 %)
その他	2 2 0 人	( 5 8 . 5 %)
大学・短大	2 人	( 0 . 5 %)
就職	3 7 人	( 9 . 8 %)
その他	1 8 人	( 4 . 8 %)
不詳	5 人	( 1 . 3 %)
計	3 7 6 人	( 1 0 0 . 0 %)

※児童養護施設入所児童等調査  
(平成25年2月1日現在)

# 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

平成27年度補正予算：67.4億円

## 【目的】

児童養護施設や自立援助ホーム等を退所した者であって就職した者又は大学等へ進学した者のうち、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者又はそれが見込まれる者に対して、家賃相当額の貸付や生活費の貸付を行うことで安定した生活基盤を築き、これらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

また、児童養護施設や自立援助ホーム等に入所中の者等に対して、就職に必要な各種資格を取得するために必要となる費用の貸付を行うことで、これらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

## 【貸付対象者及び貸付額等】

①就職者：就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者。

【貸付額：家賃貸付として家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）】

【貸付期間：2年】

②進学者：大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者。

【貸付額：家賃貸付として家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、生活費貸付として月額5万円】

【貸付期間：正規修学年数】

③資格取得希望者：児童養護施設等に入所中の者等であって、就職に必要な各種資格を取得することを希望する者。

【貸付額：資格取得貸付として実費（上限25万円）】

## 【貸付金の返還免除】

一定の条件（家賃貸付及び生活費貸付は5年間の就業継続、資格取得貸付は2年間の就業継続）を満たした場合には返還免除

## 【貸付事業の実施主体】

①都道府県（都道府県が適当と認めた者への委託も可能）

②都道府県が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人などの民間法人（都道府県が貸付に当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。）

## 【補助率】

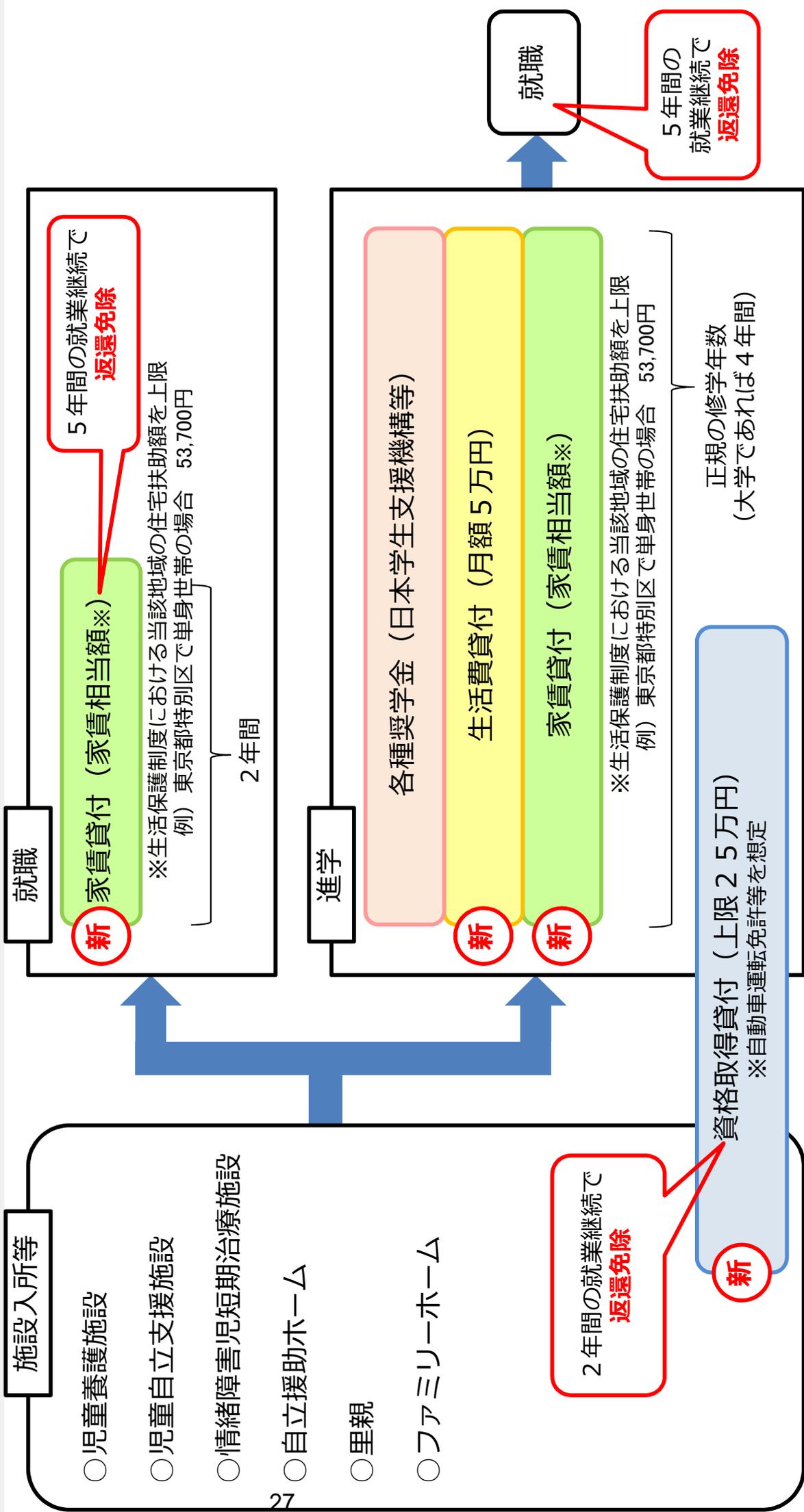
①の場合 9/10（国9/10、都道府県1/10）

②の場合 定額（9/10相当）※都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

# 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付

## 概要

- 児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、家賃相当額の貸付及び生活費の貸付を行う。
- また、児童養護施設等の入所中の子ども等を対象に、就職に必要な各種資格を取得するための経費について貸付を行う。



# 身元保証人確保対策事業について

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

## 1. 事業内容

児童養護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。

○対象施設等…児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親、ファミリーホーム、児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）、自立援助ホーム、母子生活支援施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所（一時保護委託含む）

○対象者…上記施設等を退所（措置解除）する子どもや女性で、就職やアパート等を賃借する際に、身元保証人を確保できない者

○対象となる…①施設長（②～⑤を除く）、②里親：児童相談所長、③ファミリーホーム：養育者又は児童相談所長、④自立援助ホーム：設置（経営）主体の代表者又は児童相談所長、⑤一時保護所（児童・婦人）…それぞれの所長

2. 補助単価（28年度） 年間保険料 就職 [10,560円／1人]、アパート等賃借 [19,152円／1人]

○保証範囲…①就職：被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主またはその他の者に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対する保証

②アパート等賃借：被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、家賃・原状回復費用等が履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対する保証

○保証限度額…①就職：200万円、②アパート等賃借：120万円

3. 実施主体・運営主体：都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村  
運営主体：全国社会福祉協議会

4. 補助根拠 予算補助 ※児童虐待・DV対策等総合支援事業

5. 補助率 国1／2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1／2）  
※母子生活支援施設について、一般市及び福祉事務所設置町村が措置した場合は、  
国1／2、都道府県1／4、一般市及び福祉事務所設置町村1／4

# 退所児童等アフターケア事業について

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

## 1. 事業内容

児童福祉や就業支援に精通したスタッフを配置し、ソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、生活支援、就業支援等を行うことにより、地域生活及び自立を支援するとともに、退所した者同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信等を行えるような場を提供する。

## 2. 補助単価 (28年度 (1か所当たり))

- ①退所児童等アフターケア事業 7,713千円
- ②児童養護施設の退所者等の就業支援事業 5,729千円

- 3. 実施主体 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ※社会福祉法人等に委託して実施することも可
- 4. 補助根拠 予算補助 ※児童虐待・DV対策等総合支援事業
- 5. 補助率 国1/2 (都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2)

※「退所児童等アフターケア事業」と「児童養護施設の退所者等の就業支援事業」の一体的実施  
 →平成26年度予算より一体的実施。平成25年度以前はそれぞれ別事業として実施。

## 退所児童等アフターケア事業

### 主な事業内容

- 退所前の児童に対する支援
  - ・社会常識や生活技能等修得するための支援
  - ・進路等に関する問題の相談支援
  - ・児童同士の交流等を図る活動
- 退所後の支援
  - ・住居、家庭等生活上の問題の相談支援
  - ・就労と生活の両立に関する問題等の相談支援
  - ・児童が気軽に集まる場の提供、自助グループ活動の育成支援

## 児童養護施設の退所者等の就業支援事業

### 主な事業内容

- ・適切な職場環境の確保
  - ・雇用先となる職場の開拓
  - ・就職面接等のアドバイス
  - ・事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ
- ※児童の保護者も事業の対象  
 ※従来の退所児童等アフターケア事業と別の事業者で実施することも可能とする

## 退所(前)児童に対する生活支援・就業支援・両面からの自立支援を一体的に実施

## 期待される 主な効果

- 退所(前)児童面からは、生活面、就労面のそれぞれあつた相談窓口が一本化される。(退所(前)児童の相談時の負担軽減)
- 事業者面からは、退所(前)児童の個人情報が生活面・就労面から一括で把握できるため、両面から当該退所(前)児童が抱える課題に対する支援が可能となる。

# 退所児童等アフターケア事業実施状況（平成27年10月1日現在）

25自治体	自治体名	事業所名 31か所	運営事業者		生活支援及び就業支援
			事業所名	事業者分類	
1	栃木県	とちぎユースアフターケア事業協同組合	とちぎユースアフターケア事業協同組合	その他の法人	生活支援及び就業支援
2	埼玉県	児童養護施設退所児童 未来へのスタート応援事業 児童養護施設退所児童 希望の家事業	ワーカーズコープ 公益社団法人埼玉県社会福祉士会	NPO その他の法人	生活支援及び就業支援 生活支援
3	東京都	日向ぼっこ ゆずりは	社会的養護の当事者参加推進団体日向ぼっこ 子供の家	NPO 社会福祉法人	生活支援 生活支援
4	神奈川県	特定非営利活動法人ブリッジフオースマイル あすなるサポートステーション	特定非営利活動法人ブリッジフオースマイル 白十字会林間学校	NPO 社会福祉法人	就業支援 生活支援及び就業支援
5	石川県	石川県	石川県	都道府県・市区町村	生活支援
6	岐阜県	Lalaの部屋	岐阜羽島ボランティア協会	社会福祉法人	生活支援
7	静岡県	株式会社メディアベース 社会福祉法人デンマーク牧場福祉会	株式会社メディアベース 社会福祉法人デンマーク牧場福祉会	その他の法人 社会福祉法人	生活支援及び就業支援 生活支援及び就業支援
8	滋賀県	びっつ・ゆいこっと	特定非営利活動法人 びわこ青少年をサポートする会	NPO	生活支援
9	大阪府	大阪児童福祉協会アフターケア事業部	大阪児童福祉事業協会	社会福祉法人	生活支援及び就業支援
10	兵庫県	兵庫県	兵庫県	都道府県・市区町村	生活支援
11	奈良県	特定非営利活動法人おかえり	特定非営利活動法人おかえり	NPO	生活支援
12	和歌山県	特定非営利活動法人トレス	特定非営利活動法人トレス	NPO	生活支援及び就業支援
13	鳥取県	退所児童等アフターケア事業ひだまり 児童アフターケア事業所・カモミール ※平成28年2月事業開始予定	一般社団法人ひだまり	その他の法人	生活支援及び就業支援
14	広島県		特定非営利法人どいりむスイッチ	NPO	生活支援

# 退所児童等アフターケア事業実施状況(平成27年10月1日現在)

25自治体	自治体名	事業所名	31か所	運営事業者		
				個人名又は団体名	事業者分類	
15	徳島県	ほなな・ほーむ		一般社団法人徳島県社会福祉士会	その他の法人	生活支援
16	高知県	おひさま		社会福祉法人みその児童福祉会	社会福祉法人	生活支援
		あおば		社会福祉法人栄光会	社会福祉法人	生活支援
17	福岡県	特定非営利法人そだちの樹 ※平成27年11月事業開始予定		特定非営利法人そだちの樹	NPO	生活支援
18	大分県	児童アフターケアセンターおおいた		社会福祉法人清浄園	社会福祉法人	生活支援
19	札幌市	ヒューマンリソシア株式会社		ヒューマンリソシア株式会社	その他の法人	就業支援
20	横浜市	よこはま Port For		ブリッジフォースマイル	NPO	生活支援及び 就業支援
21	浜松市	しいの木 ※平成28年度2月事業開始予定		社会福祉法人葵会	社会福祉法人	生活支援
22	大阪市	大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部		大阪児童福祉事業協会	社会福祉法人	生活支援及び 就業支援
		サロン・ド・ソフレ		大阪市児童福祉施設連盟	その他	生活支援
23	堺市	大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部		大阪児童福祉事業協会	社会福祉法人	生活支援及び 就業支援
24	広島市	児童アフターケアひかり		社会福祉法人 広島修道院	社会福祉法人	生活支援及び 就業支援
25	金沢市	金沢市		金沢市	都道府県・市区町村	生活支援

# ○退所児童等アフターケア事業の実施状況

## 事業内容<例>

- ①生活支援
  - ・相談室の設置、電話相談
  - ・ソーシャル・スキル・トレーニング  
(社会生活を営む上での必要な知識や法律、社会常識を学ぶ機会の提供)
  - ・情報誌の発行
  - ・不動産会社への同行支援、保証人についての相談、入退去時のトラブル対応
  - ・緊急時における宿泊場所の提供
- ②就業支援
  - ・資格取得のサポート
  - ・職業訓練校等の利用サポート、ハローワークとの連携
  - ・職場体験の場を提供
- ③相互交流の場の提供
  - ・当事者自助グループ活動（サロン）の運営
  - ・当事者の交流会の開催
  - ・社会的養護の子どもを取り巻き様々な課題に関する勉強会
- ④関係機関との連携によるサポート体制の確保  
※いくつかの事業所のHPより抜粋

平成26年度相談対応件数 23,634件(※18事業所のデータ) 平均1,313件

# 18歳以降の措置延長制度について

- 児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、20歳未満まで措置延長できるとされている。
- 実際の運用は、18歳の年度末(高校卒業時点)で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、19歳で退所する児童は、1割以下(平成22年度高校卒業児童)となっていることから、平成23年12月に積極的活用を図るよう通知した。  
※児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数及び高校卒業児童に占める割合  
H22:153人(9.6%)→H23:182人(11.8%)→H24:263人(16.2%)→H25:231人(13.4%)→H26:293人(16.3%)

## 児童福祉法 第31条(保護期間の延長等)

- 2 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、…、引き続き同号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。

## 児童相談所運営指針(平成2.3.5 児発133)

- (5)在所期間の延長
  - ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで(略)更に施設入所を継続させることができる。
    - 特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。
  - イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。

## 児童養護施設等及び里親等の措置延長等について(平成23.12.28 雇児発1228第2号)

- 1 措置延長の積極的活用について 児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、…、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。  
具体的には、
  - ① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
  - ② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
  - ③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするものなどの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聴き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

# 18歳以上の者に対する支援の継続 **新規・拡充** 【平成29年4月施行・児童福祉法】

## 課題

- 現行の児童福祉法では、原則として18歳（措置延長の場合は20歳）に到達した時点で支援が終了しており、**支援の必要があるにもかかわらず、18歳に到達することにより支援を断たれる場合がある。**
- ➡ 児童福祉法の児童の年齢である18歳を超えた場合においても、自立のための支援が必要に応じて継続されるための仕組みの整備が必要。

## 改正法による対応

- 一時保護中に18歳に達した者の一時保護の延長・措置を可能とする。
  - 里親委託等中に18歳に達した者の措置変更・更新、一時保護を可能とする。
- ※ 自立援助ホームの対象者の拡大については、次のスライド参照。

**新**

18歳～20歳到達まで

	一時保護		里親等委託	
	新規	延長	新規・措置変更	延長
一時保護中に18歳到達	○	○	○	○
里親等委託中に18歳到達	○	○	○	○

18歳

20歳

22歳の年度末

里親／児童養護施設

※リービングケアの強化  
(自立訓練の場を整備)

義務教育  
終了後

自立援助ホーム

(義務教育終了後～20歳未満)  
※設置数の拡大

**措置延長【法律】**

※積極的に活用

新たな予算事業による対応  
(次ページ)【予算】

**支援対象を22歳の年度末まで延長(就学者)【法律】**

自立

生活相談支援、就業支援、相互交流、居場所づくり(退所児童等アフターケア事業)※実施自治体を拡大

# 自立援助ホームの対象者の拡大

拡充

【平成29年4月施行・児童福祉法】

## 課題

- 現行の児童福祉法では、自立援助ホーム入居者が20歳に到達した時点で、支援が必要な場合でも退所することになってしまい、大学卒業まで継続した支援を行うことができない。

↓ 20歳を超えた場合でも、必要に応じて支援を可能とする仕組みの構築が必要。

## 改正法による対応

- 自立援助ホームの入居者であって大学等に修学している場合には、22歳に達する日の属する年度の末日まで支援の対象とする。

※ 入居者の支援の必要性に応じた柔軟な運用を検討。

## 39 現行

15歳 18歳 20歳

○ 児童自立生活援助事業  
(自立援助ホーム)による援助

※ 現行の児童福祉法では、20歳到達以降は、  
自立援助ホームによる支援の対象外

## 改正後

15歳 18歳 20歳 22歳の年度末

○ 児童自立生活援助事業  
(自立援助ホーム)による援助

拡充

○ 対象者の拡大(※)

※ 大学等(職業訓練校、専門学校等を含む。)就学中の者にあつては、22歳の年度末までの間にある者に対象拡大

大学等就学者以外の者に

ついては、18歳(措置延長の場合は20歳)到達後も、22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる予算事業の創設を検討

予算事業

## 社会的養護自立支援事業（仮称）の概要

### 1 目的

社会的養護自立支援事業は、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で18歳（措置延長の場合は20歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、原則22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を実施することを目的とする。

### 2 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市

（注1）4の（4）の事業は、市及び福祉事務所設置町村も実施可

（注2）事業の全部又は一部を社会福祉法人等に委託して実施可

### 3 対象者

自立のための支援を継続して行うことが適当な18歳（措置延長の場合は20歳）到達後から原則22歳の年度末までの者と  
する。（4（3）を除く。4（3）は従来どおり年齢に関係なく対象。）

（1）児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）、里親を退所又は委託解除された者

（2）母子生活支援施設（4（3）及び（4）に掲げる事業が対象。）を退所した者。

（3）児童自立生活援助事業の実施が解除された者（大学等に進学した者であって、20歳以降も児童自立生活援助事業を利用する者は除く。）

### 4 事業内容

（1）支援コーディネーターの配置及び継続支援計画の作成等

- ・ 措置解除後も引き続き支援全体をコーディネーター（社会福祉士、児童福祉士、児童福祉司、精神保健福祉士など）を配置する。
- ・ 支援対象者本人、児童相談所担当ケースワーカー、里親、施設職員など対象者の支援に携わってきた者の意見を踏まえ、措置解除前に継続支援計画を作成する。
- ・ 支援コーディネーターは、継続支援計画に基づく支援状況を確認するため、必要に応じて関係者を参集した支援担当者会議を運営する。



# 社会的養護自立支援事業（仮称）の創設（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

## 施策の目的

○ 平成28年通常国会において成立した改正児童福祉法において、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の対象者に、22歳の年度末までの間にある大  
学等就学中の者が追加されたことと併せて、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者について、18歳（措置延長の場合は20  
歳）到達後も原則22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業として、社会的養護自立支援事業（仮称）を創設する。



# 生活相談・就労相談（イメージ）

都道府県・児童相談所

担当児童福祉司

① 委託  
〔里親家庭・施設に  
居住継続の場合の  
居住支援〕

① 委託  
〔想定される受託機関  
・現行の退所児童等アフターケア事業者  
・生活困窮者自立支援制度における自立  
相談支援機関〕

④ 継続支援計画の作成  
(原則措置期間中)

支援コーディネーターが、本人、  
児童福祉司、里親等、施設職員  
の意見を聞いて、計画を作成し、  
本人同意を得る

里親・ファミリーホーム

里親

養育者

施設

児童指導員・保育士

〔 自立支援担当職員 〕

退所前のソー  
シャルスキル  
トレーニング  
等

③ 事業利用決定（原則措置期間中に行つ）

② 事業利用申請（原則措置期間中に行つ）

生活相談・就労相談

支援コーディネーター  
・継続支援計画を作成  
・生活や就労面からの支援をフォロー

相談支援担当職員  
・主に生活面からの支援

就労支援担当職員  
・就労面からの支援

（相談）

（支援）

⑤ 支援

⑤ 相談

対象者

## これまでの新たな社会的養育の在り方に関する検討会における主な御意見【未定稿】

## ＜「家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう」に関する定義とそのあり方＞

項目	御意見
○「家庭養護」の定義とそのあり方について	<p>＜第3回＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭養護や家庭的養護の定義について、国連ガイドラインの定義に沿って議論してはどうか。</li> <li>・ 「家庭養護」の要件については、「里親及びファミリーホーム養育指針」にある5つの「基本的な考え方（家庭の要件）」をたたき台にして具体的な要件を検討してはどうか。</li> <li>・ 子どもの発達にとっての家庭の役割をしっかりと議論する必要があるのではないか。</li> </ul> <p>＜第4回＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭のあり方が多様化する中で、何をもって当たり前の生活と捉えるのかは、養育観や家族観の違いがある。</li> <li>・ 子ども自身が家庭と思うかどうかの大事。子どもにとって自分が帰ってくる場所だと感じられるか。ずっと一緒にいてくれる人（心の中にいてくれる人）を得られる場所か。</li> <li>・ 子どもにとっての養育者の永続性をどれだけ担保するかや、生活をともにすることをどう担保するかで考えればよいのではないか。</li> <li>・ 一番大事な点は、子どもの愛着形成の発達上で何が必要か。安全基地としての機能を持つ家族というものをしっかり考えていくことが前提。</li> </ul>
○ファミリーホーム	<p>＜第3回＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実態として、職員が通ってくるようなファミリーホームは施設ケアの一類型であり、「家庭における養育環境と同様の養育環境」ではなく、「家庭的環境」に含めるべきではないか。</li> <li>・ 生活の基盤が外にあってファミリーホームに通ってくるのは補助者。法人型でも自営型でも、ファミリーホームに生活基盤を有している主たる養育者は少なくとも1人はおり、主たる養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行うことが通知には書かれている。</li> </ul>

- ・ 施設の指導員や保育士で小規模グループケアを実施しようとした施設を、ファミリーホームに誘導したという経緯がある。その過程で起こったことであれば、あらためて小規模グループケアとして整理する必要がある。

#### <第4回>

- ・ ファミリーホームの職員としては、養育者と補助者がおり、養育者がファミリーホームに通うということは認められていない。現実に通っている場合があるのであれば、制度の運用の仕方や指導・監査の問題ではないか。
- ・ ファミリーホームの養育者の要件として、施設での勤務経験があることがそのまま家庭養護の養育者として適当と捉えていいかは疑問。ファミリーホームの養育者の要件に、里親登録を義務づけることにより、家庭養育に固有の価値、知識、技術の修得が促進されるとともに、施設が運営するファミリーホームの養育者を通じて施設側の職員の里親に対する認識を深め、施設と里親の架け橋として施設自身が機能することが期待できる。この場合には、養育里親研修のうち施設実習は免除してもいいのではないか。
- ・ ファミリーホームの法人型の中で、1人が居住していて補助者がつく場合、地域小規模児童養護施設の住み込み型と違いはないのではないか。
- ・ ファミリーホームの法人型は、急ぎ里親制度を推進するという意図で作られたのではないか。
- ・ ファミリーホームの法人型について人事異動があるかどうかも大事な点ではないか。
- ・ 里親登録し、里親研修を受け、認定された者が開くファミリーホームは家庭養育と呼んでいいのではないか。
- ・ ファミリーホームの法人型について、単身者は無理なのではないか。また、本体施設と同じ敷地、もしくは隣に住まわせて、食事のときには本体施設に行くような形態で実施するのは、ファミリーホームではない。
- ・ 家庭型のファミリーホームについては里親登録を原則とした方がいいのではないか。
- ・ 「家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合」とは、心身や行動上の問題があり、家庭環境では対応が困難と考えられた場合や児童が家庭環境への抵抗感が強く、当初里親等への委託が難しい場合、または、「家庭環境と同様の養育環境」が提供できない場合が考えられる。
- ・ 夫婦が里親やファミリーホームだけを職業とする形態があってもよいのではないか。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夫婦が里親やファミリーホームだけをしている里親さんには、できるだけ困難な児童を受けてもらい、そこで家庭のケアを受けられるような形を作った方がよいのではないか。</li> </ul> <p>&lt;第5回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ファミリーホームについては、里親登録した養育者とするのが大事な視点ではないか。</li> <li>・ ファミリーホームの設置が施設を小規模化する際の条件になること自体がおかしい。</li> <li>・ 施設職員が独立してファミリーホームを開設することや、法人の職員のままでファミリーホームを開設することも選択肢として残していてもよいのではないか。施設のあり方として、里親ファミリーホームを支援する施設と、ソーシャルワーク機能を持った小規模施設のどちらを運営してもよく、一つの方向性に縛られない制度設計が重要。</li> <li>・ 今の児童養護施設のあり方を変えて、里親ファミリーホームを支援する形態に変わっていく施設もあると考えると、法人型を残した方がよいのではないか。</li> <li>・ 法人組織に属しながら、里親登録を原則として、法人からのバックアップを受けながらファミリーホームを運営する形態もあっていいのではないか。</li> <li>・ 独身で里親を長くやっていてファミリーホームを開設する希望のある方は何人もいる。</li> <li>・ 里親登録をし、まずは子どもの1人委託をうけて、それからファミリーホームへ転換する方がいいのではないか。</li> </ul> <p>&lt;第7回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1人、2人の少人数の子どもを養育する里親が突然5人以上のファミリーホームになるときに里親としての養育経験だけでいいのか。</li> <li>・ 単純に里親登録だけでなく、専門里親研修くらいまでを求めるのか。登録の中身についても議論したほうがいいのではないか。</li> </ul>
○定義のまとめ方	<p>&lt;第5回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「一般の家族の機能」については、子どもの養育に関してかなり限定的に書いた方がよいのではないか。家族とはこうあるべきとミスリードされる可能性がある。また、「共有される価値がある」というと、家族は何か価値を共有していないといけないという理解のされ方になる恐れがある。</li> </ul>

- ・ 「機能」を「養育環境としての機能」に直したほうがよいのではないか。
- ・ 「共有される価値がある」を独立させないという整理もあるのではないか。
- ・ 「社会的養護としての家庭同様の養育環境の機能」には、「発達が促されて、生活課題の修復が意図的に行われる場」ということも入れた方がよいのではないか。
- ・ 「社会的養護としての家庭同様の養育環境の機能」のうち「家庭同様の」という文言は要らないのではないか。
- ・ 情緒的な安定の回復などの文言のほうがよいのではないか。関係性の構築、発達の促進、生活課題の修復や解決という機能になるのではないか。
- ・ 家族には治療的機能があり、慰安的機能、問題解決機能も入れた方がよいのではないか。
- ・ 家族社会学のタルコット・パーソンズやバージェスなどの家族機能をベースに考えた方がよいのではないか。
- ・ 家族に限定せず、地域との関係やその他の機能を使いつつ回復していくという考え方のほうがよいのではないか。家族の機能を地域との関係でとらえるのが社会的養育の意味ではないか。安全が保たれていることと、開かれた家庭の必要性との両立をどう考えるか。
- ・ 子どもの養育について、何が原則的に大事かという観点で考え、具体的な条件や要件を具体的に広げていくほうがよいのではないか。
- ・ 子どもの養育に関して、情緒的で特定の人間関係や生活の基盤、発育や発達の保障、情緒的な回復の場のくらいにシンプルにしたほうがよいのではないか。
- ・ 継続的な人間関係、安定した人間関係が子どもの生活の基盤であること、心身の発達の保障について情緒的な安定性の回復の場ということぐらいに集約したほうがよいのではないか。
- ・ 要件として書かれているのは一定の養育環境であり、継続的な人間関係や生活基盤の共有というものは要件の中に含まれているおり、そういう環境が保障されることによって心身の発達や、癒しの機能というものが遂行されるということではないか。
- ・ 社会的養護の特性をきっちり位置づけたほうがよいのではないか。要件の中に組み込んでしまうと、特性が非常に見えづらくなるのではないか。
- ・ 社会的養育の養育環境の機能について、どこかできちっと書く必要があるのではないか。
- ・ 家庭的と家庭の違いを明確にする必要があるのではないか。家庭的でなく、家庭ならではの部分は、1つは継続的で特定な人間関係で、もう一つは、共有される生活体験のようなものではないか。

- ・ 機能として永続性を考えたときに、養子縁組の方向をきちんと打ち出すことが必要。
- ・ 子どもほっとする環境として何が必要かを整理し、「子どものニーズに合った適切なケアを提供できる」機能を整理してはどうか。
- ・ 項目の立て方として、社会的養育共通部分が最初にあって、家庭養育、家庭的養育の機能を並べるほうがわかりやすいのではないか。
- ・ 特別養子縁組、普通養子縁組、親族里親と書いていけばよいのではないか。
- ・ 子どもはどうしてもらいたいと思っているのかを考えるということを前面に出したほうがよい。
- ・ 適格性の判断は難しいかもしれないが、養子縁組前のカンファレンスや評価の段階で、この要件を満たせるような家庭に養子縁組されることをイメージできるように整理したい。
- ・ 法律に明示されており、ある程度、明確に家庭の機能も含めて示す必要があるのではないか。家庭という言葉を中心に求められる家庭のあり方を示さざるを得ないのではないか。家庭的養育環境が何かを明確にする必要があるのではないか。
- ・ 「できる限り良好な家庭的環境」とは何かという定義をしっかりと書くことで、「できる限り良好な家庭的環境」でない環境を明快に書くことが大事なのではないか。
- ・ 児童の代替的養護に関する指針の目的にあるように、どういう手続をしながら子どもの一番よい社会的養護を見出していくかが必要ではないか。適切性のある代替的養護の提供を実施する部署をつくる必要がある。
- ・ 「できる限り良好な家庭的環境」を操作的定義してはどうか。例えば、小規模化、個別化を軸にし、集団は小規模で6名程度の小規模を超えることはなく、集団の構成員は比較的安定したものであって、比較的、継続的な対人関係をベースに養育が営まれること。集団生活ではなく、子ども一人一人のニーズに応じた生活支援が提供されること。子どものニーズに応じた社会資源を活用しながら、安定したグループとしての生活を営むものとするなど、操作的に定義するほうがよいのではないか。
- ・ 子どもに望ましい養育は、一定の幅を持ちながら、家庭が正常に機能しているとすればどういうことかを整理するのではないか。それを提供できるユニットなどの中身は何かを考えるのではないか。
- ・ 「家庭における養育環境と同様の養育環境」を明確に定義することが里親または養親候補者の認定にも役立つ。登録された里親を抹消するプロセスも非常に重要。
- ・ 家庭のあり方ではなくて、家庭養護のあり方として最低限の要件は明確にすることが必要ではないか。良好な家庭的環境は要件をグラデーションで考え、どこに近づけていくのが家庭的養護かの基準を家庭

	<p>養護の要件から考えてはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、児童自立支援施設も要件の中に入れながら考えなければいけない。漠とした言い方にまとめていかざるを得ないのではないか。</li> <li>・ 適当な「家庭環境と同様の養育環境」が提供できない状況については、いずれは解消しなければならないことを明確に記載したほうがよいのではないか。</li> </ul> <p>&lt;第9回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適当な「家庭環境と同様の養育環境」が提供できない場合について、「一時的」とする期間を2年とか3年という数字で表すのが適当なのか少し疑問がある。</li> <li>・ ゼロ歳の子と5歳の子にとっての2年、3年の重みは違う。画一的に「一時的」とする期間を規定することは問題があるのではないか。</li> <li>・ 適当な「家庭と同様の養育環境」が提供できない期間はできるだけ短くというのは基本であり、最大何年という数字は入れたほうがよいのではないか。</li> </ul>
○家庭養護優先	<p>&lt;第5回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理念としては親のことは考えずに子どものことを考えるのは当然だが、保護者の抵抗感が強く、里親はダメだが施設は良いという場合があり、実務上の手だてを講じないと動かないのではないか。</li> <li>・ 施設入所は短期間が条件で、短期間で親が引き取れなければ里親委託することとし、親が引き取れるように在宅支援を行うことを児童相談所側は今後考えていく必要があり、場合によっては28条の申し立てや親権停止する必要があるのではないか。</li> <li>・ 里親委託を拒否する親は心理的な意味合いが強いので、里親という名称をどうするかという議論もする意味があるのではないか。</li> <li>・ 里親委託ガイドラインの原則の中には、保護者が里親に明確に反対している場合（28条措置を除く）に保護者の理解を促すための説明に関する事項があり、里親制度への誤解を解くような説明の仕方が具体的に記述されている。</li> <li>・ 家庭養護を供給していけるのかを同時に考える必要がある。</li> <li>・ 説得して同意してもらうことが基本だが、司法関与のあり方において、分離だけではなく、ケアプランの執行などももう少し強い枠組みが入れられるかどうか。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ できればガイドライン的なものを作る必要があるのではないか。</li> </ul> <p>&lt;第7回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「家庭における養育環境と同様の養育環境」が優先されるということを児童相談所も、社会もある程度認める状況にならないと、実親が里親ではなく施設に預けたいということが続いてしまう。意識の徹底も必要ではないか。</li> <li>・ どのような調査をして、どのように判定していかなければならないのかということが少し明確になることが必要ではないか。</li> </ul>
--	--

<「できる限り良好な家庭的環境」の定義とそれを利用する場合の条件>

項目	ご意見
<p>○「できる限り良好な家庭的環境」の定義</p>	<p>&lt;第3回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ どのような形態のものが大規模施設として今後縮小していくべきか、また、どのような形態が「できる限り良好な家庭的環境」に当てはまるのか議論する必要がある。</li> <li>・ 本体施設の中で全て小規模グループケア化した施設は、「できる限り良好な家庭的環境」と言えるのか疑問。</li> <li>・ 「近所とのコミュニケーションの取り方を自然に学べる」ということが小規模化の意義と課題の1つなので、地域の中に分散（点在）していることが小規模化として意味があり、それが本来の「良好な家庭的環境」と考える。</li> <li>・ 同じ敷地の中に小さいグループをいくつも作って、それぞれのグループが子どもに個別的な養育をどうできるか努力をしている施設もあり、このような形態も検討の中に入れる必要があるのではないか。</li> <li>・ 既存の家族を前提とした形態が「家庭における養育環境と同様の養育環境」であって、既存の家族を前提としない形態（例えば職員が2人住み込む形態）は「家庭的環境」に整理されるのではないか。</li> <li>・ 小規模グループケアは、小規模個別グループケアとする必要がある。</li> <li>・ これまで、児童養護施設について、子ども一人一人を丁寧に育てるための小規模化、それを更に地域化していくという流れを作ってきた。将来的には施設もやがて地域化していくことを前提に議論していく必要があるのではないか。</li> <li>・ 一般の人が名称を聞いたときに、どういうケアをするところかイメージできる名称や基準を考え、そ</li> </ul>

の基準に当てはまる形態を再度分類する必要があるのではないか。

- ・ 継続性、一貫性、連続性ということを前提に家庭的な養育環境を考える必要がある。

#### <第4回>

- ・ 地域の中に存在するという事は非常に重要な視点。
- ・ 「できる限り良好な家庭的環境」は、施設型のファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、小規模グループケアの分園型。ただし、地域小規模児童養護施設と小規模グループケアの分園型については、子どもの側から見て違いが全く分からないので、これは統一してしまってもよいのではないか。
- ・ 個別化ができないといけない。そのための単位の生活を提供しなければいけない。規則や行事などで縛っているような施設養護では、子どもの家庭の中で起きてきた問題を解決するためには機能しない。施設養護の支援の中身を十分精査していかなければならない。

#### <第5回>

- ・ ざくっとした表現で機能論的にまとめたほうがいいのか。子ども一人一人の発達を保障する機能としての良好な家庭的環境とは何かということ整理したほうがいいのか。
- ・ 生活の柔軟性が機能としてあることは必要。子どものニーズや今まで育ってきた生活状況や環境とマッチした生活を提供することが家庭と同様、もしくは家庭的環境ということになるのではないか。
- ・ 施設がソーシャルワーク機能を有していることが重要。
- ・ 大舎制はどの施設でもいらぬのではないか。地域の中で子どもたちに必要なケアを提供する場合に、ある一時期は地域等 100%オープンでないという場合もあり得るのではないか。最大6人という規模を考える中でも、養育者が複数となってもできるだけ一貫した養育がなされると同時に、柔軟な養育など家庭の持つ機能はできるだけ有することを原則と考えてはどうか。

#### <第7回>

- ・ 環境の要素のうち、人の要素と、それ以外の要素と分けて考えるべきではないか。関係性の部分は非常に重要。

<p>○地域に存在していること</p>	<p>&lt;第5回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域社会に存在するという要件を入れてはどうか。</li> <li>・ 行動化が激しい場合、地域の中に本当にオープンに組み込めるのかということもあり、ニーズによって考えていくことが適当ではないか。</li> <li>・ どこにあったら地域社会でどこにあったら地域社会ではないのか。</li> <li>・ 情緒障害児短期治療施設や児童自立支援施設はたいてい非常に遠いところにある。どこまでだったら家庭的環境なのかを社会的養護施設として認めるのかを明確にしたほうがいいのではないか。</li> <li>・ 小舎制といってもその規模の理解はばらばらなのではないか。</li> <li>・ 児童自立支援施設は、地域社会から一定の隔離できることも利点なのではないか。</li> <li>・ 情緒障害児短期治療施設は、院内学級が活用できる利点がある。地域に開かれると同時に、必要に応じて子どもが施設の中で教育を完結できる特徴を施設として位置づけることは可能ではないか。</li> </ul>
<p>○規模に関すること</p>	<p>&lt;第5回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小舎夫婦制は、「できる限り良好な家庭的環境」に位置づけるべきで、子どものニーズにマッチした一つの形態ではないか。</li> <li>・ 医療的モデルは、情緒障害児短期治療施設が子どもの福祉施設であるのでなじまない。生活支援をベースで考えると小規模化が必要。児童養護施設等の社会的養護の施設の中で心理士が豊富にいて、心理療法を子どもに提供できるの施設として位置づければいいのではないか。</li> <li>・ 情緒障害児短期治療施設の一つのユニットは6人や8人が限界ではないか。6人や8人のユニットがばらばらにあると大変であり、職員のバックアップも難しい。院内学級を考えると、6人や8人のユニットが固まった施設ということは十分あり得るのではないか。児童自立支援施設も基本は6人ぐらいが限界ではないか。地域社会にばらばらにあると收拾がつかないので、固まったところで院内学級があって、お互いにバックアップしていくという体制が妥当ではないか。</li> <li>・ 児童自立支援施設はどちらかという行動化の激しい子どもが境界線の中に守られている。情緒障害児短期治療施設は性虐待の被害の子どもも結構おり、社会に出ることの不安さもあるので、そういう意味で地域の中に必ずしも全部が開かれている必要はなく、子どものニーズに合わせて、閉じられた中に一時的にいて回復するということもある。ただし、基本的に生活単位は小さくしていくべき。</li> <li>・ 生活単位を6人、8人にして、そのユニットが8つも10もある情緒障害児短期治療施設はものすごく</li> </ul>

運営が大変ではないか。せいぜい6人、8人のユニットが集まって、3～4カ所や5カ所。施設全体の規模が大きくなると、ユニットは別々であっても、1カ所に集まると、いろんな問題行動が発生してくることを考えると、施設全体の規模は小さいサイズがよいのではないか。

- ・ できる限り家庭に近いとなったら考えると、6人の子どもがいる家庭はほとんどないが、今までのことを考えると6人ぐらいではないか。
- ・ 6人以下と明示は必要ではないか。
- ・ 情緒障害児短期治療施設は、30人が限界ではないか。
- ・ 情緒障害児短期治療施設は、30人、20人台のほうが望ましいのではないか。
- ・ 何人かということは、最初に完全に決めてしまわないで、ある程度何人かとしつつ、本当に決めるのは1回やってみて、効果を見ながら決めていく方がよいのではないか
- ・ 治療的な効果を考えると、情緒障害児短期治療施設のニーズも地域によって、医療機関の有無で全然違う子どもが入所しており、ある程度、幅も必要ではないか。
- ・ 最適な職員数を置くことによって6人の規模が可能になっていくのではないか。
- ・ 最大6人としたほうがよいのではないか。
- ・ 制度上6人と決めてしまうよりも、原則としたほうがよいのではないか。ある程度、子どもの最善の利益を考慮しながらも柔軟な対応が可能とした方がよいのではないか。
- ・ 原則6人として、それ以上でもできることにしてしまうと、全体として7人、8人を入れる状況になってしまうのは適当でないのではないか。
- ・ 小規模化すると社会的養護全体のキャパが小さくなる。この小規模化によって、必要としている子どもを今度はどうケアしていくのか、議論をする必要がある。

#### <第7回>

- ・ 大規模施設を排除するというのではなく、小規模以外の集団養育は適切ではなく、小規模化をするべきといった方がよいのではないか。
- ・ 一人での勤務の時間が短いほど職員の共感や満足は上がり、達成感は高くなる。人の配置の問題を考えないで、今の配置基準のままで小規模化すると問題が生じるのではないか。

○支援の継続性	<p>&lt;第5回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童自立支援施設については、養育者は複数となってもそのケアの在り方は一貫している場合は、交代制であっても小舎でこの機能要件を満たせば家庭的と考えてよいのではないかと。</li> <li>・ 特定の養育者と言うのであれば、その養育者が資格を持っていて、労働基準法から外すぐらいのことを考えていくべき。</li> <li>・ 一貫性や継続性をどう担保するかが極めて重要。できるだけ良好な家庭的環境に近づけることについて、条件整備をしていくことが大事。</li> </ul>
○個別化	<p>&lt;第5回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの個別のニーズに個々に応じるケアという、個別化を前面に出したほうがよい。</li> <li>・ 個別化をどれだけ担保できるか。24時間、子どもと一緒に暮らす人が存在することの意味をどう考えるか。1人で常に6人見なければいけない状況は個別化どころではない。ケアの連続性を担保できるプログラムを持って、なおかつ適切な人が配置されている状況が必要ではないか。</li> </ul> <p>&lt;第7回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 丁寧なケアを通して自尊心の形成を図る場所。個別化、丁寧なケア、自尊心の形成というようなことをどこかで記載すべきではないか。</li> <li>・ もっと積極的に個別のニーズに対応していくことや、子どもの逆境体験からの回復につながるような丁寧なケアを提供するということが必要なのではないかと。</li> </ul>

<施設の機能について>

項目	ご意見
○治療型施設	<p>&lt;第4回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大人数の施設は、治療を目的としたような形態とするのがよいのではないかと。情緒障害児短期治療施設や児童自立支援施設は、もともと治療型という形態で考えられているので、治療型施設として、できるだけ一時期の治療のために入所し、できるだけ家庭または家庭的なところに戻せるようにした方がよいのではないかと。乳児院と児童養護施設に関しては、ユニット型を含む本体施設とし、本体施設は治療</li> </ul>

	<p>型施設にできるだけ移行することも念頭に考えるのがよいのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 治療的な施設は通所できるようにし、里親が利用する形態も含めて、在宅サービスを底上げすべき。</li> </ul>
--	--

<里親委託について>

項目	ご意見
○長期間の里親委託	<p>&lt;第4回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現実には長期里親が養子縁組の代替的な機能を果たしているという側面もある。</li> </ul> <p>&lt;第7回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 40歳を超えてからの養子縁組の希望者が多く、不妊治療等が進んだことで、結果として子どもが20歳になったときに養親さんが60歳を超えている、あるいは70歳に近くなるということになる。それがマッチングとしてふさわしいかどうか考える必要があるのではないか。</li> </ul>
○里親支援	<p>&lt;第4回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 里親支援の形態としては、児童相談所に専門家チームとして経験の長い職員を抱えながらやっていく形態。フォスターリング・エージェンシーのような民間機関が包括的なチームを作って実施する形態。児童相談所に1人か2人の職員を置き、里親支援専門相談員などの施設職員と役割分担しながら事業展開する形態が考えられる。</li> </ul> <p>&lt;第8回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 里子の支援の仕組みが必要。里子を心理療法などで介入する仕組みがない。心理職の専門性の向上も必要。</li> </ul>
○里親委託の推進	<p>&lt;第4回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3年を超えると家庭復帰になる子どもががたと減っていく。3年を超えると、あとは18歳まで入所してしまう。児童養護施設で長期入所している子どもで里親委託に措置変更になる子どもというのは非常に少ない。特に乳児院から継続している子どもに、より適切な良好な里親養育に移行したいと考える</li> </ul>

	<p>がなかなか進んでいないという現状がある。</p> <p>&lt;第7回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正児童福祉法第43条の3にあるように、施設自身が子どもを里親に出すことについて努力することについても議論すべきではないか。</li> </ul>
<p>○チーム養育</p>	<p>&lt;第7回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ チーム養育という観点では施設養育のほうが、主たる養育者に対していろいろな専門職が身近にいるという点で優れている。里親養育においても同じようなチーム養育が必要であり、そのためにはフォスタリングエージェンシーのようなものが必要ではないか。</li> <li>・ 里親養育においてもチーム養育が必要ではないか。養育者個人、里親個人の判断だけで養育方針を決めたり、社会資源を開拓するのではなく、養育チームの一人としてアセスメントに基づいたスーパーバイズ、心理職からの助言を受け、実親との関係性の支援もチーム養育の中で受け、または社会資源のコーディネートを受けるということが里親養育が順調にいくためには欠かせないのではないか。</li> <li>・ チーム養育が成り立つ要件としては、養育里親自身の帰属感、帰属先の組織の明確な理念、一定の経験に基づいた専門性、一貫性、継続性といったことが必要。</li> <li>・ 養育里親が帰属感を持つためには、登録される前段階から、その組織に対して説明会、研修、アセスメント調査を受け、その後、登録され、登録後のマッチング支援をずっと受けていくことが必要ではないか。登録前からのリクルート、トレーニング、その後の一貫した組織からの支援を受けることによって帰属感を持ちやすくなるのではないか。</li> <li>・ 養育里親が孤立せずに、的確に家庭養育を満たすためには養育チームが必要というのは大前提としてあるのではないか。</li> <li>・ 里親養育チームの形態としては、児童相談所の里親専従係が里親チームとなる形態、児童相談所の1人か2人の担当者と里親支援専門相談員などの混合チームで里親を支援する形態、この両方の長所をあわせ持つフォスタリングエージェンシーという形態が考えられる。包括的なリクルートやトレーニングから支援までを一貫して連続的に行うことで里親は帰属感を感じるということが可能となり、スーパーバイザーの専門性と経験を持った多数の職員を長期間継続的に確保するという両方の長所を持つことが可能になるのではないか。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一組織による一貫したサポートとトレーニングの提供は、児童相談所の専従チームもやっているが、担当者がかわってしまうというところで継続性が保たれないのではないか。</li> <li>・ 市町村を含めたチーム養育ということを考えると、複層的なチーム養育のあり方も考えていいのではないか。</li> <li>・ アセスメントや援助計画の作成に、生みの親や里親を含めて意思決定に参画させるという視点も必要ではないか。</li> <li>・ 里親に委託されている子どもは要保護児童であり、要保護児童対策地域協議のネットワークにきちんと加えて包括的に子どもの見守り支援をすることは継続的な支援にも繋がるのではないか。</li> <li>・ 里親家庭の子どもが通所する施設や通所機能も必要ということを考えると、地域の社会資源や専門的な社会資源の確保も同時に必要になるのではないか。そのような社会資源を十分準備していくということは児童相談所、都道府県、市町村の責任でもあり、このような社会資源がうまく使えるようなコーディネーションがチーム養育の機能の一つではないか。</li> <li>・ きちんと養育チームという形で里親を位置づけ、制度を形成してそれを運用してはどうか。ノウハウがある乳児院が主に担うことになるにしても、ほかのところもノウハウがあるところはあるというところで実績をつくっていかないと、広がらないのではないか。リクルート、トレーニング、その後の支援ということが一連になっているというところをきちんと担保できるようなガイドラインをつくるべきではないか。</li> </ul>
<p>○フォスタリングエージェンシー</p>	<p>&lt;第7回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5年、10年の長いスパンで安定的に継続的に運営できるようにすることを考えると、事業ではなくて、一つの機関であるという位置づけが必要であり、措置費による運営が必要ではないか。</li> <li>・ フォスタリングエージェンシーについて、ある程度の成果に基づいた運営費の支払いという設定にしていくことが、より質の高い運営に繋がるのではないか。その成果は単なる委託児童数や養育里親家庭数ではなく、質的な成果も含めた予算の支払いとすることが必要ではないか。</li> <li>・ 既存の社会福祉法人、乳児院、児童養護施設などの既存の法人や新規の NPO が積極的に取り組めるような運営費の仕組みが重要ではないか。</li> <li>・ リクルート担当者として営業職の方がリクルートを行い、アセスメントワーカーは家庭訪問をして里親の強味、弱味をしっかりとアセスメントしていく。スーパーバイジングソーシャルワーカーとして、里</li> </ul>

親に専門性と経験を持つて的確なアドバイスができ、一緒に寄り添える方が必要ではないか。

- ・ 県に1カ所だけでなく、複数のフォスタリングエージェンシーがあって、お互いにその成果を競い合い、里親養育のクオリティを競い合いながらある程度の競争原理が働くということが重要ではないか。
- ・ 児童相談所のソーシャルワーカーが基本的にしっかりマネジメントしていくということは、より一層必要ではないか。
- ・ 児童相談所の児童福祉司の配置基準について、本来は社会的養護に措置されている子どもの人数にも合わせた児童福祉司の配置数というのが必要ではないか。児童相談所のソーシャルワーカーが入り口だけでなく出口の部分も責任を担っていくという観点で児童相談所の中に措置部門をしっかり築き、児童福祉司の必要な配置数を置いていくということが重要ではないか。
- ・ 里親にいった場合のメリットやうまくいかないこともあるかもしれないという話を、措置を決める前に子どもときちんと話し合っ、そういうことが起こったときにどうしたらいいのかということ子どもが思い浮かべることができるような環境づくりをしっかりとつくる必要があるのではないか。
- ・ 児童相談所としてのマネジメント機能は残っていくので、十分なケースワーカーを配置していくことが重要。
- ・ 里親も施設養護も含めて全体の中の一つと捉えると、実親のもとに戻すという目標があるということを含めて考える必要がある。児童相談所とフォスタリングエージェンシーが混じり込むという構造が適切なのか。相関的な機能の役割を明確に考えていかないと危ないのではないか。
- ・ 実親と子どもとの関係性の支援も含めたフォスタリングエージェンシーと児童相談所との関係をどうつくっていくのかは、重要なポイントではないか。
- ・ 主として民間でフォスタリングエージェンシーがやる場合に、どのようにやっているのかを含めて、措置した児童相談所がきちんとモニタリングし、責任を持つということが重要ではないか。
- ・ フォスタリングエージェンシーはリクルート、説明会、トレーニング、アセスメント、調査を行って家庭訪問し、実親やいろいろな人にとって調査報告をまとめ、それを児童福祉審議会にかけるとはフォスタリングエージェンシーの仕事で、その養育里親を児童福祉審議会が審議するイメージ。
- ・ フォスタリングエージェンシーに措置費を払って、そのエージェンシーが里親に委託費を払うという方法も考えてはどうか。
- ・ 一気にここでイエスかノーかという議論をするのではなく、もう少し緩やかに里親養育の支援について考えたほうが。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アイデアとしてはそういうゴールがあり得るが、共有化するには不安がある。</li> <li>・ 一気に変えることは無理なので、乳児院などのそれなりの専門性や組織的にしっかりしたところがこの事業をやることを考えてはどうか。</li> <li>・ フォスタリングエージェンシーで経験を積みながら専門性が高くなっていく職員が長く働くためには、一定のコストは支払わなければ、なかなか長く続かないというのが現状であり、十分なコストを支払っていく必要があるのではないか。</li> <li>・ 包括的里親養育事業に関して、ガイドライン的なもので、運営はこういうふうにしたらどうかというものを提案してはどうか。</li> <li>・ 出口のところをどうするかというのはエージェンシーに投げるという話ではないのではないか。</li> <li>・ 解除後の子どものアフターケアや自立支援は児童相談所の自治体の責任。解除前後の里親の揺れや、解除された後のロスというのは、児童相談所もかかわりつつ、エージェンシーとしても里親に対するメンタルケアも行うイメージではないか。</li> <li>・ 子どもの側から見たときに、誰がキーパーソンなのかはとても大事。子どもが指名するということがあり得るので、ある程度幅があっていいのではないか。</li> <li>・ 間接的にその子どもとの永続的な関係を保障していく立場のソーシャルワーカーが必要ではないか。</li> </ul>
○児童福祉施設の里親支援	<p>&lt;第7回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉施設が、家庭における養育環境と同様の養育環境を新しくつくっていき、里親支援事業に乗り出していくような転換の形もあり得るのではないか。</li> <li>・ イメージとしては乳児院がフォスタリングエージェンシーの事業をやっていって、規模を縮小していきながら一時保護と、レスパイト的受入にだんだん縮小していき、主たる業務がこの事業になっていくというような絵を考えてはどうか。</li> <li>・ 乳児院の機能としては一時保護機能もあるので、例えば児童家庭支援センターの機能も一緒に入れていくということも考えていいのではないか。</li> <li>・ 現実問題としては、子どもの入所に対する依頼が多くなっている状況をきちんと押さえるべき。</li> </ul>

○里親委託率	<p>&lt;第8回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養子縁組里親の運用については、自治体ごとに違っているため、里親の種類別の数や里親委託率について統計上の数字と実態上でそごがあるのではないか。</li> </ul>
--------	---

<養子縁組の促進について>

項目	ご意見
○養子縁組家庭への経済的支援	<p>&lt;第4回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童相談所を通して縁組をするケースに関して、養育費の補助等を含めて縁組促進に向けた何らかの施策が必要ではないか。</li> </ul> <p>&lt;第7回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済的な何らかの支援をつくるとすれば、生活保護のワーカーのように、やりとりの中から継続的なコンタクトができていく可能性はあるのではないか。</li> </ul> <p>&lt;第8回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要保護児童を対象とした養子縁組を児童福祉法に位置づけ、都道府県が行う業務として養子縁組あっせんを規定し、児童相談所や民間あっせん機関が養子縁組あっせんを行う場合に成立までの間、「養子縁組前委託」として事業費を支払い、縁組後の「縁組手当」を創設することは考えられないか。</li> </ul>
○養子縁組の利用促進	<p>&lt;第4回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童相談所側にパーマネンシーに対する意識がまだ十分浸透していない。</li> </ul> <p>&lt;第7回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「養子縁組推進方法の提示」が必要ではないか。</li> </ul> <p>&lt;第8回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別養子縁組も含めて、養子縁組を社会化していくという今回の児童福祉法改正の大きな流れをきち</li> </ul>

	んと議論する必要があるのではないか。
○養子縁組家庭の支援	<p>&lt;第7回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般家庭においても養護問題が起こるという要素をある程度組み込まないと、継続的支援という形だけでは養親は自分たちはあまり信頼されていないと感じる可能性があることも念頭におくべきではないか。</li> <li>・ 養子縁組家庭の自立性をどう考えるか。</li> <li>・ SOSを出すようにという教育は最初のときに必要ではないか。</li> </ul> <p>&lt;第8回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養子縁組後、その子どもが本当に順調に生活できているのか、3年またはその後もちゃんと見届けるというのが大事なことはないか。</li> </ul>
○養子縁組あっせん機関が行う養育の支援	<p>&lt;第8回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間あっせん機関が行う養育について、一時保護委託や市町村と連携したショートステイの活用などを考えられないか。</li> <li>・ 生みの親の中立的な意思決定を保障することを考えれば、妊娠相談機能や子どもを養育する機能、生みの親を保護する機能などは、基本的に他機関との連携により保障することを原則とすべきではないか。</li> </ul>
○生みの親に対する支援	<p>&lt;第8回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養親と生みの親の関係のあり方も含めて検討することも、縁組後の支援として考えていかなければならないのではないか。</li> </ul>

<ポピュレーションアプローチ>

項目	ご意見
○妊娠期からの支援	<p>&lt;第5回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊産婦や胎児期の子どもの福祉の充実・強化は検討すべき重要な課題。発生予防の観点から、身体的健康の側面だけでなく、メンタルヘルスや生育環境について母子健康手帳に掲載し、アセスメントの結果、必要な家庭を支援するようにしてはどうか。</li> <li>・ 母子健康手帳の内容をデータベース化し、将来的には母子だけでなく、養育者である父親を含めた親子、家族全体のヘルスチェックができ、必要な支援ができるよう母子保健法を改正し、子ども家庭保健法（仮称）などの法律を制定していく必要があるのではないか。</li> <li>・ 特定妊婦など虐待のハイリスクなケースに対しては、ソーシャルワークによる十分なケアが必要。妊娠の届け出がない妊婦は把握と支援が困難。できるだけ相談や支援につなげるための施策が必要。例えば子育て世代包括支援センターなどで、相談体制を整備し、保健と福祉の専門家による、同行支援などのソーシャルワークを実施してはどうか。個人情報保護されたメールなどによる妊娠相談など思いがけない妊娠をした方から相談しやすい状況をつくるべきではないか。乳児家庭全戸訪問事業などについては妊婦や胎児まで拡充できないか。経済的理由での未受診者などなかなか届け出ができない貧困な妊婦に対し、妊娠検査や健診助成事業などの助成を考えてはどうか。</li> <li>・ 若年で妊娠した特定妊婦の児童が、出産後家庭での生活が困難な場合に、家庭と同様の生育環境として里親やファミリーホームで出産を支援し、産まれた乳児と児童である母親と一緒に生活しながら母子の成長・発達や自立支援を行うことができる新たな体制整備をすべきではないか。</li> <li>・ 産前産後だけでなく母親の自立まで支援する事業や母子生活支援施設で母親の出産・育児支援・自立支援を行うとともに、子どもの成長・発達及び自立支援を行う体制整備をすべきではないか。</li> <li>・ 出産後、親子と一緒にケアを受ける環境をつくり、親の養育をアセスメントする機能が必要。里親制度、母子生活支援施設よりも小規模な母子ホーム、NPO、乳児院を活用してはどうか。措置と契約の両方の制度が必要ではないか。対象について母子だけではなく、父子や両親と子どもということも考えられるのではないか。</li> <li>・ 産後の親子ケアを行っても、自立した生活ができない場合もある。長期的に利用可能な親子ホームにより親子分離も防ぐことができるのではないか。精神的なハンデのある方については、中長期的な母子ホームを考えてもよいのではないか。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養育は基本的に適切な生育環境を提供することであり、常に子どもの生育環境という視点で考えることを明確にする必要があるのではないか。</li> <li>・ 自宅で出産となる社会的につながりを持ちにくい状況にある人への支援が必要ではないか。</li> <li>・ 特定妊婦の把握については、市町村の専門性の強化と学校との連携が重要。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定妊婦に対する相談は、少なくとも都道府県単位の支援の仕組みが必要。</li> </ul> </li> <li>・ 非常に限られた範囲でのみ名前を明らかにして、そのプロセスでは内密性を保ち、安全性も確保しながら、出産できるようにすることも考える必要があるのではないか。</li> <li>・ 住機能と支援機能を分けて考えることも必要ではないか。貸し部屋のような形態からきめ細かな支援を行う形態まで、住機能を保証しつつ、支援機能をグラデーションで考える施策づくりが必要ではないか。中立的な意思決定を支えることができるよう、養子縁組と妊娠相談を連続で捉えず、中立的な意思決定を支える妊娠相談の機関とあっせん機関との連携も考えてはどうか。</li> <li>・ 児童家庭支援センターについて、いくつかの機能類型を設けることで、母子保健等に特化した児童家庭支援センターを医療機関併設型で実施する方法も考えられるのではないか。</li> <li>・ 産前産後母子ホームは、新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会で設置すべきと提言された。社会的養護の観点から、特定妊婦に対する積極的な支援が必要ではないか。</li> <li>・ 母子生活支援施設は、児童福祉法なので、子どもが生まれてからは利用できるが、妊婦も本来の利用者の中に位置づけていくことを考えるべきではないか。</li> </ul>
<p>○包括的な支援(他施策との連携)</p>	<p>&lt;第8回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊娠期から高齢、終末期の全住民、家庭を対象にした包括支援システムの検討が必要ではないか。これからは世帯や家族を単位にした多機関で連携した総合的なチームによる包括ケア・支援システムが必要ではないか。その家族に対して、継続的な包括的なソーシャルワークを展開することが重要ではないか。</li> <li>・ 相談支援の対象の家庭が複合的な課題を抱えている場合に、対象者、分野別の対応では十分とは言えず、さらに深刻化する場合もある。こうした課題に対応するためには、的確なアセスメントに基づき、さまざまな相談支援施策やサービスを早期に一体的、総合的かつ個別的に継続して提供することが重要ではないか。</li> <li>・ 勤労青少年ホームなどを活用して、相談機能、生活支援機能、就労支援機能、レクリエーション機能、</li> </ul>

	<p>一時保護や短期宿泊機能をもった、総合的な青少年の自立を支援する青少年自立支援センター（仮称）を都道府県に数カ所設置することはできないか。それによって、里親、施設を退所した年長児童など、個々の青少年の状況に応じた支援を展開することが可能になるのではないか。</p>
--	--

<在宅支援について>

項目	ご意見
○施設から家庭への移行	<p>&lt;第8回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの施設入所が長期にならないことや、長期になっている子どもの家庭移行への支援計画が必要ではないか。</li> </ul>
○在宅支援サービス	<p>&lt;第8回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅支援サービスという場合に、里子や養子への支援も含まれることを、しっかり考えておく必要がある。</li> </ul> <p>&lt;第9回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者を支援して子どもの養育を保護者に委ねるという子育て支援から、保護者の回復を待たずに子どもへの直接的なニーズに応じた支援を提供するという考え方も必要ではないか。</li> <li>・ 要支援を5段階に分けて1番、2番は母子保健が対応、3番目は要対協が対応、4番目、5番目は児童相談所が中心となって対応するケースと考えると、子育て支援事業の中でケアできる範囲と児童福祉の中で対応する範囲を分けて考えることができる。</li> <li>・ 在宅ケアも要保護性によって、要保護児童は児童相談所も関与しながら、しっかりとケアプランを作り、行政処分の措置として進めて行き、要保護性の低い部分は契約で一定の負担も求めることが考えられる。ある程度支援の必要性をランク付けしながらサービスの中身や契約の中身も決めていけるような統一的なものを考えていけるとよいのではないか。</li> <li>・ 要支援の段階に応じて、補完的な機能として何かあったときに少し子どもを預かってくれるような事業などを在宅支援のシステムとして考えていくのがよいのではないか。</li> <li>・ 子どもを分離しないで家族と同居したままで実施する支援について、枠組みやメニューなどを整理し</li> </ul>

	<p>ていくのが良いのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ きちんと子どもに直接かかわるソーシャルワークやそれが機能するようなケアプランと組織があることが重要ではないか。</li> </ul>
○通所サービスについて	<p>&lt;第8回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通所も利用するサービスによって、無料のものと経済的な負担が発生するものがあることについてどのように考えるか。</li> <li>・ サービスが遠方で使いにくいということがあり、負担金以上に交通費がかかる場合があるがどう考えるか。</li> <li>・ 様々な実施主体が通所機能を提供できるようになるとよいのではないか。優れたプログラムを持った機関に公費が入って、必要な子ども又は親子に対して、または里親子、養子や養親に対してプログラムが提供できる必要があるのではないか。</li> <li>・ 通所措置は、実施主体をふやしていく方向性もあるのではないか。様々なプログラムを全国どこの都道府県でも使える仕組みを考えられないか。</li> </ul>
○ショートステイについて	<p>&lt;第8回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ショートステイについて、乳児院の定員の中に入れるのか、別に設定するのか。</li> <li>・ ショートステイ里親のような活用の仕方もあるのではないか。</li> </ul>
○親子での入所について	<p>&lt;第8回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親子関係にケアが提供できるような制度や、各児童養護施設等にある親子訓練室を活用できないか。</li> </ul>
○在宅措置について	<p>&lt;第9回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅措置を指導委託という形で実施するのであれば、指導委託そのものの中身を変えていかないといけないのではないか。</li> <li>・ どういうケースで児福法第27条第1項第2号措置を使うのか議論や通知なりで明確化していくことが必要ではないか。</li> <li>・ 市町村が一時保護機能をもつことで、都道府県に行くケースを予防できるよう、市町村を主体とした</li> </ul>

	支援体制を考えることも1つの考え方ではないか。
○二つの措置について	<p>&lt;第9回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設入所や里親委託となった子どもについて、措置される前に2号措置によって受けることができている支援が引き続き受けられるような仕組みも必要ではないか。</li> </ul>
○その他	<p>&lt;第9回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>依存期を奪われた子どもへの支援体制を考えていく必要があるのではないか。</li> </ul>

<児童家庭支援センターについて>

項目	ご意見
○児童家庭支援センターの在り方	<p>&lt;第8回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各都道府県やそれぞれの児童家庭支援センターによって考え方、方針が異なる。今後、児童家庭支援センターが何を目指していくのかを十分議論していく必要があるのではないか。</li> <li>補助金について、相談の実態（質と量）に合わせた基準額とすることで、様々な主体が参入できるのではないか。</li> </ul> <p>&lt;第9回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童養護施設と附置している場合が多くを占めているので、施設の機能と連動した形での位置付けが考えられるのではないか。</li> <li>地域社会の身近なところで、子育て支援機能を活かしていくことも考えられる。</li> <li>夕方から夜間、土曜、日曜、祝日に相談を受けるといったニーズに対応する役割も考えられる。</li> <li>質の高いサービスに対して、予算が増える仕組みとすべき。</li> <li>施設長を置いて、独立型でもしっかりと運営できる仕組みとしてはどうか。</li> <li>拠点事業との棲み分けはあるが、都道府県ではなく、市町村における社会的養護を充実させるため、基礎自治体中心の仕組みに変えていくということも1つの考え方ではないか。</li> <li>24時間体制と一時保護機能を含めた宿泊機能を担っていくという形態の児童家庭支援センターの運営</li> </ul>

は非常に利用価値があるのではないか。

- ・ 施設に入所のリスクを抱えている子どもについて、児童家庭支援センターによる指導委託措置により支援し、その後も児童家庭支援センターが継続して見守りをする役割を担ってはどうか。
- ・ 子どもの支援の一貫性や継続性を考えると、キーパーソンとして、児童家庭支援センターが施設を退所した子どものフォローアップをし、何かあったときに施設に戻って来られるような仕組みがあってもよいのではないか。
- ・ 施設附置型の児童家庭支援センターはなくしていくべきではないか。
- ・ 家庭養護を優先させる中で、施設の役割を転換して新しい社会的養育のケアの提供者となっていくときに、児童家庭支援センターを活用できるのではないか。
- ・ 市町村の拠点事業の一部を担っていく場合や、施設のソーシャルワーク機能の強化の一環を担う場合など、地域の実情によって果たしていく役割は違っていくのではないか。
- ・ 児童家庭支援センターにも第三者評価の仕組みをいれてはどうか。
- ・ 児童家庭支援センターが通所措置を行える仕組みを考えてはどうか。
- ・ 課題と将来像にある児童養護施設と乳児院への児童家庭支援センターの標準装備という考え方はなくてもよいのではないか。
- ・ 地域に必要なものについて、多様性をもって提供できる場として、児童家庭支援センターがあってもよいのではないか。
- ・ 附置型から独立型に移行することも可能になるように、独立型でも財政的に成り立つように補助をするべき。
- ・ 医療費のようなサービスによって異なる報酬とする仕組みも考えられる。
- ・ 児童家庭支援センターが市町村から事業を受託して、家事型のヘルパーを派遣することも考えられる。
- ・ 施設を退所した子どもについて、市町村だけでフォローアップすることは難しいので、児童家庭支援センターを活用できないか。
- ・ 児童家庭支援センターは、比較的ハイリスクの子どもについて、指導委託を中心としてケアが行える機関として活用することが考えられる。
- ・ 都道府県計画について、在宅支援も含めた児童家庭支援センターの機能について、都道府県における位置付けも含めた計画とすべきではないか。

<一時保護所について>

項目	ご意見
○一時保護所の養育環境	<p>&lt;第5回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本は小規模化で、特殊な子どものニーズによっては小規模化ユニットが集まった地域社会からちょっと離れた環境もありうるという考え方は一時保護にも当てはまるのではないかと。一時保護の子どもの中には家庭と同様の養育環境でいい子どもいれば、グループホームでいい子どももいる。中には地域社会から離れた方がよい子どもいる。子どものニーズに応じた一時保護環境を考える必要があるのではないかと。一時保護所が必要な子どもについても基本は小規模化ではないかと。</li> <li>・ 緊急一時保護の乳幼児は里親と考えた方がよいのではないかと。</li> <li>・ 子どものニーズに応じて身柄つきで来る学齢児などは、情緒障害児短期治療施設と同じぐらいの配置基準のある小規模一時保護所のようなものが必要ではないかと。都市部の一時保護所は混在しており、大人数での一時保護の形態はやめていくべきではないかと。</li> <li>・ 一時保護所で2カ月や3カ月生活すること自体が大変なので、もっと短くして、一時保護委託をもっと増やしていく必要があるのではないかと。</li> </ul>

<リービングケアについて>

項目	ご意見
○自立のための支援のあり方	<p>&lt;第5回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会的養護の子どものためのゲートキーパーを配置し、次のステップをどうしたらよいか、その都度、考えていく仕組みを作る必要があるのではないかと。</li> <li>・ 施設や里親で不調になった10代後半の子ども措置先について、住居の確保だけでなく、訪問型のケアを行う必要があるのではないかと。集団生活が難しい高齢児童のためのケアつきひとり暮らしの形態を考えてはどうか。子どものニーズに合わせて様々なグラデーションのあるケアを準備できるとよいのではないかと。</li> </ul>

<その他全般的な意見>

項目	ご意見
○その他全般的な意見	<p>&lt;第3回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①どのようにして社会的養護の必要性をなくしていくか、②本当に代替養護が必要な子どもに対してどのように適切な対応をしていくのか、これらを議論することが必要ではないか。これらをベースにしながらか社会的養育の仕組みを考える必要があるのではないか。</li> </ul> <p>&lt;第4回&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一次予防、二次予防、三次予防というような全体のシステムとして考えるという捉え方をしないと、形だけでは決め切れない。子どもたちの帰属意識を育てられるかを同時にやっていく必要がある。</li> <li>・ 実際は里親だけではやっていけないケースが出てくる。それをどのように壊れないようにし、つなぎとめていくかに大きな課題がある。これについては、施設機能もあわせて考えていくべき。</li> <li>・ 居住場所が全てを決するわけではなく、居住場所が危うい場合には強力にバックアップするということを当然やるべき。</li> <li>・ 制度の本体のベースラインをきっちりし、そこでは手に負えなくなってしまう子どもたちに対してはどういう手だてを考えるのかという構造にした方がよいのではないか。</li> </ul>

第10回新たな社会的養育の在り方に関する検討会

平成29年2月24日

## 新たな社会的養育の在り方に関する意見

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国児童養護施設協議会  
会長 藤野 興一

### 1. 改正児童福祉法の成立を受けて

全国児童養護施設協議会(以下、「本会」)では、「社会的養護の課題と将来像」(以下、「課題と将来像」)は、現場実践とのすり合わせのうえに、常に改善されねばならないものと捉えつつ、その実現に向けて活動してきました。平成27年度を初年度とし、3期15年かけて課題と将来像の実現をはかることを目的とする、施設と都道府県による「推進計画」は既に動き出しています。

このたびの改正児童福祉法(以下、「改正法」)に、子どもの権利条約に言う「子どもの権利」、「子どもの最善の利益」が明記されたことを受け、課題と将来像を「子どもの人権・権利を柱に据えた養育」の観点で再構成し、その実現を図りたいと思います。

この立場から、本会の提案・意見を申し述べます。

(1)改正法第一条、第二条において、子どもの権利条約でいう「子どもの権利」、「最善の利益」等が規定された意義は大きく、私たちは先頭に立って、子どもの権利条約の普及と具現化に努めたいと思います。

(2)改正法第三条には「の二」を加え、◇Kinship care「家庭・実親による養育」が第一、◇Family-based care「家庭における養育環境と同様の養育環境」による養育が第二、◇Family-like care「できる限り良好な家庭的環境」による養育としてFoster care(里親養育)、Other forms of family-based care(その他の形態の家庭的養育)および小規模化されたResidential care「施設養育」と、優先順位を規定しています。これは、国連の「児童の代替的養護に関する指針」(2009年12月、国連総会決議)に則ったものです。

(3)国連の「児童の代替的養護に関する指針」(2009年12月、国連総会決議)では、family-based care(家庭養育)として、①kinship care(親族養育)、②Foster care(里親養育)、③Other forms of family-based care(その他の形態の家庭的養育)としています。ファミリーホームはこれに当たります。

④Residential-care(施設養育)に関しては、大規模な施設は廃止して、可能な限り家庭や少人数の家庭環境に近い「家庭的養育(family-like care)」にしていくことを求めています。

(4)「日本型社会的養護(仮称)」の構築を目指す

①「日本型社会的養護(仮称)」とは、日本の社会的養護が、「イギリス、アメリカ、オーストラリア、EU諸国のように施設を廃止して里親へ移行するという方向ではなく、日本独特の措置制度(都道府県・政令指定都市が措置権を持ち、国及び都道府県・政令指定都市が費用負担義務を負う)の下で、4～6人の小規模ケア(生活単位の小さい小舎制施設等)・個別ケアの拡充・強化を図りつつ、施設と里親が連携し、施設のソーシャルワーク機能など専門性を活かした日本独特の社会的養護を目指すもの」として、提案するものです。

②「家族」は、「ファミリー (family)」。「家庭」は、「ホーム(home)」です。元々家族が生活する場を家庭と言ってきたのですが、家族が家庭を作らなくなり、「家族」を崩壊させ、「家庭」を機能不全にさせる状況が生じています。「家庭」の機能としては、身体的育児・介護や経済的扶養、精神的情緒育成等があげられます。「家族＝家庭」の時代もありましたが、今の日本では、社会的養護の「ホーム(home)」こそが、「家庭」のモデルに成り得るとは言えないでしょうか。

③Residential・care(施設養護)に関しては、国連の勧告にあるように、大規模な施設(生活単位が大きい大舎制施設)は、可能な限り家庭や少人数の家庭環境に近い「家庭的養育(family・like care)」にし、あずかり育てるばかりでなく、治療的養育や地域児童・家庭福祉の拠点として、社会的養護体制を再構築する必要があります。

④戦災孤児の時代と違い、今の日本の要保護児童には親がいます。子どもはどんなにひどい虐待を受けていても「いい子になるから迎えに来てね」と親を求めて止みません。従って、日本の社会的養護には、子どもと同時に親・家庭への支援が不可欠です。親・家庭への支援に関しては、里親よりも施設のほうがそのノウハウを蓄積してきています。施設と里親が互いを補いつつ連携・協力して、日本独特の社会的養護の体制を作るべきなのです。

⑤子ども人口に占める施設・里親への入所率は、イギリス、アメリカなどと比べ日本は圧倒的に少ないと言われています。(イギリス東アングリア大学のジューン・ソブンの講演によると、1万人あたりオーストラリア49人、イギリス55人、アメリカ66人、フランス102人、日本17人)。ショートステイ、トワイライトステイを含む一時保護所、里親支援機関などを備えた児童家庭支援センター等の活動を展開すれば、Residential・care(施設養護)の役割は、まだまだ増えこそすれ減ることはないと思います。

※「児童養護施設入所児童等調査結果(平成25年2月1日現在)」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局)

- ・家族との交流無し〔里親(72%)、養護(18%)〕
- ・今後の見通し〔里親継続(68%)、養護で継続(55%)〕

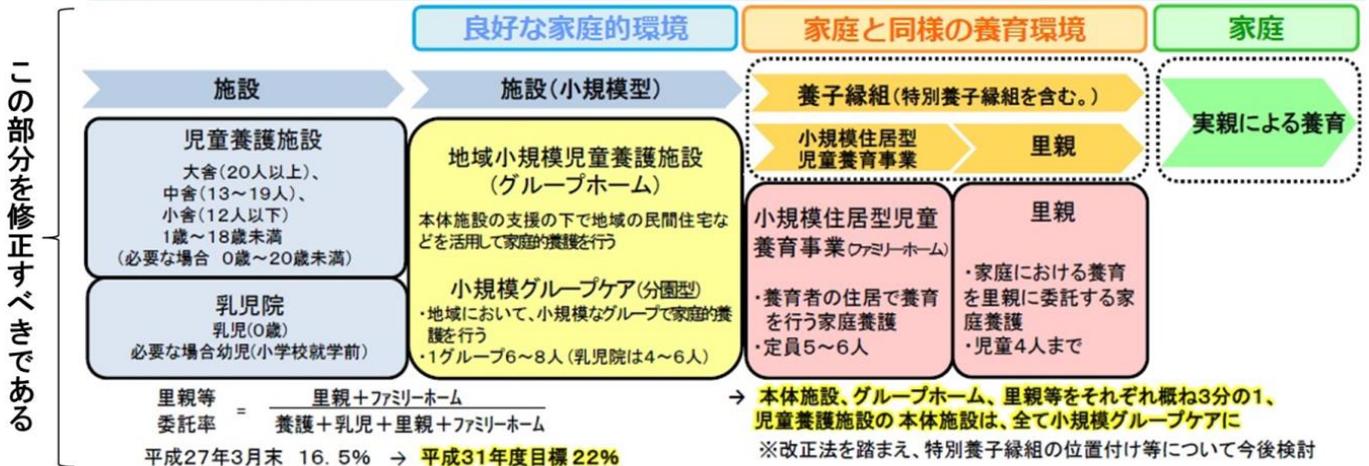
重篤化した児童を預かる施設でありながら、親子関係修復に向け積極的に展開し、H27厚労省社会福祉施設等調査でも、児童養護施設退所児童の約55%は家庭復帰している。

## 家庭と同様の環境における養育の推進【公布日施行・児童福祉法】

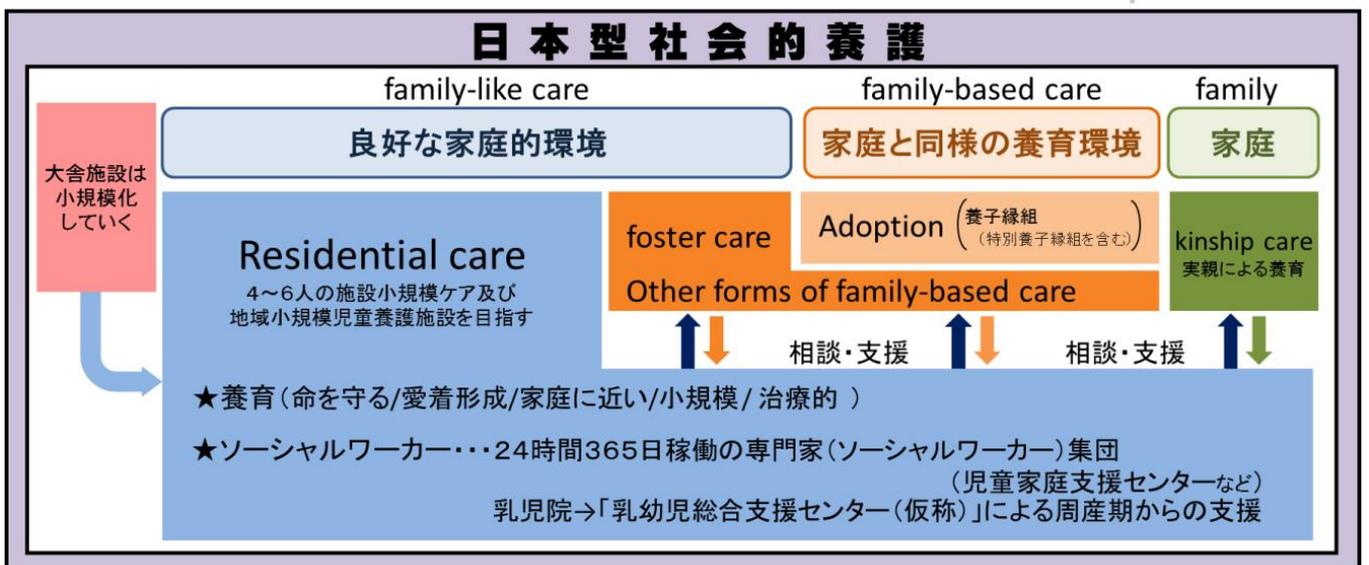
- 考え方**
- 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要。
  - しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約9割が施設に入所しているのが現状。
  - このため、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化することが必要。

### 改正法による対応

- 国・地方公共団体(都道府県・市町村)の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。
  - ① まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
  - ② 家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
  - ③ ②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。
- ※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。



## 日本型社会的養護



## 2. まとめにかえて

- 「課題と将来像」の主要な部分が平成27年度から動き出したことにより、40年近く取り残されてきた「児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、母子生活支援施設、養育里親等の社会的養護」は、やっと改善に向けて動き出しました。職員配置増や生活単位の小規模化、切れ目のない自立支援、四年制大学への進学保障等、子どもの権利、最善の利益を確保する社会的養護の歩みが、ようやくスタートしたのだと言わねばなりません。
- その結果、社会的養護分野の職員配置や小規模・個別ケア推進等の体制が、障害児施設を上回ることであり、逆転してしまいました。すべての子どもが改正法の下で、同じ子どもとして大切に守られるためにも、子ども・子育て施策、社会的養護施策、障害児施策の垣根を越えて、妊娠期から子育て期までの相談連携と子ども家庭福祉の推進が図られるべきであり、課題と将来像には障害児分野を統合する必要があります。障害児施設にも職員配置増、小規模・個別ケア推進等の体制整備が必要です。
- 子どもの貧困や児童虐待、DV等の「負の世代間連鎖」を断ち切るためにも、社会的養護施設等は、あざかり育てるばかりではなく、地域の子育て・家庭支援の拠点として、一時保護やショートステイ、トワイライトステイ、家庭訪問事業、里親支援事業など慈善事業の時代から培ってきたソーシャルワーク機能を十分発揮する体制を作るべきです。児童相談所は措置権を強化しながら、市区町村の要保護児童対策地域協議会(要対協)の活性化等を図り、民間社会事業との協働体制を作るべきです。
- 家族崩壊、家庭機能不全、子育ての孤立、少子化とコミュニケーション障害の増加等による児童虐待の増加、引きこもり・不登校の増加、いじめや親に受け止めてもらえない浮遊する子どもたちの悲劇など、今、日本の養育は危機的様相を呈しています。児童相談所は虐待通告の処理に追われ、里親機関事業や、一時保護、要支援家庭への支援などは機能不全となり、施設は思春期の子どもたちの受け入れに汲々としています。それでも施設に繋がっている子ども・家庭は、恵まれている状況にあると言えるのかもしれませんが。
- 課題と将来像の新たな展開により、「一般家庭」の範となるような養育モデルを、社会的養護関係者が作りあげていくことは可能です。むしろ、子育てに困った親が自ら頼り、預けたくなるような「優れた養育を実践する施設等」を創りあげない限り、日本の養育危機は克服できないとも言えるかもしれません。通告される前に、自ら相談する気にさせるような体制を作る必要があります。
- 子育てに困った親が頼り預けたくなるような、優れた養育を実践する施設等は、胎児期、新生児期、学童期、思春期、青年期等の各発達段階において、愛着形成から自我形成、自立に至る個別養育の質を問うものでなければなりません。養育者の孤立を防ぐためにも、市区町村と民間社会事業を結んだ地域のネットワークの構築が必要です。「日本型社会的養護(仮称)」構築に向けて、現場＝実践の場における質の高いソーシャルワーカーの育成が求められます。それは子どもに寄り添い続ける実践のルツボの中からしか生まれません。「日本型社会的養護(仮称)」では、24時間365日稼働する児童養護施設の児童家庭

支援センターや、乳児院における「乳幼児総合支援センター(仮称)」等の専門家(ソーシャルワーカー)集団の形成をも目指すものです。

○イギリス・ルーマニア養子研究の第一人者であるマイケル・ラター(JaSPCAN大阪大会に合わせ、渡辺久子氏と村瀬嘉代子氏がインタビュー)も、日本の児童養護施設等の取り組みを評価し、苦闘している現場職員を支える必要性を述べています。また、同様にブカレスト研究・愛着理論と治療についての研究者であるチューレーン大学Charles H. Zeanah, jr氏やルーモス常務理事、バーナードス前代表のロジャー・シングルトン卿などの愛着理論の研究者たちが相次いで来日し、施設現場を訪れながら意見交換するなかで、日本における乳児院や児童養護施設の先駆的・治療的取り組みについて、一定の評価をしています。

○施設現場においては、子どもから学びつつ生活単位の小規模化・個別ケアを推進し、施設ケアの専門性を生かした「日本型社会的養護(仮称)」や、「乳幼児総合支援センター(仮称)」の構築を目指したいと思います。

## 〔参考〕新たな社会的養育の在り方に関する検討会への意見・提案(平成28年9月16日、意見部分を抜粋)

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国児童養護施設協議会  
会長 藤野 興一

### (1)前提として「課題と将来像」で示した方向性は原則的に踏襲し、具体的改善策を考えたい

- わが国における子どもの養育に、現場は危機的臨場感をもっている。子ども家庭福祉全体を俯瞰する視点と、制度再編の必要性を認識しており、私たち現場からも、社会的養育のあり方の検討に、さまざまな提案を行っていききたい。
  - 例えば、私たち児童養護施設は地域分散化だけでなく、施設内支援をユニットケアや小規模グループケアに移行してきている。つまり「課題と将来像」に基づき、家庭的養護へと着実にシフトしてきており、こうした施設の地域分散化も含めた養育のあり方を、これからも追求していきたい。
- 【実現のために必要なこと】**
- 改正法を受け示された養育推進の分類では、「できる限り良好な家庭的環境」は「地域小規模児童養護施設」と「小規模グループケア(分園型)」とされ、私たちがすすめる施設のユニットケアや小規模グループケアが外れているが、施設における6～8名の小規模グループケアは、「できる限り良好な家庭的環境」として十分機能しており、必ずしも「(分園型)」と限定する必要はないと考えている。また、施設ではファミリーソーシャルワーカーが中心となって、家庭復帰・復帰後のケアを担い、改正法にある“子どもは家庭で”との考え方を大切にし実践している。一方、ファミリーホームおよび里親は「家庭における養育環境と同様の養育環境」と整理されている。さまざまなファミリーホーム、里親の実態があるなかで、残念ながら、家庭の養育環境と同様とはいきれないケースがあることも、否めない。支援の実態を見てほしい。そして、「家庭における養育環境と同様の養育環境」「できる限り良好な家庭的環境」の明確な定義や条件、そして社会的養育環境がめざす先を、ともに考えたい。
  - 児童養護施設の地域分散化を一層推進するためには、地域小規模児童養護施設の実施箇所数の拡大や、チーム責任者を配置するなど、きめ細かな施策の充実も欠かせない。
  - 社会的養護の理念と機能と役割を明確化し、社会的養護分野における共通の方向性を示し、各分野の将来像を明らかにした「課題と将来像」は、評価できるものである。「課題と将来像」を実現するため、全国の施設と都道府県はともに推進計画を策定し、現場では様々な取り組みが始まっている。今後の議論がこうした事実を踏まえ進められるよう願っている。
  - 「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」では、施設類型の見直し等を含む社会的養護体系の在り方について検討するとされているが、よりよい制度とするためにも、検討にあたっては現場との意思疎通を十分にはかかってほしい。

### (2)一時保護機能の充実・活用の推進をめざす

- 新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会(以下、専門委員会)報告は、一時保護の委託先を里親家庭や小規模化された施設へ転換することが望ましいと提案している。一時保護の対象となる子どものニーズ・状態像はさまざまであり、その受け皿を多様化することは望ましい。一方、重篤・複雑な問題を抱えた子どもも少なくなく、児童養護施設、乳児院等の施設は、一時保護委託先として重要な役割を今後も担い続ける気概と専門性をもっている。
- 児童相談所からの委託措置である一時保護は、現状では「親子分離のための一時保護」と化している感がある。しかし私たちは、一時保護を、市町村が行うショートステイ、トワイライトステイも含め、レスパイト要素を強くした「疲れた時に気軽に利用できるもの」として、よりハードルを下げた仕組みに転換すべきだと考えており、積極的にこれらの役割を担うつもりである。こうした一時保護ができる施設は、親子関係の調整を含むアセスメントの場となり、新たな、地域家庭支援の重要な社会的資源となり得る。このことは、「個別対応」「教育権の保障」も含めた改善策となることはもちろんであり、この専門性を地域社会のなかで活かしていくことが重要だと考える。

**【実現のために必要なこと】**

- 施設が一時保護を担うにあたり重要なのは、子どもに安心感と安全感を提供できる環境を有し、その機能を十分に発揮することである。そのためには、子どもの年齢等を勘案しつつ、個室対応や職員個別対応を可能とするような独自の人的体制、独自の施設整備が必須である。
- 既に「雇児発 0905 第2号児童家庭局長通知 児童養護施設等における一時保護児童の受け入れ体制整備について」において、平成28年4月1日から一定の整備が図られているが、市町村事業であるショートステイ、トワイライトステイ事業と一体的な対応が可能となるような仕組みを考えるべきである。

### (3)進学支援制度の拡充と、一貫した支援体制の構築をめざす

- 社会的養護の対象となった子どもたちの自立は、専門委員会報告でも指摘されているように、支援の必要性の有無という視点に立てば、一律に18歳で打ち切ることはできない。私たちには、子どもたちのインケアからリービングケア、アフターケアまでを、一貫して、かつ安定的に支援する用意がある。また実際に、取り組んでいいる。
- なかでも子どもたちの社会的自立、経済的自立にとって、大学等への進学は大きな機会を生む重要なものである。それと同時に、進学以外の将来を選択する子どもたち、高校を中途退学する子どもたちにも充実したアフターケアができるよう、施設一丸となって臨みたいと考えている。

**【実現のために必要なこと】**

- 以上を実現するためには、児童福祉法の保護対象年齢を20歳まで引き上げるとともに、最低22歳までの措置延長を可能とすることが望ましい。
- また、大学等進学者に対し、給付型支援たる進学助成費や特別育成費を新設するなど、子どもたちの進学を支援する方策を、ともに考えていただきたい。加えて、高校の中途退学児等の自立支援は、高卒者への支援にも増して重要であると考えているため、国としても施策を講じてほしいと考える。
- 子どもたちのインケアからリービングケア、アフターケアまでを、一貫して且つ安定的に支援するため、自立支援担当職員を早急に配置することも、重要な課題であると考えている。

○なお、自立援助ホームの対象年齢拡大を踏まえ、その機能を最大限に活用するため、自立援助ホームの職員体制や支援体制、措置費の充実等は再検討し、児童養護施設とさらに連携が図れるよう改善を図ってはいかがか。

#### (4) 社会的養護の人材確保、育成、定着は最重要の課題

- 子どもの権利をまもり、その最善の利益を保障していくためにも、それを担う人材の確保・育成・定着は極めて重要な課題である。とりわけ人員・人材の確保は喫緊の課題である。
- 全養協はこれまで、各種調査や研修会、パンフレットの作成などを通じて、現場の人材確保に資するべく活動に取り組んできた。また、体系だった研修による人材育成を図るため、職員の研修体系の整備や様々な職員研修等に取り組んできた。
- すべての施設現場において、質の高い養育が提供されるよう、今後もこうした活動に積極的に取り組んでいく考えである。
- 【実現のために必要なこと】
- 児童養護施設では、人材の確保が困難な状況にあり、養育の質の確保・継続性の確保等の点からも、早急に取り組みを推進したい。現在、保育所保育士や、高齢者介護などさまざまな分野において、人材確保に関する施策の充実が図られているが、社会的養護分野においても、固有の施策が必要である。
- 専門委員会報告にも指摘があるように、子どもの多様で複雑なニーズに応えるためにも、施設においては職員配置の充実や、給与・労働条件の向上を着実に進める施策を求めたい。
- また、人材育成対策として、新たな研修システムの確立をはかるべきである。専門委員会報告でも強調されているように、今日の複雑な課題をもつ子どもと家庭への支援は、児童相談所、市町村、児童福祉施設、児童家庭支援センター、里親等が密接に連携した支援システムが十分に機能することが重要である。その一端を担う施設職員の育成は、必須の課題である。
- 保育士の養成にあたっては、保育分野と社会的養護分野両者の養成校と施設現場とが一緒にテーブルで、養成カリキュラムや資格問題等協議する必要がある。
- 「課題と将来像」の実現に向けた職員養成が必要である。一般的な施設実習ではなく、「小舎制」「グループホーム」に特化した実習の強化が必要である。養成カリキュラムも「児童虐待」や「発達障害」への対応や、食生活やホームヘルプ等、養育についてのカリキュラムを付加すべきではないか。
- 今でも全国の「小規模グループケア」や「地域小規模児童養護施設」の実施設では、多くの施設見学や実習、現任研修を受入れているが、こうした実践現場での実習は極めて有効である。受入施設へ担当者やコーディネーターを配置し、こうした取組みを積極的に後押ししていただきたい。
- このたび設置された「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」では、主に児童相談所や行政職員の専門性向上を図るための検討が行われることとなっているが、急増する児童虐待等への対応をはかるために、これは喫緊の課題であり、大きな期待をもって注視している。あわせて、子どもたちの包括的な支援という点に立てば、私たち施設関係職員等の専門性向上も同様に重要な課題であり、ぜひ検討課題として加えていただきたい。

#### (5) 児童家庭支援センターを活用し、子ども・家庭への支援の拡充をめざす

- 現在、児童家庭支援センターは全国で 112 か所整備されている。地域支援拠点の今後の整備を考えるうえで、すでに設置され、現に、虐待予防や親子関係再構築支援等の専門的な実践を行いつつ、ショートステイの利用調整など、実際に施設と地域をつなぐ役割を担い、地域の子どもの家庭支援の課題に取り組んでいる児童家庭支援センターを活用しない手はない。私たちは、児童家庭支援センターを活用し、これまで施設が蓄積してきたさまざまなノウハウを、より一層、子ども・家庭支援に十二分に活かすことをめざす。
- 【実現のために必要なこと】
- 専門委員会報告および改正法では、子ども・家庭への支援は、生活に身近な場で行われる必要があるとされ、そのために基礎自治体は支援拠点の整備に努めることとされた。しかし、「児童家庭支援センター」の十分な活用策は検討されず、また示されていない。児童家庭支援センターがもつ機能を多いに生かすためにも、その強化は急務である。
- 児童家庭支援センターの機能を十分に活用するためには、国が示している設置目標数の実現や、経験豊かなケースワーカー等専門的人材による支援が必要であり、予算面も含めた措置が必要である。

#### (6) 里親支援施策の拡充をめざす

- 社会的養護を必要とする子どもたちに、家庭養護を優先的に保障していくためには、里親の存在は欠かせない。今日の子どものさまざまなニーズや複雑な状態像を踏まえた養育を里親に担っていただくために、私たち施設は、専門性を活かした里親支援に今以上の力を注ぐ用意がある。
- 例えば、里親支援専門相談員が乳児院と児童養護施設にすでに配置され、里親支援機関事業を受託している施設もある。里親サロンやレスパイト事業を引き受けている施設もある。施設には、さまざまな知識と経験、ノウハウに基づく専門性が蓄積されている。私たち施設はこれらを活用して、各地域で里親と協働し、社会的養護を必要とする子どもたちや家族を支援するシステムづくりを推進する役割を強化する。
- 【実現のために必要なこと】
- 「課題と将来像」では、施設と里親の連携、施設による里親支援及び地域子育て・家庭支援等の役割、地域児童福祉の拠点としての施設展開等を掲げている。私たちが、長い歴史を経て今日に至るまで一貫して社会的養護を担い、地域の児童家庭支援・社会的養護実践における多くのノウハウを蓄積してきたものを、里親開拓、支援、育成に活かしたい。
- 里親支援システムの整備と機能化、施設と里親の相互理解や里親に対する研修機会の整備などが、さらに必要だと考える。従来児童相談所が担っていた里親支援事業は「措置」の部分を残して全て民間に、特に児童養護施設、児童家庭支援センター等に移行すべきである。
- 養子縁組の推進にあたっては、施設の家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員、児童養護施設、児童家庭支援センター等での里親支援機関事業に活用することは有効である。